

平生町告示第20号

平成28年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年6月3日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成28年6月14日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

長岡 浩君

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

渕上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成28年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成28年6月14日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年6月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平生町犯罪被害者等への支援に関する条例
- 日程第6 議案第2号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 報告第1号 平成27年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第11 報告第2号 平成27年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第12 報告第3号 平成27年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平生町犯罪被害者等への支援に関する条例
- 日程第6 議案第2号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第3号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

日程第8 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

日程第9 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子 <small>さん</small>
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 淵上 正博君	9番 細田留美子 <small>さん</small>
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子 <small>さん</small>	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	吉賀 康宏君
教育長 ……………	新田 保弘君	会計管理者 ……………	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
総合政策課長 ……………	藤田 衛君	町民課長 ……………	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 ……………			兼末 仁君
健康福祉課長 ……………			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 ……………			藤山 一人君
建設課長 ……………	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 ……………	安村 昌己君

教育次長兼学校教育課長 …………… 角田 光弘君
社会教育課長 …………… 岡村 茂樹君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成28年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、河藤泰明議員、洲上正博議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年3月から6月実施の例月出納検査の結果報告、議員派遣報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告について町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

ただいま、本会議の開催に先立ちまして、黙禱を捧げさせていただきましたが、去る4月14日に発生をいたしました熊本地震については、発災してからちょうど2カ月が経過をいたし

ました。被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興と日常生活への復帰を祈念をいたしております。

本町といたしましても、山口県とタイアップをして、カウンターパート方式により、熊本県御船町へ4期に分けて4人の職員を派遣をし、被災地での復興支援のお手伝いをさせていただいたところであります。今後におきましても、可能な限りの支援をさせていただきたいと考えております。

また、このたびの被災地支援の経験を本町における災害対策等に生かしていくべく、担当課はもちろんのことでございますが、全庁挙げて、経験を共有をして、災害現場での行政対応を検証し、不測の事態に対する体制づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

平成28年度がスタートいたしまして2カ月が経過をいたしました。早いもので6月半ばを迎えました。

水田には、みずみずしい早苗が風に揺れ、この時期ならではの風情を醸し出しております。この身近で豊かな自然と美しい風景に、心が癒される気がいたしております。ことしの梅雨は、ほぼ平年通り6月4日に梅雨入りとなりました。今年の梅雨が、災害もなく、農家にとってもほどよい恵みの雨にとどまることを願うばかりであります。

いずれにいたしましても、最近の地震や火山の噴火、近年多発をしておりますゲリラ豪雨や土砂災害も想定をし、初動体制を含めて防災対策の一層の強化に取り組んでまいりたいと思います。

そうしたさなか、平成28年第2回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの上程議案は、条例3件、承認2件、そして報告が3件となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告をさせていただきます。

国の新年度予算は、年度内の3月29日に成立をいたしました。当初予算といたしましては、昨年度に続いて過去最大を更新する予算額となり、一般会計予算で、9兆6千7百21億8千円となっております。

歳出においては、社会保障費が3兆1千9百73億8千円と、過去最大を更新をいたしております。公共事業費や防衛費等、4年連続で増加となっております。また、歳入におきましては、国債は減少しているものの、35%を超える高い水準となっております。

また、6月2日に開催をされました経済財政諮問会議後の臨時閣議におきましては、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針とニッポン1億総活躍プラン、新成長戦略が閣議決定をされました。

骨太の方針では、GDP 600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの新3本の矢の実現により成長と分配の好循環を確立し、日本経済の持続的拡大を目指すことを掲げております。成長戦略を実行し、経済成長による税収増などを財源に1億総活躍プランに取り組むシナリオとなっております。

1億プランでは、待機児童の解消に向けて、保育の受け皿を整備するとともに、保育士や介護士の人材を確保するための給与を引き上げるといたしております。

成長戦略におきましては、人工知能などの技術を活用し、生産性を高める第四次産業革命を柱に据えております。

政府は、2020年度に、国と地方の政策予算を借金に頼らないようにする基礎的財政収支、プライマリーバランスの黒字化という目標を掲げておりますが、骨太の方針には、財政健全化の実現を担保する具体的な計画は盛り込まれておりません。

いずれにいたしましても、地方にとってはこうした方針や戦略等、あらゆる手段を総動員して景気回復を軌道に乗せ、財政再建と比例した地域経済の再生につながるよう、期待をいたしております。

また、地方財政や地方交付税を初め、地方を取り巻くさまざまな課題につきましては、今までも地方6団体で国に要望してまいりましたが、今後におきましても国と地方の協議の場等、さまざまな機会を通じて、地方の声を発信をし、全国町村会を含む地方6団体においても引き続き強力に要請してまいりたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について、御報告を申し上げます。

4月18日から26日にかけて、町内5会場において行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆さんにも御出席いただきまして、誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

会議では、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任をされておまして、今自治会の数は147ありますが、この内、新規の自治会長さんは、110人、約75%の方が新規の自治会長さんとして御就任をされております。

行政協力員会議では、こうした新規の方が多いこともあり、主に行政側からのお願いや情報提供など、沢山の説明をさせていただいたところでもあります。

説明の後には意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、要望をいただきました。

これらの意見の中には、例えば、町からの配布物について、有害鳥獣の捕獲時期について、町の基金について、ごみの不法投棄について、太陽光発電について、公共下水道について、動物の死骸処理について、交通安全について、自主防災組織の活動について、都市計画税についてなど、

沢山の御意見や御質問をいただき、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果があがったものと考えております。

なお、内容によっては早急に対応出来るものと、引き続き今後の検討課題となったものなどがありますが、それぞれ担当課において対応させていただいてきました。

次に、協働のまちづくりについてであります。

現在、協働のまちづくりについては、町内の公民館等を単位とする6地区において、コミュニティ協議会の取り組みが進められております。

宇佐木、大野、堅ヶ浜、平生まち・むらの4つの協議会においては、それぞれ夢プランを策定をされ、実践活動をされております。本年度においても総会を開催され、事業や決算報告、また事業計画や予算を承認され、各地区においてそれぞれ特色のある取り組みが展開されているところであります。

また、曾根地区におきましては4月28日、佐賀地区におきましては5月9日に、それぞれコミュニティ協議会の設立総会が開催をされ、規約の承認や役員を選任、活動計画や予算等が承認をされました。

曾根と佐賀でコミュニティ協議会が設立されたことによりまして、町内6地区のコミュニティ協議会が全て整いました。

今後は、この6地区がさらに連携を取りながら、地域と行政一体となって、参加と協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

同じ町内にあっても、地区ごとや地域ごとで抱える課題や悩みは違いますので、それぞれの地域において課題を抽出しながら、できることから取り組みを進めていこうといった機運が芽生えてきております。

町としても、協働のまちづくりの具現化に向けて、地域の皆さんと一緒に取り組むをしていきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては今後とも、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、熊本地震への職員派遣についてであります。

4月14日に発生をいたしました、平成28年熊本地震に対して、平生町からも県の派遣要請に呼応して、4月25日から5月30日の間において、4回に分けて4人の職員を派遣をしてまいりました。

これは、カウンターパート方式とあって、それぞれ対象となる市町を決めて、特定の県が特定の市町を支援する方式でありますけれども、今回は山口県が熊本県御船町を支援することになったものであります。

業務内容といたしましては、1回目の派遣におきましては、全国から寄せられた支援物資等を

仕分け、配送することが主な業務でありましたが、途中で、ボランティアの支援的な作業にも従事をして災害復旧にも取り組んだと報告を受けております。

2回目以降は、主に避難所の運営に当たったと報告を受けております。

今後におきましては、参議院選挙事務が終了した後、改めて、状況を見て応えていきたいと考えているところであります。

今回の派遣を大きな経験として、各課においても平生町で被災した場合を想定して、どういう対応をとればいいのか、職員に対し改めて指示をいたしたところであります。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告をさせていただきました。

終わりに、平成27年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額52億8,460万5,491円、歳出総額50億6,247万5,807円で、差し引き2億2,212万9,684円となりまして、繰越明許費1,629万円を控除いたしますと、2億583万9,684円が実質の収支額となるものであります。

次に、特別会計であります。8つの特別会計の総額を申し上げます。

歳入総額43億9,264万8,994円、歳出総額42億4,289万9,176円で、差し引き1億4,974万9,818円となりまして、繰越明許費45万円を控除いたしますと、1億4,929万9,818円の実質収支額となっているものであります。

以上、平成27年度の一般会計ほか、8つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 皆さんおはようございます。教育長といたしまして、議会定例会初めてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4月以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、佐賀小学校の小規模特認校制度についてであります。昨年度、小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で学びたい、子供を学ばせたいという希望者に対しまして、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め児童を受け入れる制度として、小規模特認校制度を設け、児童を募集しました。

その結果、本年4月以降、7名の児童がこの制度を利用して、佐賀小学校に通学しております。うち2名は従来の就学指定校変更により、佐賀小学校に通学していた児童がこの制度の利用に移行したものでありますが、5名については、この新制度により通学を始めたものであります。今

後も、佐賀小学校を地域コミュニティの核と位置づけ、合わせて特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図るため、この制度の周知に努めてまいりたいと思います。

次に、社会教育施設の耐震化についてであります。今年度予算措置をしております、中央公民館の耐震化工事については、現在事務手続きを進めており、7月初旬には入札、業者決定、仮契約、議会承認、本契約、着工という流れで進めてまいりたいと思います。工期は約4カ月を予定しております、本年中には完了見込みであります。工事期間中は中央公民館の全館が使用できなくなり、利用者の皆様には御不便をおかけすることとなります。また、工事に伴います騒音についても、近隣の皆様に御迷惑をおかけすることとなりますので、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 承認第1号

日程第9. 承認第2号

日程第10. 報告第1号

日程第11. 報告第2号

日程第12. 報告第3号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平生町犯罪被害者等への支援に関する条例から承認第2号専決処分の承認について、平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。町長に提案理由の説明並びに日程第10、報告第1号平成27年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第12、報告第3号平成27年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、本日御提案を申し上げました議案3件並びに承認2件につきまして、順を追って説明させていただきます。

まず、議案第1号平生町犯罪被害者等への支援に関する条例について御説明を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、本町における犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、安全で安心な地域社会の実現を目的として制定するものであります。

主な内容につきましては、町や町民等の責務を明確化するとともに、犯罪被害者等の支援のための

総合窓口の設置などを規定をいたしております。本条例策定に向けての取り組みといたしましては、柳井警察署管内における自治体が足並みをそろえて6月議会に上程する取り組みが進められておりまして、本町におきましても、他の自治体と同様、本議会において条例案を上程させていただいているところでありまして、施行日につきましては、平成28年10月1日といたします。

続きまして、議案第2号平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月15日に公布され、建築基準法施行令第123条第3項の規定にある4階以上の階に設ける「特別避難階段」に係る規制が合理化されたため、同項を引用する条文について、改正するものがあります。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第3号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成28年2月3日に公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されております。この改正については、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定するものであります。これに伴い本条例につきまして、放課後児童支援員の資格に係る学校等に、義務教育学校を追加するものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、並びに承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について一括して御説明を申し上げます。

両条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

このたびの地方税制の改正は、経済の好循環を確実なものにするほか、地方創生の推進、税源の偏在是正などの観点から行われているものであります。

条例改正の主な内容につきましては、法人住民税法人税割を税率変更するもので、平成29年4月1日以降に開始する事業年度について、現行の12.1%から8.4%へ引き下げるものであります。また、平成29年4月1日以降、軽自動車の所有者に賦課する税の名称を軽自動車税から軽自動車税

種別割に変更するとともに、軽自動車の取得者に賦課する軽自動車税環境性能割を創設することとし、軽自動車税のグリーン化特例については、1年間適用期間を延長するものであります。

固定資産税におきましては、平成28年4月1日以降、新たに設置をされる再生エネルギー発電設備等に係る課税標準額の特例措置について、従来の適用期間を延長するものであります。この適用期間の延長につきましては、従来国が各法で決めておりました、地方税制の特例措置について、地方税法に基づいて、同様の措置を町条例において規定するものであります。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明を申し上げます。改正内容につきましては、2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げでございます。医療分につきましては52万円から54万円に、後期支援分は17万円から19万円にそれぞれ引き上げ、改正後の賦課限度額は、総額で85万円から89万円になるものでございます。

2点目は、低所得者対策として、軽減判定の所得基準額の引き上げでございます。国保加入者に乗ずる額につきましては、5割軽減では26万円から26万5,000円に、2割軽減では47万円から48万円にそれぞれ引き上げるものであります。

続きまして、報告第1号並びに報告第2号を一括して御説明申し上げます。

まず、報告第1号は平成27年度平生町一般会計繰越明許費であります。内容といたしましては、3月定例会におきまして御議決をいただいております、総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業につきまして、繰越額及びその財源内訳について記載をいたしました繰越計算書であります。

次に報告第2号は、平成27年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費であります。平成28年度に繰り越すことになりました管渠布設工事についての繰越計算書であります。

いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費の御報告を申し上げますのであります。

続きまして、報告第3号平成27年度平生町土地開発公社の経営状況についての報告であります。

去る5月25日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告を申し上げますのであります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げます議案3件並びに承認2件の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

説明不足の点もあろうかと思っておりますので、私並びに説明出席者よりお答えをしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決並びに御承認を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第13. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第13、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています防災拠点施設の耐震化について質問をいたします。

熊本では、一昨日も震度5という余震に見舞われました。住民の皆様にも一日でも早い日常生活が戻ってくるよう心からお祈りいたします。

さて、この熊本地震を受け各地で災害対策の見直しが始まっています。総務省、消防庁によりますと防災拠点については、全国19万とあり、その耐震化率は2015年3月現在で88.3%と先日発表がありました。その中でも自治体庁舎は74.8%と、財政事情により取り組みが進んでないという分析でした。

山口県は、全国平均を8.6ポイント下回る79.7%で47都道府県中44位という低い順位です。特徴として、警察や学校関係は9割を超しているのですが、県民会館、公民館などは59.6%、庁舎は62.4%と低い数字になっています。平生町の場合は全体で76.0%となっており、今回の地震では宇土市、大津町、八代市、人吉市、益城町の5市町の庁舎が使用できなくなり、住民への混乱が広がりました。

平生町は大丈夫かと住民の皆さんが様に心配されています。役場内での防災拠点は第3庁舎ですが、本庁舎は昭和35年の建設で56年が経過しています。平成21年の第一次診断では構造耐震判定指標を大きく下回っていました。

一昨年も岩本議員から老朽化した庁舎をどうしていくのかという質問に対して、町長は役場内の検討委員会で検討しているとお答えでした。その後の進捗状況をお尋ねいたします。

2001年の芸予地震では、土曜日の昼間で幸い職員に対して被害はありませんでしたが、棚が倒れたり建物に亀裂が入ったりしました。もし、職員の働いている時間帯に大きな地震が起きたらとぞっとします。南海トラフ巨大地震が想定される現在、町の心臓部であり災害時の住民のよりどころとなる本庁舎と職員の安全は第一に考えるべき課題です。

町長は災害時に住民の安全と安心を守る防災拠点の耐震化の進捗状況と職員の安全確保についてどのように考えておられるのかをまず質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 本町の防災拠点の耐震化ということで、今、御質問をいただきました。

今回の熊本地震で、今、例示をされましたように、5つの市町での庁舎が損壊を受けて機能が果たせなくなったということで、改めて、庁舎、自治体の役場について、その災害になれば当然司令塔になりますし、生活再建に向けての拠点ということになるわけですから、改めて、その庁舎の重要性というものが、今、見直されてきておるといふふうに思っております。

ただ、この前の震度7ぐらいですから、熊本地震が。それと同じ震度7クラスぐらいが来ると相当な、本町におきましても、ダメージが予想されるということになると思います。本町の場合は御指摘ありましたように、これまで財政状況等を踏まえながらも、小学校、中学校等々の学校施設の耐震化を優先的に取り組んでまいりました。指定避難所等についても、順次、年次的に整備を図ってきたところでございますし、また、今年度は中央公民館の先ほどもありましたけれども、中央公民館の耐震化工事を着手をするということで、それぞれの施設についてもこれから公共施設の管理計画を、今、策定をいたしております。

公共施設の管理計画を策定をし、これに沿って年次的に整備を図っていくというのが、基本的な考え方であります。

そこで、この庁舎、本庁舎であります。今、御指摘がありましたように、昭和35年の建設ですから56年が経過をいたしております。当然耐震基準は満たしていないわけでありますから、早急な対応が必要になっているということで、今、御指摘がありましたように検討委員会を設置をして、ここで今検討させていただいております。まだ、結論は出ておりませんが、進捗状況については副町長のほうから状況を報告をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、新庁舎ができるまでは、その第3庁舎を災害対策本部の機能を代替する施設というふうに位置づけをいたしております。これは耐震基準を満たしておりますから、この辺についての対応をしていきたいというふうに思っておりますし、いろんな通信の施設等含めて整備をしながら取り組みを進めていきたいというふうに思います。ことしもこの中央公民館とあわせて個々の外壁等の修理等も予算に上げさせていただいておりますので、そうしたしっかり周辺環境整備もあわせて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） 本町の取り組み、庁舎の整備に関することについての進捗状況について報告をさせていただきます。

このプロジェクトチームといいますか、この検討の名称が庁舎整備庁内検討委員会というのを設置をいたしております。これは平成25年7月に課長会議のメンバーで平生町、今言いました、庁舎整備庁内検討委員会を設置をさせていただいております。この庁舎の整備に関しまして、必要な事項を調査検討するというところでございまして、委員長は町長、副委員長は副町長となっております。この中でいろんな今協議をしておりますけれども、委員会のこの中で新庁舎の整備方針のまだ案でございまして、その内容について今まで検討、協議をしてきたところでございます。大きく今の柱をいいますと、まず、現状と課題、2つ目が新庁舎整備の必要性及び整備方法についての比較検討、3番目に新庁舎の整備方針、4番目に新庁舎整備の財源と、具体的にはそういった内容で検討をまいっております。

今の、現状の課題については当然のごとく、本庁舎の老朽化ということで耐震性が低いと、またバリアフリー化が困難であると。また、本庁舎機能が分散しておるといような等々災害プラスいろんな方面でそういった検討もしております。それと、新庁舎の整備の必要性については、これはやはり特に東日本大震災これを踏まえまして、今後、早急に整備が必要であるということ。それと、比較検討につきましては、この現庁舎の耐震改修をするのか、また、現地で建てかえをするのか。また、全面移築、非現地、よそに建てかえるのかということ等々で協議をいたしておるところでございます。

それと、新庁舎の整備方針については、当然のごとくそういった状況の中で早急な新庁舎のそういった整備が必要であるということで、これについては町の財政負担、まずこういうものを考慮いたしまして整備に要する初期投資を極力軽減することで検討をしております。

そういったことで4番目に言いました財源については、これはいわゆる交付税措置があるような起債がございませんので、単独の起債で実施するのか。また、曾根の公民館方式のようにリース方式にするのか、その辺を今後早急に検討していかなくちゃいけないと思っております。

いずれにいたしましても、一般財源もかなり充当していかなくちゃいけないということで、基金の積み立てをする必要がございます、そういったことを踏まえて先ほど町長申しましたとおり、公共施設等の総合管理計画、これを今年度に策定をして、その後具体的な個別の実施計画をそれぞれやって行かなくちゃいけない。これは国からのそういった指導も来ております。そういったことで早急に方向性を出して、また、議会の皆様方にも御相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、進捗状況についていろいろ説明がございました。

新庁舎を建てるべく頑張って行かれないといけないのですが、基金の積み立てとかいうお話もございましたが、随分前からこの庁舎どうしていくのか、どうしていくのかっていう話はございました。やっと動きだして今、こういう状況。でも、ない袖は振れない。財源をどうしていくのかという話になって、リース方式にするか、いろんな方法を考えておられるのだと思います。

早急にどうしていくかを決めていただかないといけないと思います。とうことで、ちょっと具体的なお話をさせていただきます。

現状の庁舎に関する質問になります。

まず、1つ目は万が一、町長が不在時の代行や職員の参集体制についてどうなっているのか。以前、徒歩とか二輪車でこちらのほうへ来られたという訓練をされたことがございます。その後、そういった訓練は聞かないんですけど、職員の意識を向上するうえでもそういったことはやられているのか。

2つ目は、本庁舎が使用できなくなった場合どうするのか。バックアップデータも各職員のデータもありますよね。そういったものが立入禁止になったときにどうしていくのか。ここが立入禁止になるという可能性は非常に高いと思います、万が一の地震のときには。そういった場合どうするのか。

また、ここ低い土地ですので水害に弱いです。そういった水害に対してどのように考えていらっしゃるのか。電気、水、食料の確保はどうしていくのか。また、通信手段の確保と防災無線の使用は大丈夫なのか。行政データなどのバックアップ体制と電算室の安全対策を質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の御質問に対しまして回答させていただきます。新庁舎をつくるまでの現在の本庁舎並びに電算等の関係はどうかというお話でございます。

まず、町長が不在時の参集につきましては、以前はそういった自転車とか徒歩とかで参集訓練したこともございます。昨年につきましては、抜き打ちで防災用の職員専用の参集メールによって参集をして訓練として行ってきております。そういったことで参集訓練は大体毎年行うようにいたしております。

それから、本庁舎が使用できない場合のデータはどうするのかという件でございますけども、データにつきましては、町民の貴重なデータ、戸籍等に関するものにつきましては、北海道にデータセンターがございまして、そちらのほうに毎日更新をするようにデータを送信いたしております。そこでバックアップをいたしております。

また、立入禁止になった場合に職員が持っているデータがどうなるかという話でございますけども、通常業務に使うデータはそれぞれのパソコンに入っております、基本となるものは先ほど申しました戸籍のデータでございます。それは、先ほど申しました北海道にありますし、電算室につきましては、こちらの第5庁舎の2階に設置いたしております、本町の庁舎の中では一番強固な建物であろうというふうに考えておまして、高さ的にも2階部分でございますので地上から3.2メートルを有しておりますし、今、ここの役場の敷地が標高1.4メートルとなると、4.6メートルまでの高さまでは対応できるということでございます。

そして、電気、水、食料でございますけども、電気については非常用発電が3カ所設置してありますが、これは地上にそのまま若干、二、三十センチのかさ上げはしておりますが、もし、浸水した場合にはどうなのかという話でございますので、例えば、浸水した場合でもずっと浸水しているものでございませぬので、ある時間が経過すれば何とか元通りになるということでござい

ますので、例えば、バックアップ用のバッテリーがございます。それは24時間は持つということでございますので、24時間の間にそういった手だてを考えていくということがございますので、そういった方向で考えております。

通信手段、これは今の防災行政無線でございますけれども、そういったものもそういったバックアップできるような形で取り組みをしておりますので、24時間もしくは2日間の間については、そういった蓄電池によって動作ができるものと考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） データは、北海道でバックアップしてるから大丈夫だというお話でした。各個人の持っているデータはバックアップして何とかできるのかなと思っております。一応、基本のデータはバックアップされているので大丈夫だということで安心いたしました。この庁舎はとにかく水害に弱い場所にあります。万が一、浸かった場合に例えば高台にある施設の利用を考えられていないのか。また、非常用の発電機の場所が、今低いところにあるとおっしゃっていました。塩水に浸かっても大丈夫なのでしょうか。お尋ねいたします。

また、水、食料については、現在どこの公民館にも在庫は限られたものが置いてあります。例えば、災害時に店舗に協力を求めるとか、住民に備蓄を奨励するという方法もありますが、その辺りはどのように捉えてらっしゃいますか。役場の電源にもし異常が起きた場合は、非常用の電源で対応するというお話でした。こちらの役場のほうの電源はどういうふうになっておりますか。災害に対して強いような対策が講じられているのかお尋ねいたします。

あと、財源の問題なんですけど、町長としていろいろ考えてはいらっしゃると思います。無い袖は振れないというのはわかりますけれど、国のほうにも要望していく、町長はいろいろやってらっしゃいますので、国のほうに要望していくということも考えながら、しっかり早急に取り組んでいただきたいと思っております。せっかく地方6団体で協議される場所がありますので、そういったお考えがないかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 水、食料等々電源は総務課長のほうから答弁をいたしますが、財源問題については、確かに厳しい財政状況が足かせになっておるという現実というのはありますけれども、知恵と力を総結集してやっていかなきゃいけない状況だというふうに思っております。今、東日本大震災を受けて緊急防災の減災事業債というのがつくられておるんですが、これは耐震の補強の場合に耐震改修をやるという場合が適用で、これは交付税7割で交付税措置をするという措置ですが、これも今年度まで、今回の事例を受けてこれで補強で対応しようとするところは、何とかこれを年度伸ばしてくれと、こういう今要望が出ております。

我々のところから言えば、そうじゃなしに建てかえたりする場合も含めて、支援をしてほしい

と財政支援を、そういう要望を今、今回もまた後ほど中国5県の町村会長の会議と全国町村会の会議がそれぞれありますから、要望としてぜひ上げてこれから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して回答させていただきます。

発電機が塩水に浸かっても大丈夫なのかというお話でございます。そして、水や食料はどうですかというお話でございますけれども、まず発電機につきましても、確かに塩水に浸かると機能が果たせない場合も想定できます。容量的には小さいんですが稼働できる発電機が3つほどございますので、それをまず塩水の浸からないところに移動したうえで利用すると。

先ほど申しましたバッテリーが切れる前に違う手だてで、例えば業務用の発電機を調達して、それを代用するとかという方法も考えられますので、そういった時間の中で取り組みをしたいと思っております。また、水や食料につきましても、水は一時的には水道企業団のほうでやりますけど、例えば、水道企業団も被災した場合なんかにつきましても、そのために食料もそうなんですけど、業者との協定を結んでおまして、今現在協定数は14件ございますけども、民間企業との災害時における協定であったり、食料であったりをお供給していただけるということになっておりますので、それで対応いたしたいと思っております。今の電源と水や食料につきましても以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、大きな災害が来ないことを祈って、次のコミュニティ協議会について質問いたします。

広報ひらおの6月号の町長室の窓で現下の最重要のテーマとしてコミュニティ協議会のことを書かれていました。全町を網羅したまちづくりの推進母体が県下で初めてできたことは、町長を初め関係職員の努力のたまものでもあります。しかし、町長も書かれていたように問題はこれからの活動にあります。地域の暮らしを支えるための互助、共助とは何か、どんな地域活動をどう行政と協力して進めるのか。行政側は何をコミュニティ協議会に求め、それをどう実現に導いていくのか。住民組織が途中で挫折しないために必要な支援の体制はとられているのかなど数々の疑問があります。

参加と協働においては、住民の果たすべき役割と行政の果たすべき役割があります。住民自治システムのあるべき姿とそこに至るまでの行政の役割をどのように考えておられるのか質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） コミュニティ協議会についてでございます。御指摘のように、この5月

で、先ほども申し上げましたけども、町内6地域全てのコミュニティ協議会が設立をされました。改めて地域の方々、住民の皆さん、そして関係者の方々の努力に敬意と感謝を申し上げたいというふうに思っております。既に4地区においては、それぞれの地域づくり計画を策定をされて取り組みを開始をされているところがございますが、本番は今からだというふうに思っております。

まちづくりの組織が一応でき上がったということでございますから、行政とすれば、これから自主的にどう活動がして行けるか、そのしやすいような仕組みをしっかりとバックアップをしていくということになろうと思っております。財政的な支援につきましては、平生町地域元気づくり交付金によって支援をしていきたいと思ひますし、また、それぞれ地域の課題については個別にまた対応していくケースも出てこようというふうに思っております。

また、ひと、人的な支援というものも当然リーダーの育成、あるいはまた専門家の派遣をする研修をする等々しっかり人材の面でも、その地域で活躍できるようなバックアップをしていかなければいけないというふうに思っております。特にこれからコミュニティ協議会として将来的には今これも最初のときから申し上げておりますように、これからはしっかり関係機関とも協議をしてまいりますけれども、公民館のまちづくりセンターにこれから将来移行させていくための準備を進めていきたいというふうに考えております。

コミュニティ協議会によるこれから、いろんな各施設を指定管理等も含めて検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

先ほどから出ておりますように、防災の関係につきましても、このコミュニティ協議会の果たす役割、あるいはまた、重要性というものも本当に高まってくるというふうに思っております。災害発生時の地域住民の情報の収集、伝達、初期消火、あるいは被災者の救出、避難誘導、要配慮者対策、避難所の運営等含めて多くの分野で、こうした住民の自治組織との協力関係というものを大事にしていかなければいけないというふうに考えておりました、地域協議会において、それぞれ防災関係の部会を設けて活動されているところもありますので、十分これからはっきりその辺についても協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） この協議会による地域経営は住民にとって、とてもふなれなことです。どう実現していくかと途方に暮れている面もあるやと聞いております。協働の先にコミュニティ協議会の組織運営の履歴があるのなら、その道筋を示し行政側のバックアップ体制が必要だと考えます。

協議会を育てていくには、一つひとつの事業を成功に導く成功体験と数多くの事業を行うことで得られる経験を積むことが必要で、一朝一夕にできることではございません。丁寧な行政側の寄り添いが必要だと考えています。具体的な例を挙げますと、これまで行政が行っていた事業を

協議会に移管する場合、その方法、丸投げされると混乱と矛盾をもたらし、行政の不信感を募らせることになります。

また、各地域で取り組みの差が大きいと、それを受ける住民に不満が出て住民の協議会への不信感が生まれます。基礎部分は統一性があり、その上に工夫が地域性を表しているというのなら住民も納得でき協議会同士の切磋琢磨にもつながっていくと思います。そうした行政側が考える事業を行うことで、協議会への理解が進み意義が感じられる。行政が行うより、地域に任せようほうがより適切で効率的なサービスが提供されることが、地域住民に実感されるための行政の協力体制はどのように考えられているか質問いたします。

次に、地区担当職員の役割と位置づけについて質問いたします。

うちのほうに地区担当の制度がありますけれど、この地区担当と協議会担当職員の関係はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上、これからの協議会のバックアップ体制、きちんとしたバックアップ体制がどうなっているのか、地区担当職員の役割について、以上2つ質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今から、本格的なコミュニティ協議会の活動が展開をそれぞれ地域の実状を踏まえて展開をされていくと思いますので、しっかり行政サービスにかかる地域独自の取り組み等もこれは想定されますので、行政サービスにかかわる部分については、しっかり連携を大事にして、今まで以上に具体的な取り組みについての協議を重ねて理解と協力の中で進めていけるように、しっかりバックアップをしていくように今のまちづくりの推進班を中心にして取り組みを進めていきたいと思っておりますし、今、ありましたように地区担当ということもございますけれども、職員のほうは後ほどお答えさせていただきますが、やっぱり全庁的にこのことのコミュニティ協議会の役割というものの重要性をしっかり認識をして、取り組んでいくというやっぱりバックアップの体制が必要になってくるというふうに思っておりますので、そのようにこれから努めていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 地区担当職員との関係はどうかという御質問でございます。

まず、コミュニティ協議会を支えるために、今ありました、まちづくり推進班の中で職員が担当しております。その職員と地域担当職員とがいろんな連携をしながら取り組んでいくというのが1つ。そして、また、まちづくりをしていく中でコミュニティ協議会がそれぞれ町内に6地区ございますけれども、その中に実際に住んでいる職員がおります。そういった者が地区担当職員としての位置づけもされておりますので、まちづくりの中で職員も一地域住民として取り組むとい

う姿勢を持って取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） これまで行政がやっていたサービスを移管する場合、非常に心もとない思いは、私は今しております。ちょっと、具体的にいろいろございましたので、今のままでいいのかなという思いはしておりますし、体制も今のままで進められるのか、どういった体制で進められるのかも伺いたしたいと思います。

町長が窓で書いていらっしゃったように、地域と行政が一体となって誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、この協議会と行政の協働はこれから真価が問われます。この2、3年が正念場だと私は考えております。町長のより一層の旗振りが必要ですが、その覚悟をお示してください。次に、副町長にお聞きします。

この町長の理念を実現すべくビジョンと工程表をお持ちだと思います。その工程表を住民と行政が共有しなければいけません。また、役場内の全体で取り組む必要ももちろんあります。釈迦に説法かもしれませんが、副町長としてどのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほども申し上げましたように、このようやくコミュニティ協議会が設立をされましたので、問題は今からどういうふうにするかというふうになると思います。これはやっぱり町にとっての最重要課題というふうに位置づけておまして、これからの少子高齢化、人口減少とこういうこの社会が進んでいく中で、本当に平生町としてこれから本当に住民の皆さんの期待に応えていける行政をやっていこうとすれば、こうしたこのコミュニティのお互いの連帯感をベースにした協議会を通じてお互いにやることはやっていきましょう。責任は果たしましょう。行政としてもやれることはしっかりバックアップをしながら応援をしていくという体制をつくっていかないと、これから将来は乗り切れないというふうに思っておりますので、そういう意味では大変な大きな責任と使命感を感じて、今、このコミュニティ協議会については取り組みを進めさせていただいておるという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、副町長として基本的には協働のまちづくりというこの基本理念、これについては平成24年度にまちづくり参加と協働のまちづくり条例を設置させていただきましたけど、そのあと推進プランを策定しております。この内容にあるべき姿の取り組みを掲げております。基本的には住んでよかった、住みたくなるような地域づくりをみんなでやっていこうじゃないかということに尽きると思いますけど、これは行政、住民それぞれメリットがないとやはりいけないというような流れの中で協働のまちづくりということでございますので、地域の方々そして行政と一体となって、先ほど町長のほうからも話があり

ましたけど、しっかりバックアップをして支援をするところは支援をしながらやっていくというのが、やはり基本的な考え方ではないかと思っております。

そういった意味で私といたしましても、職員と一丸となってチーム平生町役場で今後それぞれ職員に対しても、今後まちづくりをしっかり一緒にやっっていこうということを粘り強く、また私のほうからも取り組みをさせていただけたらと思いますし、住民の皆さんに対しても、そういった一体となったバックアップができるようなまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

.....
○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を10時15分からといたします。

午前10時04分休憩

.....
午前10時14分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） では、通告に従って、質問をさせていただきます。

まず初めに、これは恒例となっています6月の議会の恒例ですが、原発の質問をさせていただきます。

今年は大震災と福島原発の事故から5年が過ぎております。しかし、事故は終わるどころか今なお続き、被害は拡大をしております。5年たった今なお、福島県全体では10万人の方々が避難生活を強いられております。放射能汚染水が増加に転じ、1日550トンもの汚染水が今つくられております。溶け落ちた燃料の状態さえわからず5年が経過し、終息とはほど遠い状況にあります。

しかし、今の政府は、福島原発がこんな状況にあるにもかかわらず閣議決定したエネルギー基本計画では、原発を重要なベースロード電源として位置づけ、2030年度の発電電力量のうち20%から22%を賄おうとしております。しかし、どんな世論調査を見ても、原発の再稼働は反対が6割と揺るがない多数派になっております。当町においても全く同じ数値が出ております。

このような中、2013年9月から2015年8月にかけて、約2年にわたって稼働原発ゼロとなり、日本社会は原発なしでもやっっていけることが体験を通じて明らかになっております。このように、稼働原発ゼロでも電力は足りておりました。中国電力が新設を狙う上関原発は必要はないと私は思っております。

また、3月9日、大津地裁は、関西電力高浜原発三、四号機、これは福井県の高浜町にありま

すが、安全性が確保されていないとして運転停止を命じる仮処分の決定を出しております。理由としては、福島原発事故の原因究明は道半ばであり、新規基準に適合したからとって安全とは言えないと断じております。稼働中の原発で運転停止を命じる仮処分が出されたのは、初めてのことであります。

もう1点、核のごみの問題です。使用済み核燃料の問題です。この問題は、文字どおり八方塞がりの状態となっております。原発を再稼働させた場合は、計算上ではわずか6年で全ての原発の使用済み核燃料貯蔵プールが満杯になると言われております。再処理工場を動かした場合は、年間8トンものプルトニウムができてしまいます。既に日本の国内外には47.5トンものプルトニウムを保有しております。核拡散防止の観点から、利用目的のないプルトニウムは保有できないことになっております。世界から疑念の目がさらに強まってくるのではないかと思います。

以上のことを考え合わせれば、上関に原発が建設されても、平生町民は何らプラスになることはないと思います。上関原発建設は中止をすべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 原発に関連をして、福島第一原発の事故から5年経過した今日の時点で、上関原発はどうかという質問でございます。

依然として、議員御指摘のように、帰宅困難地域、あるいは10万人近い方々が避難生活をおとるという状況でございますことを踏まえれば、まだまだ終息には時間がかかるのかなという気はいたしております。こういった反省に基づいて、御承知のように、原子力規制委員会が設置をされまして、新しい規制基準が設けられたところでございます、これを踏まえて、今、昨年からの川内の原発の1号、2号機が再稼働という状況になっておるわけでございますが、関西電力の高浜につきましても、今も御指摘がありましたように、今回の地裁の大津地裁の判断で、今、停止をおとるという状況が出ております。

課題は、いろんな切り口によっていろいろ課題があるんだろうというふうに思っておりますし、使用済み核燃料の問題等々を含めて、しっかり、エネルギー基本計画にもありますように、国が前面に立って、こうした課題の解決には取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、上関の計画につきましても長い歴史的な経緯もありますし、いろんな議論が今日までなされてきたのは御承知のとおりでございます、基本的には国のエネルギー政策にかかわる重要な問題というふうに受けとめております。国や県、そしてまた上関町の意向等も踏まえて、全体の状況をしっかり見きわめながら対応していかなければいけないというふうに思っておりますが、とりわけ今もありましたように、事故等が二度とあってはならないという

前提に立てば、町民の安全安心、これを第一に考えて、生命、財産を守る立場に立って、これからも町としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 再質問させていただきます。

今、町長の答弁で、国が前面に立ってやっていくべきだと。また、町長は町民の安心安全は守らんやいけん、こういうふうな答弁をいただきました。

ここで、町長、町報ひらおの5月号で、熊本の地震に対して日本列島を縦横に走る無数の活断層、同様な地震はどこでも発生しても不思議はありませんと、このように書かれております。これについては私も全く同意見です。熊本地震が発生した、布田川、日奈久、また別府万年山断層帯を震源としたものでありましたが、これに連なる四国の中央構造線上の伊予灘海域の断層帯を震源とする大地震を想定をした場合、もし上関に原発が建設されていた場合は、重大かつ甚大な被害を受ける可能性があると考えられます。

町長はこの点についてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 想定外の事態というのは、いろいろ発生を、大地震とか大災害の場合はあるんだろうというふうに思っておりますが、この辺の原発とのかかわりにつきましては、当然、先ほども言いましたように、そのことを前提にして安全の対策が講じられていかなきゃいけないというふうに思っております。また、想定外でしたということがないように、当然、考えていただかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） まずは、平生町長として町民の安心安全、命と財産について考えていくべきだと私は思います。これからもその点に十分努力されていかれるべきだと思います。これで、この原発に対する質問は終わらせていただきます。

次に、災害対策ですが、聴覚障害者の災害対策についてお伺いをいたします。

日本列島はどこでも大地震に見舞われる可能性がある地震国です。加えて、毎年のように大きな台風や集中豪雨の襲来を受け、大きな災害を受けてまいりました。この4月14日には、熊本県は大きな地震に見舞われております。この地震は大分県まで飛び火をし、大きな災害となっております。亡くなられた皆さん、災害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げます。

今回の質問ですが、聴覚障害者に対する災害対策についてお伺いをいたします。

災害時の危険情報は、ラジオや携帯電話、テレビなどで知らせますが、ほとんどの情報は音声です。停電すれば、FAXはもちろんテレビも使えません。聴覚障害者は、防災無線の声や、火災や地震を伝えるサイレンなどが聞こえないために、災害が発生した自体がわからない、避難行

動が行えないことがあります。聴覚障害者は、軽度の難聴者を含めると、全国で1,500万人と言われております。これを見ると、平生町内にも相当数おられることとなります。災害時には情報を知ることが非常に大切だと思います。

今、全国の中には、災害に備えて手話通訳などで避難訓練をしているところもあります。しかし、聴覚障害者に対する手話通訳者の数は圧倒的に少なく、災害時には対応しきれないのが現状だとも聞いております。また、根本的な問題として、聴覚障害者の65%以上は、話せるが聞こえない中途失聴者のために、手話がわかりません、この人たちは、聴覚障害者にもいろいろな状態があります。個別に何をしたらよいか知っておく必要があるのではないかと思います。

現在、協働のまちづくりを進められておりますが、その中で、自治会また自主防災組織などの協力を得ることも必要となってくると思います。情報発信はいろいろあると聞いておりますが、当町において、聴覚障害者に対する災害対策はどのように考えておられるのか、お伺いします。

もう1点、当町として障害者のための防災指針をつくる責任があると考えられますが、町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

この2点、よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 聴覚障害者の災害対策ということでございます。

本町で、聴覚障害、障害者手帳の所持をされておられる方は53名というふうに報告を受けております。そのうち、補聴器等を使っても音声で判断できない混合性の難聴者というのが4名いらっしゃるようでございます。そのうち、手話を使って手話言語で会話をしておる方が、4名のうち3名という状況でございます。

で、こういった聴覚障害者、あるいはそういういろんな高齢者から子供、そしてまた各障害の部位によって、いろんなそれぞれの方々の対応について、今、議員も御指摘のように、個別の対応ということが当然求められてくるわけでございまして、今、町とすれば、平生町災害時要援護者支援マニュアル、これを今それぞれのひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、視聴覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由児、盲聾者、難病の方、知的障害の方、精神障害の方等々、それぞれの個別に、障害を持っておられる方等々含めて、この要援護者といいますか、こういう方々の災害対応について、今、マニュアルを設定をさせていただいております。

その中で、今もありましたような聴覚障害の場合は、この特徴がこういうことですよと、情報伝達の場合は、ちゃんと真正面から顔を見て、口をしっかりとあけて話す、いろんなジェスチャーでちゃんと意思を伝えるように、避難誘導のときはこういうふうにする、避難所での留意点はこういうふうなところを気をつけなければいけないというようなことを個別に全部、今、このマニュアルで示させていただいております。

今、平生町内におけるこういった聴覚障害の方々の、今、申し上げましたが、混合性難聴者については、同居の家族の方がおられたり、あるいは近所の方がバックアップをしていただけるということで、いろんな情報の入手はできるというふうに答えておられます。ただ、本人自身もいろんな情報が得たいということもあると思いますので、この辺の情報入手手段について、しっかりまたこれから体制を、方向を考えていきたいと、いろんなメールの登録等もあらかじめしておいていただくというようなことも考えられるのではないかと考えております。

したがって、こういった問題は、このマニュアルをしっかりと周知をすることと、この点検をしながら現実に対応をしていく場合はどうかということを中心に精査をしていかなければいけないというふうに考えております。しっかりこのことについては関係者に指示をしていきたいというふうに考えております。

防災指針につきましては、当面はこの支援マニュアルでカバーできるのではないかとこのように考えておりますので、また今後見直す点があれば見直していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 先ほども申し上げましたが、この聴覚障害者、発生した自体がわからない、それからサイレンも聞こえん、避難行動もできない。だから、これをしてからの問題はいいんですよ。そこの初期の問題をどうするのかというのを聞いているわけですから。その辺をどうするのかというのを、ちょっと町長のほうから答弁をお願いをしたいと思います。

それと、ちょっと手話通訳について質問をさせていただきます。

災害時には、聴覚障害者に対して手話ができる人が必ず必要となってくるわけですよ。それに対して、今この庁舎の中で、日常の仕事の中で、今の職員、手話ができる人が何人おられるのか。もし災害が発生した場合は、避難所についても何か所も避難所ができるわけですから、そうすると、相当数の手話通訳の人が必要となってくる。その場合はどのように考えておられるのか。その点について、この2点についてお願いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初の聴覚障害者に対する発生事態の情報伝達ということになりますと、当然、要援護者の一つのこちらの名簿といいますかリストがありますから、当然、町のほうから、あるいはまた地域における、まさに地域の組織での日ごろからの防災のリストというものをしっかり持っていて、連絡ができるようにしていかなければいけないというふうに考えております。

それから、手話通訳者といいますか、手話の関係で、これは後ほど、手話通訳者の資格はないけれども、手話奉仕員の養成講座を受けておる職員がおりますので、健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） 先ほど御指摘ございましたように、聴覚障害者の避難誘導また避難所への対応につきましては、やはり広報、掲示板等を活用するなど、音声による連絡は必ず文字でも掲示するようというので、主に手話通訳者また要約筆記者の配置が必要という、情報等遅れることがないような配慮が必要だろうと考えております。

平生町では、平成25年度執行されました、いわゆる障害者総合支援法の実施が義務づけられております、手話奉仕員の養成事業を行っております。これは、1市4町での共同実施でございますけれども、手話奉仕員養成講座を平成25年度から行いまして、現在、町内の方、10名おられます。手話奉仕員養成講座修了者の方が10名、そのうち町職員が3名ということでございます。聴覚障害者の方への情報が遅れることがないように配慮していかないといけないと思っております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） 今、手話通訳について10名、その中で3名ほどが町職の中におられると聞きましたが、いざ災害が起きた場合、この10名、10名の方も、あの災害を受けておられるわけですよ、早く言ったら。全部が災害を受けた中の人じゃないですか。そうした場合、この10名で足りるのかどうか。10名でええちゅう話にはならないと思うんですが、その辺は今からどういうふうにご考えておられるのか、どういうふうにご持っていくのか、そのことはどういう考えを持っておられるのか、お伺いをしていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、町としても、障害者に対しての、あいサポート運動に基づいて、あいサポートの取り組みを今やっております。これは全職員を対象に、きよねんからも既に、これは県下で一番早く全職員を対象にして全職員研修を行っておりますけれども、障害者の立場を踏まえて、できるだけ対応していけるようというので、今、そういう取り組みも町として、しておりますので、それらの流れの中で、できるだけこうした対応ができるような職員なり地域の方々をふやしていくように、これからも取り組んでいきたいというふうにご考えております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして、町民活動への補助金制度についてお聞きいたします。

補助金制度の判断基準とあり方についてお伺いいたしますが、平生町において今後ますます高齢化していく中、行政だけで十分な公共サービスを提供することは難しくなっていくことが考えられます。積極的に新しい公共を担う活動を育てていかなければならないと思っておりますが、そこで、

平生町ではコミュニティ協議会が6カ所設立され、スタートしたばかりです。既存の21団体の活動に、約、今まで1,260万円の補助金として予算化されています。議会でも慎重に決算を確認しております。要綱に基づいて助成していることとは思いますが、また、新たに新規事業としてコミュニティ協議会が設立され、これに対し約130万円ずつそれぞれ補助金が出されているが、その決定についてはどのような判断基準だったのか、お伺いいたします。

また、既存の諸団体の活動にも、高齢化に伴い会員が少なくなり、活動がますます難しくなっていますので、新しくできたコミュニティ協議会で、現状に合った新しい公共活動ができるような補助が必要だと思います。その補助金のあり方について、これまでのままでよいのか、それとも新しく計画立てかえるのか、そのあたりの、町長はどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町民活動への補助金の制度のあり方について、今、お尋ねをいただきました。

補助金については、今までもいろんな行革に取り組んでくる中で、補助金の整理、合理化というのは、大きな町政の中でもテーマとしてございました。で、いろいろ議論をしながら、ただ組織が存在をする団体があるがゆえに補助金を出すということは、もうできるだけ早くそういうところから脱却をしていこうと、それぞれの活動に対して支援をしていく補助金にしていこうではないかということで、それぞれ、これまでいろんな見直しをしながら今日に至っておるという状況でございます。これからも、引き続いて、このような行革の中で、補助金の各組織に対する団体補助金等につきましては、引き続きチェックをしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、まちづくりに関する組織ということで、今、自治会にもそれぞれ町として要綱を定めて、活動の自治会活動への助成金というのも支給をさせていただいておりますし、今、御指摘のありましたコミュニティ協議会につきましても、設立時は別にして、これからいろんな地域での活動につきましては、元気づくり交付金の交付要綱を設定をいたしまして、それに基づいて、今、活動資金についても支給をしていくということにいたしております。

いずれにしても、審査、この基準をきちんと設けておまして、それに基づいて、公益性とか計画性とかそういうものをしっかりチェックをしながら交付の開始を決定をしていくという方向で、これからも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 見直しをしていかれるということですが、今年度の予算では、負担金、補助金及び交付金が、昨年度より、設立されましたからですが、約8,600万円もかかるようにふえております。このうちには人件費として使われるものもあるのではないかと思います。

ますが、町の財政の構成から見ると、ほかの人件費と合わせると約47%近くになってくるのではないかと考えられます。

そこで、限られた予算の中で、住民が行う事業、住民と行政が行う事業、行政にしてもらいたい事業に分類し、的確に補助を出すように検討し、精査していくことについては、町長どうお考えでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 団体に対する補助につきましては、当初予算の中で、別添資料で議会資料ナンバー5というところで、いろいろその中で掲げさせていただいております。交付金、協働まちづくり関連の交付金もございまして、そのほか、男女共同参画の活動費であったり、安全安心まちづくりの推進活動費であったり、この補助金だけで言えば、トータルとすれば1,265万8,000円というところでお示しをしているところでございます。

冒頭、町長のほうが申しましたけれど、活動に対する支援ということでございますので、これについては行革の中でもしっかりと補助金のあり方について、28年度しっかりと取り組みをして、その辺の方針については決めていこうというところで進めていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） その大変な財源の少ない中でのやりくりが大変でございますので、まず一つちょっと提案なんです、補助金の出し方として、要請があれば出すというような状況ではなく、公開の場でプレゼンテーションして、その活動に対して補助金を出すっていうのも、町の活性化としていいのではないかと考えますが、こういう出し方はいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 当然、補助金の交付に当たっては一定の基準を設けて対応していきますから、そういったこういう活動をやりますと、こういうことについて、こういうふうにしますと、プレゼンテーションするかどうかは別にいたしましても、そういう形で補助金の申請には対応していくと。以前、町としても、地域づくりの関係で、地域の力発揮事業というのをやりました。これは、それぞれ地域の団体の皆さんに補助金が欲しいと。プレゼンテーションをしてもらって、それをみんなで審査をして補助金を出した経緯があります。そういうことも含めて、いろんなケースがありますけれども、しっかり中身を精査して対応していきたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、次の質問に入らせていただきます。町財政について、再度質問させていただきます。

平成26年度決算に基づき、財政指標を分析されましたが、財政状況としては悪化している状況です。将来負担比率について、平成25年度は182.30%でしたが、平成26年度には190.1%と悪くなってきました。このことについてどう分析し、どのように認識しておられるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町財政に関連をして、将来負担比率でございます。財政状況、財政指標は悪化しておるということですが、実質公債費比率等々は改善をしてくるの御承知のとおりですが、この将来負担比率については、この財政指標が導入をされたときは212ぐらいあったのかな。それから今190ぐらいまで下がってきて、高どまりをしておるという状況で、前年に比べて、御指摘のように少し悪化をしてくるということでございまして、これが350を超えると早期健全化対象団体ということになります。とてもそういう状況になってはならないということで、今、財政運営にも全力を上げて取り組みをさせていただいております。

で、この将来負担比率につきましては、将来負担をする、要するにいろんな借金とか町債とかいろいろありますが、公営企業債等々に対して標準財政がどれぐらいになると、その財政規模によって割り戻していくということとなっております。したがって、この今の状況では、要するにこの比率を算出をしていくその算式の分子の部分が、今、抱えておる町債とか公営企業債、それから充当可能な財源、これを差し引きます。差し引いた金額が分子になります。充当可能財源というのは、基金とか、これで言う都市計画税とか、こういうものが充当可能財源に入ってきます。だから、将来抱えておる借金から充当可能な財源を引いて、それを分子にして、それを標準財政規模で割っていくということですから、分子を小そうにして、分母を要するに大きゅうにしていこうというのが、これからの取り組みの改善の方向。したがって、分子を小さくしていくためには、今の町債等々を含めて、これはずっと借金はできるだけしないように、今どんどん落としてきております。しかし、それ以上に、今回の場合は、標準財政規模、いわゆる交付税等が減ってきておるから、それ以上に減ったから比率が悪くなったということなんでして、したがって、もう一つは充当可能財源をどれだけふやしていくかと。で、これは中身は基金とか、今言いましたような都市計画税等が入ってまいります。これらをできるだけ充当可能な財源をふやしていくという取り組みが一つは大事になってくる。したがって、これから基金をふやしていくということについても大変大きな町の課題ということにもなりますし、御承知のように新たな税の検討も始めております。この辺も含めて対応を進めていかなければいけないと。分母のほうのやっぱり一番大きな標準財政規模を決めていく上では、交付税をしっかりと確保し、標準財政規模から借金返して

いく公債費も引くんですけれども、問題はやっぱり交付税だと思います。今年から交付税の算定につきましても、これからトップランナー方式ということで、交付税を算定する場合は、基準財政需要額の算定する場合には、単位費用にいろんな業務をトップランナーに合わせてやらないと、交付税がこれから下がりますよと。だから、民営化をどんだけやっちゃうか、あるいはまた、先ほどもありましたけども、指定管理等をどんだけやっておるかというようなことを、このずっと指標としてはじいていって、で、その基準財政需要額の中に、その単位費用としてそれがはね返っていくと。したがって、やることをやっていないと、これは落とされてくるよということで、これは歳入面でも同様のことがこれから言われます。もう今このトップランナー方式は23業務あるんですが、そのうちの今年度から16業務、28年度からスタートするというようなことで、もうこれスタート切っておりますから、将来を含めてしっかりやるべきことはやっていかなきゃいけないというのが置かれている状況です。

したがって、今、くどくど申しましたが、要するに分母をふやして分子を減らしていくと、その取り組みを具体的に組み込んでいくということが、改善体制の、この将来負担比率の改善につながっていくというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 前回にも同じ質問を私はしておるんですが、負担比率について少しずつよくなっているという答弁をいただいております。現によくなっていったと思います。4年前の平成22年の190.00%と同じ数値に、4年前に同じになってしまっているわけですね。県内6町の平均は70.9%なので、120%も悪い状況なんです。実質公債費率も言われましたが、県内6町の平均は10.7%に対し、本町は16.2%と悪くなっているんです。早急に財政健全化に取り組まなければいけないが、計画ばかり立てていたのではなかなか進まないと思うんですが、具体的な対策で早急に取り入れられることについては、どういう、何か案がありましたらお聞きいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これ、財政全体に申し上げなければなりません、今お答えをさせていただきましたように、充当財源をふやしていくと、これが一つの大きな取り組みの目標になろうと思います。以上です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） やはり財源につながることを何か早急に手がけていかなきゃいけないと思いますので、こういういろいろ質問を私なんかも受けるんです。どうしていくのかとかいうのを聞きますが、こういう場合は町長はどういうふうに説明したらいいか、説明の仕方を教えてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 一つは、きょうも先ほど言いましたように、充当可能財源をふやすためには、基金、平生町の今の財政基金をしっかりと確保していくこと。それからもう一つは、今、新たな税の検討をしておりますが、財源の税収も含めた増につながる対応を持っていかなければいけないということになるかと思えます。あわせて、行財政改革をしっかりと着実に進めていくことがポイントというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。災害への取り組みについて、4点伺います。

この5月22日にニュースで、南海トラフにひずみが蓄積されていると言っておりました。その前日に、海上保安庁が、南海トラフ想定震源域のひずみの分布状態が明らかにされました。

我が国では太平洋側で繰り返し甚大な被害をもたらすと、海溝型地震の評価のためには、震源域のひずみの蓄積状況の把握が大切となりますが、今までは震源域が陸上から遠く離れた海底であるため、蓄積状況を正確に推定することができませんでしたが、海上保安庁では平成12年から海溝型地震域に、これは南海トラフの震源域の海底に設置した15カ所の観測点で、平成18年から27年にかけて取得した海底の地殻変動の実測データを用いて分析をした結果、足摺沖と知多半島沖にひずみが蓄積されていると発表されました。

そして、東南海地震の周期は、大体90年から150年だと言われております。早ければ2025年ごろに起きるのではないかということです。この東南海地震が発生する50年前ぐらいから、内陸部での大地震がふえる傾向にあるそうです。その1発目が阪神大震災であり、玄界灘地震であり、今回の熊本地震でもあります。今後、西日本において数年に1回ぐらい同様の地震が起きると想定されています。

そして、山口県地震防災戦略の中で、平生町は、東南海地震では津波の発生と震度6弱、安芸灘、伊予灘の地震では震度5強、大竹断層では震度6弱以上、日積断層では震度5強、伊予灘を通っている中央構造線断層帯では震度6弱以上が想定されています。この震度6弱というのは、全壊が発生する強さだそうです。そこで、東南海、安芸灘、伊予灘での地震では、津波の心配があります。そして、津波の川の逆流も気になります。

中国での大潮のときの川の逆流は有名ですが、東日本大震災のとき、川の逆流がありまして、北上川では河口から44キロ上り、流域において被害が発生いたしました。東京の荒川では河口から28キロの上流で1メートル20センチの上昇、利根川では44キロのところ30センチの上昇、堰が途中3カ所にもあったにもかかわらず30センチも上昇したそうです。もし地震に

より津波の発生があったなら、町内の大井川は水門はないし、海底は浅くなっているし、川の逆流があれば津波が大きく膨らんで、流域に被害が出る可能性があります。

平生小、平生幼稚園、児童館は大井川の流域にあります。津波の際、避難先はどこですか。そして、避難先への経路はどんな経路ですか。そして、安否確認が必要となりますが、町としての安否確認の方法はどんな方法があるのですか。

次に、この5月12日に気象庁が、南米ペルー沖での海面水温が高くなるエルニーニョ現象が5月中にも終息、その後、海面水温が低くなるラニーニャ現象に推移すると見られると緊急速報を発表しました。ラニーニャ現象は異常気象を引き起こすとされ、日本ではこの夏は太平洋高気圧の勢力が強くなり猛暑になる可能性があるそうです。ラニーニャ現象は、フィリピン沖の海水温が高くなり、熱帯性低気圧がフィリピン沖で発生があり、太平洋高気圧が弱くなるころに台風が日本にやってくるということです。今年はまだ台風の発生がありませんが、台風の発生が遅いときは7月から9月にかけてよく発生するとも言われています。そうしますと、大雨、土砂災害が気になります。町内の急傾斜地崩壊危険箇所の常日ごろからの点検はどうなっているのですか。

次に、町内の川の増水により、堤防がもし決壊したなら、農作物に被害が出ると思います。この農作物に対して、町として何かの補償はあるのですか。以上、4点を伺います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 災害への取り組みについて、教育委員会関係を先に御答弁させていただきます。

特に、平生小学校、平生幼稚園の津波等での避難経路についてお答えいたします。

学校安全活動については、安全管理と安全教育の両面からの取り組みが必要であり、特に教職員や児童生徒の危機対応能力の強化を進めるとともに、災害に関連した安全教育を徹底して行う必要があると考えております。そのため、町内の各学校におきましては、年間の学校安全計画を策定し、その計画をもとに、学年に応じた安全教育、いわゆる安全学習、安全指導というものを含めて安全教育と言っておりますけれども、行っている次第でございます。中でも、子供の安全意識の高揚を図り、万が一の非常事態にも対応できる実践的な能力を身につけるために、避難訓練は非常に有効であると考えております。想定外も想定して、各校、年間複数回実施しております。

その中で、平生小学校では例年10月に平生幼稚園と連携して、地震及び津波発生時における避難訓練を実施しております。昨年度の避難訓練の概要を申し上げますと、まず震度6弱の地震の発生を想定し、児童は頭を守る等の安全な基本行動、その後、机の下に潜るとか、そういった行動になると思いますが、それをとった後、教師の指示で、一時避難場所である運動場への避難を開始します。次に、大津波警報が発表された、あるいはそれを想定するということで、2次避難を開始します。運動場から海拔20メートルの避難場所である大星山方面へ、大久保から曾根

の農免農道、現在は町道になっておりますが、そこを歩いて約700メートル移動することとしております。その際、5年生以下は避難経路に従い、直接避難場所へ移動しますが、6年生については幼稚園の運動場に向かい、幼稚園児童を連れて、ともに避難を行っております。6年生には、自分の命だけでなく大切な他の人の命も守るという意識を醸成したいという狙いもございます。この一連の訓練を、地震発生後30分で完了するということを目標に掲げておまして、昨年度は17分19秒で完了することができたというふうに報告を受けております。現在、一定の成果を上げているところでございます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地震、津波等の避難にかかわって、今、小学校と幼稚園について、教育長のほうから答弁がございましたが、児童館の御指摘もございました。これは、避難場所、避難経路については、今の小学校と幼稚園に準じて同じ経路を歩いて、あそこの大久保から大星山に抜けるあの道の設定をいたしております。町道佐賀大野南線ということになります。で、児童館の場合も年に2回の防災訓練を実施をいたしまして、今年も先般この避難訓練を実施をしたようでございます。また秋には火災の発生時における訓練ということで予定をされておるようでございます。

それから、災害の発生時の安否確認でございますが、今の安否確認につきましては、まずは、それぞれ自治会自主防災組織、あるいは社協、民生児童委員等の協力を得て、それぞれ地域での、事前にわかっている部分は声かけをさせていただいておりますけれども、避難が必要な場合の避難の状況については確認をしていただくようお願いをしておまして、そういう形で、地域のネットワークによる情報というものをしっかり受けとめていけるようにしたいと考えております。

あるいは、またそれぞれ、この災害が発生すれば、避難所等に皆移っていくわけですから、ここでのそういった安否確認ということもまた大事になってこようというふうに思っております。しっかり情報をお互いに共有していけるような状況の一つでも多くつくっていくというのが大変ポイントだと思っております。

要援護者の先ほど言いましたようなリストもあるわけでございますから、そこら辺についてもしっかり対応していけるように、確認、安否確認ができるような体制をしっかり確立をしていきたいというふうに思っております。

それから、急傾斜地の箇所の点検でございます。これ県がこの、いろいろ対策工事をやっておりますが、その古い順番に順次ローテーションで定期点検を行っておるとというのが今日の現状です。いろいろ地域の方から異常が指摘をされたり、点検の要請等がある場合は、しっかりこれは町のほうから県のほうに対応をお願いをしておるという状況でございます。

それから農産物、農業被害についてです。災害時で、いろいろ堤防の決壊等で農産物等に被害

があった場合はどうかと。これは、うちは経済課としっかり連携をとりながら農業共済制度で対応していくというのが基本でございます。特に想定をされておる地域については水稻が中心になるかと思いますが、そこら辺はしっかり町とも連携をとって、スムーズな、こういった共済の効果が発揮できるように取り組みを進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時20分からいたします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、再質問をいたします。

避難訓練がよくされているというのはよくわかりましたが、人間はですね、想定外のことが起きると脳が処理できなくなるそうでございます。何をしていたのかわからなくなるようでございます。安全なところに急に危険が迫っても何にもできないということです。これを回避するには、日ごろからの訓練が本当に大切になってきますし、災害が起きたときどうすればよいかということとを頭にたたき込んでおくことが大切でございます。

さて、先ほど津波の際は大星山方面に避難するというふうにいわれておりましたが、避難のとき天気の良い日ばかりとは限りません。やっぱり大雨が降るとか雨の日とかがやっぱりどこかで雨宿りとかをしなければならないと思いますが、その地域の住民の方との連携、そしてお寺とかお宮とかいうところにも避難するようになると思いますが、そういったこの連携はしっかりできているのでしょうか、伺います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今おっしゃったように想定外を想定するということでさまざまな、今、学校のほうでも想定をしております。今現在、南海トラフのほうでは、先ほど津波の高さ2.1メートルということで、今、平生小学校、平生幼稚園とも2.5メートル、2.6メートルということで津波ハザードマップでは浸水域には入っていないという状況ではございます。しかし、どういうことが起こるかかわからないということを議員さんおっしゃったように、想定外を想定するということで、今のような経路を通ってるわけです。その想定外の中にも、例えば大きな地震であれば、今の雨ということもありますけれども、大きく揺れて火災が起こるとか、あるいは土地が崩れていくとか、そういったことも想定されるので比較的大きい道路に避難をしていくと。民家の中に入っていけば瓦れき状態で避難ができないということもございますので、

そういう意味でやはり一番あそこが理想的ではないかというふうに考えてあの経路を通っているというふうに聞いております。

今おっしゃいましたお寺もその先にもございますけれども、そういったところでまた今後できればいいですけども、人数が500名をちょっと超える、幼稚園と合わせますと、そういったところを全部、今避難を確保できるということは今の時点ではないと思っております。しばらくはちょっと我慢をしてそれから状況を見てさまざま地域に散っていくとか、あるいは学校に戻っていくとか、そういうことも想定をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お寺とかお宮の関係ですが、指定避難所を今、町としては、今ちょっと減りましたが、23カ所だと思いますが。しっかり、災害の種類にもよりますけれども、活用できるところは日ごろからそういった連携がとれるように災害避難で活用できればしていきたいというふうに考えておりますので、今までも、ところによってはいろいろ神社仏閣のところに御協力をいただいたりというようなケースもありますけれども、今後とも十分その辺は地域の状況を踏まえて連携がとれるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 農産物の被害について、ちょっと伺います。

農産物の被害ということで、大井川に4カ所、大内川に4カ所、天井川になってるところがございますよね。そういった天井側のところは大雨になるとつかうようになっておるんですね。これは平生の町を守るようになっておるわけでございます。そういったところの被害が出たときは町としては何かの対応をせんにゃ、防災の観点から何かの補償をするとかいうことも大事ではないでしょうか。

それと、わかれば農業共済というものが反当たりどれぐらい出るものかお教えてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 経済課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今御質問いただきました農作物の被害につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、農業共済での一応補償ということになります。農業共済につきましては、国が支援をしながら、水稻であれば7割、6割、5割の一筆契約という形になっておりまして、7割であれば3割以上の被害が出た場合、それに被害額に乗じた共済金を支払うという制度でございます。被害の1反当たりということになりますと、被害の状況によりますので、一概に申せませんが、現状で被害状況を把握しまして共済組合のほうで被害

額・被害状況を把握し、その中で最終的には国のほうの調査等も入りまして、被害状況に応じた共済金を支払うような形になっております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

国民年金と生活保護の併用について伺います。

平成26年9月15日現在の高齢者数は3,296万人、総人口に占める割合は25.9%と過去最高になっています。いわば4人に1人が高齢者ですが、平成47年には3人に1人が高齢者となるようで高齢者の生活が気になります。

今、公的年金を生活費として生活しておられる高齢者世帯は70歳以上世帯で7割の世帯が年金生活であるそうでございます。高齢者の世帯の収入は年金、雑収入、そして貯蓄の取り崩しで生活されているのがほとんどです。生活するのに支出されている主なものは食料費、住居費、光熱費、水道代、医療費、交通費、通信費、交際費などが主な支出です。総務省が高齢者の家計調査によれば、生活費が約20万円から26万円要するようでありまして、60歳から69歳までの世帯であれば約月24万円、70歳以上であれば、約月20万円の支出があるそうでございます。そして、もらえる年金総額がどうなっているのかといえば、日本年金機構によれば、夫が厚生年金に40年加入し妻が第3者保険者を含む国民年金を40年納めた場合だと、夫の老齢年金が約9万8,000円、老齢基礎年金が約6万4,000円、妻の老齢基礎年金が約6万4,000円で合わせて22万6,000円となりますので、総務省の家計調査による60歳から69歳の世帯では少し足りない、70歳以上であれば何とか足りるところでございますが、国民年金となりますと約6万5,000円であり普通の生活をしようと思えばかなりの雑収入が要ります。高齢のため思うような収入も得られません。どうすればよいのでしょうかね。

これから本格的な高齢社会に入ってきます。膨れ上がる財政赤字に政府は年金の削減や年金受給年齢の引き上げも考えているのではないとも言われています。そこに消費税アップが重なっていき、医療費の自己負担も上がってきていますし、それに物価高、そうなりますとこれからの高齢者は弱り目にたたり目となってしまいます。将来そうなる話もそんな遠くの話ではありません。もう既に追い込まれた高齢者もいるようでありまして、そうなりますと国民年金と生活保護の併用ということも考えていかなければなりません。

ここで伺いますが、国民年金受給者で家と土地がありそれを売却しようと思ってもできない場合の国民年金と生活保護の併用について、そして平生町の生活最低基準額はいくらなのか、そして生活保護給付金はどこから出ているのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 本当に、高齢社会を迎えてこれから高齢者の生活基盤をどう安定をさせ

ていくのかというような大変大きなこれは課題だと受けとめておりまして、これも平生町だけの話ではありませんで、これは全国の共通した課題だというふうに思っております。

生活保護と年金の受給でございますが、年金を受給してるから生活保護の対象から外れるということではありませんで、生活保護基準、平生の場合は、それぞれランクがございまして1級地の1から3級地の2まで全国それぞれあります。その中で平生町は、この辺はですね、3級地の1に該当します。例えば、65歳単身所帯で計算をしますと生活扶助費が6万390円ということになるようでございますが、そのような生活保護基準からいろいろ入ってくる年金等の収入を差し引いたその差額が生活保護費ということになるようでございますが、それぞれこれは個々の置かれた条件が皆違いますからそれによって金額も変わってくるというふうに思っております。そういう状況で今の年金と生活保護の関係は成り立っておるといふふうに御理解をお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 6万390円ということですが、国民年金全額をもらっている人はだめということですよ。それと今度申請をする際に、家とか土地とか売れと言われますよね、そうなりますとその間の固定資産税とかそういう税金というものはどういふふうになるんでしょうか。そこをちょっと伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 税務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 兼末税務課長。

○税務課長兼徴収対策室長（兼末 仁君） 御質問の内容は、生活保護者の方の固定資産税がどういふふうな取り扱いになるかということだと思います。

まず、その生活保護者に該当されますとその資産を持ってらっしゃる方に、例年、固定資産税がかかってきてますけど、その減免の申請をしていただいて生活保護者である方にはついでにはその減免の措置をとっておるといふ状況でございます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 生活保護の申請をしますとね、申請する前に何か仕事しなさいということを使うと思うんですよ、健康であればちゅう話によりますけれども、こういった仕事の斡旋とかいうのも町としてシルバー人材センターの活用とかそういったことはなされているのか、そこら辺をちょっと伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、生活保護に至らないまでも大変生活に困窮しておるといふようなケースにつきましては、保護の決定は東部社会福祉事務所、県のほうで決定をするわけでござい

ますが、生活困窮者については自立支援法がございまして、その生活保護に至る前の自立を援助しようということではいろんな支援員が今いらっしゃるようになって、平生町にも支援員がおられます。具体的な個々の支援プランをつくって、今お話があったように、こういう就業についてはこういうふうにしたらどうかとか含めて生活支援ができるような状況は、今、体制としてございますので御相談をいただければというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

18歳選挙権の対応について、18歳からの質問状、サブタイトルをつけまして、この1点だけ質問を、幅広くどういうふうなお考えか、お聞きをしたいと思います。

皆さんよく御承知のように、もう既に、朝、駐車場にありますと掲示板が設置をされております。今月というよりも今週の22日公示の来月10日投票の参議院の半数改選のこの選挙から、選挙年齢が18歳に引き下げられました。きゅうきゅうで全国の18歳も戸惑うと不安と不満を持って、今回いろいろNHKの調査などによりますと、そういうふうな状況があるように思います。今までにもできるだけ若年層の投票率というものに対して、いろいろ国のほうも不在者そしてまた期日前導入、そしてまた小泉内閣の前後だったかと思いますが、選挙時間が2時間延長された。いろんな手を使って投票率そして若年層への関心を持っていただくという形で進めてこられた、そういった経緯があるかと思えます。今回、18歳投票選挙権ということになったわけでありませう。

この導入でありますけれども、本町でも18歳選挙制度に対してこの該当される方々、1人でも多くの方に参加してもらって投票をしてもらって若年層の投票率を上げ、関心を持っていただくという最終目的がそういうところにあるかと思えます。どういうふうな取り組みをされておられるのかということで広くお聞きをしたいと思います。

5月号の「ひらお」の表紙は、何か看護学校の生徒さんが模擬投票をやられたというようなことも載っておりました。それもこの対応策の一つだと思えます。そうしてまた、こういったものも回覧板で、これは18歳は関係なくこの10日の参議院選挙のPRとこういうことだろうと思えますが、そういうふうなことで中長期的も含めてどのようにこの18歳選挙権というものに対して取り組もうとされておられるか。いやこれは国が決めちよるんじやけ、それはそれなりにやるという考えなのか、その辺の姿勢をちょっとお尋ねをしたいと思います。よろしく願います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 18歳選挙権の対応について、若い人が1人でも多く投票してくれてし

っかりその意思が反映されるようにどういう取り組みをしておるのかということで、具体的な取り組みについては選管のほうから答弁があるかと思いますが。私のほうからは、やはり何といっても選挙が民主主義の根幹ということでございますから、選挙啓発の活動は本当に重要だというふうに認識をいたしておりますし、今回18歳ということになりましたので、若い人たちが主体的にこうして政治にかかわっていけるという状況が生まれるわけですから、しっかりその辺でこの意識といいますか、政治にかかわる意識が高まっていったこの地域、地方の議会、政治に対してもより関心が高まっていくということにつながっていけば大変いいかなというふうに私は考えております。具体的な取り組みについては、選管のほうから答弁をされます。

○議長（福田 洋明君） 羽山選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 私のほうからは選挙管理委員会の立場からということで回答させていただきます。

まず、改正後の公職選挙法によりまして、整理いたしますと、本町では6月6日現在において有権者数は1万774人となりまして、同日におけます本町の18歳及び19歳の人数は、それぞれ121人と117人で合わせて238人となります。そのうち18歳につきましては高校生が大半を占めると予想されますので、町選挙管理委員会におきましては町内の高等学校であります熊毛南高校において選挙啓発活動を検討しておりましたが、3月に県の選管によりまして啓発の出前講座が実施されました。そこで町の選管といたしましては、4月になりまして平生看護専門学校において選挙管理委員会による選挙啓発に係る出前講座を実施いたしましたところでございます。

この出前講座におきましては、専門学校の学生115人が受講されておきまして、そのうち18歳と19歳の学生の数は約30人でありまして、選管の職員から選挙の重要性や手続の説明を行った後に模擬投票を実施いたしました。投票への参加を呼びかけたところございまして、受講された学生の中には夏には投票に行きたいという方もいらっしゃいました。今後要望がございましたら、積極的に出前講座等を実施してまいりたいと思っております。

また、小中学生を対象といたしました選挙啓発につきましては、毎年、選挙啓発のポスターや習字、また標語の募集をいたしております。町内の小中学校に依頼をいたしておきまして、昨年度も500点を超える作品の提出がございました。

また、毎年、成人式の際におきましては、選挙啓発パンフレットを新成人の皆さんに配布いたしまして投票への意識啓発を図ってまいったところであります。

今後におきましては、主権者教育の重要性が高まってまいりますので、教育委員会とも連携しながら適切な選択が行われる高い資質を持った有権者を育てることを念頭にいたしまして、選挙啓発活動を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 直近の国政選挙、平成26年の12月、衆議院選挙でありました。1年半前ですか、そのときのいわゆるこれNHKが発表したものですが、20代30代40代50代60代70代別の投票率というものを出しておるんです。20代は32.58%全国、全国で52.076%の平成26年度の12月の総選挙では、全国ではそれだけの投票率であると。平生町、これ事務局を通じて先日選管の総務といいますか、選管のほうから投票率の記録をいただきました。資料をいただきました。それを見ますと、当然、全体では60.18%平生町。直近の26年の総選挙は60.18%、全国では52%と。8%ぐらい平生町のほうが全体では投票率がいいわけです。しかし、年代別に見ますと、全国では32.58%若年層、もちろんこれは全体では一番低いんです。団塊の世代の60代が全国でも投票率が一番高い。町内でも同じであります。しかし、20代に関しては、これあの平生町の場合は実に年代ごとに統計を出しておられます、これ以上ないぐらいのいい統計を出しておられます。これによりますと、25歳から29歳まで20代の後半です、そうして20代前半20から24歳までが33.96%。ですからこれはわずかに全国平均を上回っておるんです、町内は。しかし、25から29までの20代後半、これが26.56%の投票率と、これは平生町です。したがってこれを足しますと、足しますちゅうか、20代ということで計算しますと30.26%、そういうことで全体では8%も投票率が平生町はいいのに20代はやはり全国に比べてちょっと落ちてると、こういうデータが出とるわけです。ですから、やっぱり若年層に対してやっぱりこれから、今、総務課長いろいろ答えられておりました、学校教育においても教育委員会のほうにおいてもこれを学校においても啓発活動も取り組むとこういうふうにおっしゃっておられました。全国の18歳は、やっぱりいろいろ不安を、やっぱり持つとるわけです。これはNHKの調べたものから引用しておることで私が調べたわけじゃありません。NHKが全国の18歳の不安を持った層に対していろんな例を、NHKが調べたいろんな例を18歳の方に示して、できるだけ関心を持っていただくというような形のものをやっておりましたけど、先ほど教育の問題出ましたけど、かつての同盟国ドイツ、いやこれはNHKがさわりだけをやっておるんです。これ小学の高学年から学校教育における政治教育を実施しておると。NHKがさわりだけをやっていましたが、どういうことかといいますと、何年か前から難民問題ありましたね。その小学校の高学年に丸いシールを持たして、この難民を皆さん受け入れますか、受け入れませんかというのを右と左に別れてシールを張っていく。そうしてA政党はその難民を迎え入れることに積極的な姿勢を持ったのがA政党。B政党はちょっと難民には積極的でない。そういうようなことを小学校高学年からそういうふうなものを取り入れているということを、これはそういう紹介をして日本の18歳に対してできるだけ関心を持ってもらえるような材料の一つとして、そういうものをやっておりました。そうだから今、平生でそれをどうこうということには直接はつながらんとおもいますが、5年10年

15年というある程度の期間で見たときに、やっぱり18歳に選択をさせる、そういったものをするのであれば、できるだけ低年齢からそういった学校内における政治教育、こういうものもこれからは取り組んでいかなければいけないのではないかと。ただ分母だけふやしゃええと、先ほど分母分子が出てきましたが、層だけを広げてこうして同じ50でも、それだけありゃ総数が上がるぞと。こういうことではやっぱり根本的な解決といいますか、根本はやっぱりそこにあるというふうな考え方を持っておるわけです。そこで、学校教育における政治教育、具体的な、先ほど総務課長、やっぱり啓発はやっていると、こういうことでしたから。ただ啓発だけかそれとももうちょっと積極的に踏み込むかどうか、その辺のお考えを今現時点で、もしあれば、今はないけど将来はこの辺までを考えておるといようなことでもあれば、お聞きをしてみたいと思います。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 失礼します。小中学校の政治活動といいますか、学校のほうでは市民と政治のかかわりを教えるということで主権者教育という言葉を使っておりますので、主権者教育という言葉で御答弁させていただけたらと思っています。

今、小学校中学校においてそういった主権者教育ってことが大変重要であるというふうに認識しております。

今現在、小学校中学校別にちょっと説明いたしますと、小学校においてはこれまで6年生の社会科で私たちの暮らしと政治ということで、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること、それから日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることなど、基本的な内容について学習しております。そういったまず知識をしっかりとこ入れることが一つです。また、今こういったことも高まりも含めて、議会事務局や総務課の方から町議会の役割と仕組みについてお話を聞いたり、模擬選挙の体験をしたりという活動を通してより具体的、実践的な学習を充実させる試みも進めているところでございます。

中学校における主権者教育ですが、中学校においては社会科の公民的分野において人間の尊重と日本国憲法の基本的原則について学んだ後に、国や地方自治体における政治の仕組み、政党の役割、選挙の意義や選挙制度、その課題などを学んで国民として積極的に政治に参加することの大切さや望ましい政治のあり方や主権者としての政治参加のあり方について考察するようにしております。

また、具体的な取り組みとしましては、総合的な学習の時間を活用した地域の方との学習において、地域の生活や産業、歴史について調べたり発表したりする学習を実践しており、郷土のよさを知り地域の将来を担おうとする意識をまずつくっていくということもしておるところでござ

います。

さらに、生徒会の役員選挙に際しては、町の選挙管理委員会から投票箱や記載台を借用して実際の選挙に近い方法で実施するなど、この生徒会選挙を通して1票の重みを体感させるとともに投票に対する意識を高めるよう工夫しているところです。

今後もそれぞれ小、中、発達段階に応じて主権者教育を学校と連携して一層進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 今、教育長のほうから丁寧な説明をいただきました。将来、平生町はある程度取り組んでおられるという姿勢を感じました。何かすばらしいそういった若年層に対してのそういった方向性が間違わないような形の教育がなされるということ、これからも気を緩めることなく進めていただきますようお願いをして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時55分休憩

午後0時59分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い、質問させていただきます。

私は、町民がより幸せを実感できるよう、町民の声を町政に届けるため町議に立候補し、議員の要職につかせていただきました。早いもので1年がたちました。

私は改めて、町民のため役に立った仕事ができただろうか、振り返ってみました。自分の思っている質問がうまく討論できなかったことは大きな反省点です。しかし、町長の答弁も歯車が外れているように感じます。何の理由があるのかわかりません。議会での質問に関しては、中途半端で終わらず、明確で具体性のある答弁をするのが責任のある町長の姿ではないか。私は昔からの議会だよりを読み返してみました。町長の答弁は口癖のように、検討していく、取り組んでいくで終わり、その場限りのように思えてなりません。そうではなく、明確な答えを出すためにも、できないことはできない、できることはいつごろまでに検討します。例えば、早急に、2つ目は2年後に、3つ目は将来的に、そういうふうに計画的に方向性を答えられないのか。本会議での議員の質問は、平生町の声として真摯に受けとめ、改善・対策・実践、これらをどのように対処されてきたか、お尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員になられて1年間の総括をしながら、質問に対する答弁についての

御質問をいただきました。

御指摘がありましたように、議員の皆さんからこうして本会議あるいはまた委員会での審議が行われておりますけれども、皆さんからいただきました質問というのは、町民の皆さんからの声というふうに受けとめて、真摯に受けとめて対応させていただいておるつもりであります。

答弁の中身につきましては、しっかり、やれるものはやりますよという答弁をしておるはずで、それから、検討すべきものは検討しますと、そのことについては、引き続き検討すべきもの、いついつまでに結論出さなきゃいけないもの、いろんなケースがあると思います。できるものについては対応をしっかりさせていただいておる、また、引き続いて協議をしなきゃいけないケースもあります。これらについては、しっかり検討してまいりますし、また、その報告を求められれば報告はさせていただきたいと思っておりますし、成果として具体的に直ちにはあらわれないにしても、しっかりそのことを踏まえて、各課にそのように指示をさせていただいておりますから、次第にその効果があらわれたり、いろんなケースがあると思います。

しっかり、ここは私のやれないことを無理やりいついつまでやりますというようなわけにもいきませんから、そこら辺は庁内体制、あるいはまた執行体制、こういうものを踏まえて、しっかり皆さんの声にお応えしていけるように対応をさせていただいておるつもりだし、これからもそうしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今、町長さんの答弁です。各議員の質問に対しても、答弁は尻切れトンぼで、本会議の質問がその場限りの回答に終わり、毎回同じでは冷えた平生町が暖かくなるはずがないとむなしい思いと、わびしさを感じておりましたところ、議会だよりを読んだ人や傍聴人から、「少しずつ平生町は変化していますね」「よいムードですね」と声をかけられ、悪いことばかりではありませんでした。

議会に目を向け、わが町に関心を持つ町民がふえたのではとうれしくもなりました。

また、きょうは質問も回答も紳士的で勉強させていただいております。中途半端な答弁は、町政と町民の信頼関係を失わせます。冷えた平生町発展のためには、まず、議会の一般質問をきょうのような実りのあるものに変化させ、信頼関係を構築をさせることこそが一番と考えます。

経緯や結果など議会だよりや広報などで町民に知らせることはできないのですか。町長さんにお尋ねします、より詳しく。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 質問等につきましてはの答弁につきましては、議会だより等で、今、皆さんの手によって町民の皆さんに明らかにさせていただいておりますし、それから、経緯やその後どうなっておるかというようなことも含めて、これは委員会でもいろいろ調査することが、皆さん

の議員の権限としてありますから、しっかり活用していただいて、その後この問題については、どういう、継続調査案件とか、それぞれにさせていただくとか、いろんな方法はあると思いますが、機会あるごとに、また、あれはその後どうなっておるかというようなことを含めて御質問いただければ、しっかり対応させていただきたいというふうに思っておりますし、具体的な提言等については、みんな平生の町をよくしていきたいと、こういう気持ちは皆一緒なんですから、提言等積極的に出していただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） きめ細かい配慮こそが町民との信頼関係につながり、ひいては町発展につながると思っております。苦情がなかったから、聞いてないからでなく、先ほどから災害のお話も出てます。病気にしてもそうですが、要望とか、前へ前へ打って出るのが大切ではないかと思えます。

町長の議員や町民に対する考えや思いを今一度お聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、先ほどから御答弁をさせていただいておりますように、議会の皆さんの意見、要望等は、まさに町民の声だというふうに真摯に受けとめさせていただいて対応しながら、みんなで平生町を少しでもよくしていこうと、これはもう議員も町民も同じ気持ちでございまして、そこに向けて、前向きなこれからの対応をお互いにしていくということが大事だというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

就職難のときに、夢と希望を持ち、平生町職員として採用された若者が、二、三年で早期退職。退職者を出した平生町に対し、町民や子を持つ親の身を考えて、残念な気持ちでいっぱいです。

税務課1年、総合政策課2年、3年勤めた大卒の男性、健康福祉課2年の勤務2年の方、この2名の方についてお尋ねします。町長さんにお尋ねします。

1つ、採用基準は。2つ目、新人教育は大丈夫でしたか。3番目、退職に対してどのように説得しましたか。4番目、やる気を育てる指導力不足ではなかったのか。5番目、平生町にとって若者が二、三年で退職されることは、採用したことが無駄で損失であり、平生町政と町民への影響は、はかり知れないと思わないのでしょうか。6番目、年度途中での採用についてもお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 職員の今回の退職者に関連をして、今、数点の御質問をいただきました。

27年度末の退職者は、これは退職、定年も含めて5名。そのうち3名が御指摘のように途中

でやめられたことで、2名。20代、30代の職員が、今回職を退いたということになっております。

それぞれ理由はあるわけですが、今から、まさに今から活躍してくれるものというふうに思っておりましただけに、大変残念に思っております。

新人研修等含めて、町としても、しっかりこれまで、今までも職員もそうですし、若い人たちが特に力を入れて、町としても対応させていただいたというふうに思っておりますが、今回は急遽こういうことでありますから、しっかり、新規の採用職員と臨時職員を配置して、この職場に対する人員の配置について適正化を進めておるという状況でございます。これからの採用方針については、適正化計画でお示しをしておりますように、平生町の将来を見通して、町の職員の採用計画を進めてまいりたいというふうに思っております。あくまでも職員採用については、しっかり公正、公平に。厳格に今日までもとり行っておりますし、しっかり本人の適性能力、やる意志というものをしっかり採用基準に据えて、取り組みを引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 採用したら教育し、プロに育てるのが採用者の責任です。人事権のある町長の採用や指導力については、重要でしっかりやってほしいと思います。

夢と希望を持って職員となったであろう若者をやめる気持ちにさせるのは、上司の指導力不足ではありませんか、それでやめるのではないのでしょうか。それとも、とりあえず平生町の職員となって腰かけだったのなら、採用時見る目がなかったのではないですか。平生町は養成所ではありません。

私は、退職者が税務課時代、申告でお会いしております。そのとき、明日もう一度来てほしいと言われるので名前を確認すると、聞いたこともない、平生町で聞いたことのない名前でしたので、「平生のどこに住んでるの」って聞いたら、「僕は愛媛県出身です」って言いました。「そしたら平生のどこに住んでるの」って言うたら、「住んでるのは周南市です」って言いました。私はびっくりしました。通勤手当を払い、住居手当は払い、平生の住民となって住民税を納めてくれてるんかと思ったら、よそへみんな持っていかれる、そういう人を採用して、私は頭にきました。でも、褒めましたよ。「あなたは優秀なんじゃね」って褒めました。くしくもその子でしたね、やめたのが。税務課、総合政策課、平生町の重要ポストではありませんか。

このように、退職者を出すと一緒に仕事をした職員は、士気が上がらないのではないかと思います、職員の影響はどうですか。今後、このような退職者を出さないためにも、どのような反省と対策を講じたか、お聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 職員研修含めて、総務課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいま質問に対しましてお答えをさせていただきます。3年目の職員がやめたということで、まず、ほかの職員に対して士気が上がらないのではないかという話もございました。

まず、職員採用に当たりましては、当然ちゃんとした試験を行っておりますし、その上で2次試験で面接等も行っております。採用いたしましたら、新人職員採用研修ということで、まず、県のひとりづくり財団の主催によります三泊四日の研修、県内の市・町の職員とともに2回にわたって三泊四日の研修を行っております。また、本町におきましては、5日間程度の研修を行い、各課の仕事等を基本的な内容を教えております。また、採用2年から7年目までの職員に対しましては、若手職員研修ということで研修にも参加させております。

また、先ほどありました退職する際に引きとめることはしなかったのかとか、上司はどうだったのかという話でありますけれども、当然、直属の上司や総務課長そして副町長、町長といたしましても、どうなんかないかということで引きとめもいたしましたし、もう一遍頑張れということも話しております。ただ、お二人とも、それぞれの事情があつて平生町を退職したものでありまして、その自分の決めた方向に進んでいったものでございます。

それから、上司の指導力がなかったのではないかという話もございましたが、現在、人事評価という制度もございまして、その中で、評価をする上では、個人個人と面談もしておりますし、また、各課においても報告・連絡・相談ということも励行し、職員の個々の能力ややる気を伸ばす指導もしているところでございます。

それから、損失があつたかどうかという話でありますけれども、今、例に出されました職員につきましては、確かに町外からの採用でありましたし、当初は町外に居住をしておりました。それを何とか町内に住まないかということで話もしまして、昨年町内に転居してきたところでありましたので、非常に残念なところではございます。

それから、全体的な話といたしまして、実際には、町内の方を採用すれば一番町民の方に対しても説明もできますし、納得もしてもらえということもございます。ただ、この最近、採用の募集をするに当たっては、職業安定所のほうから、いろんな要件をつけるのは好ましくないという話もございますので、幅広く募集をいたしておりますし、できれば私どももいたしましても、平生町に優秀な人材がいらっしやれば、ぜひ採用いたしたいと考えております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 上司の指導力についてなんですけど、これは私が体験したことをきょうここでちょっとお話しさせていただきたい。実際に体験したことをお話しさせていただ

きます。

これは、三、四年前のことです。今の税務課長のときではありませんので、課長さんあしからず。私は、税務課の申告に行きました。追加金を納める納付書もいただき、申告も済ませていましたところ、役場から電話があり「計算を間違えていたので、税金はもう納付したか」という電話がありました。「納付していない」と言うと、「間に合ってよかった。計算を間違っていたので税務課に来てほしい」という電話でした。私は勝手に、追徴、お金を下がるんじゃないかと払わなくていいんだと思って役場に行くと追加金はまた一段とふえました。計算間違いは税務課です。呼びつけるのは間違いと腹立たしくも思いましたが、そのときはそれで納めました。

そして、今度は、子供が柳井に住んでいて、柳井から下松に転出した後、柳井市の職員2名が夜7時ごろ家に訪ねてきて、下水道料金を2回徴収していたので、という事情説明とおわびに担当職員と上司2名がうちに来られました。柳井市と大畠でこれだけの対応の差があります。職員質の向上、指導については、どのようにしているか、町長に尋ねます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 税務課の対応について、今、自分の体験を踏まえて御指摘をいただきました。そういうふうな受けとめ方がされたようでありましたら、それは大変申しわけないことであります。

基本的には、窓口でしっかり真摯に対応するというのが基本ですから、誤りがあった場合は誤りがあったようにしっかり対応しなければいけないと、これは役場の職員だけではありません、これは、人間としての基本的なあり方だというふうに思っております。

どういう状況だったのか、また改めてそれは調べてみたいと思っておりますけれども、しっかりそこら辺の対応については、私も常に職員にはいろんな機会をつかまえて、いろんな指示をさせていただいております。しっかりその趣旨が徹底するように、これからも引き続いて対応していきたいというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

ことわざは昔からよくいいあわらしております。しかし、災害は忘れたころにやってくるという言葉は、今ごろ誰も言うものはいなくなりました。災害は日常の訓練を催促するようにやってきております。今度の熊本の地震について、これまでほかの議員からも質問がございましたが、私は、この今回の議会で大量にやっぱ御質問が集中するなって予測もしておりましたし、誰も取り上げて当たり前だと思います。

それで、5月のはじめごろに考えまして、これからこの被害でいろんな、今の取り組みを聞いて

てもしょうがないと。それよりは先に向けたちゃんと計画をつくってくれたほうがいいということで、この提案をいたしたいとまず思います。

今度の熊本の地震は、この前の東北の大震災とは違いまして、東北のときには津波と原発、これがかかなり大きなウエートを占めておりましたが、今度はどここのまちでも起こる共通の課題をいっぱい抱えております。ですから、ここから得る教訓も大変多いと思うんです。ですから、各課でそれぞれ今回の教訓をしっかり自分の仕事として受けとめて、災害対策をそれぞれ所管事務に基づいてつくっていただきたいと思うんです。これは、またいつ来るかわかりませんから、急いでやっていく必要があると思います。

それで、各課には、指定はしませんけど、課長補佐がそれぞれ各課におりますから、ここを中心に、各課で自分の所管事務の災害対策をしっかりつくって、それを全職員の研修会をやっておられますから、そこで発表すると、そうして議論もすると。つくらせます、つくりますだけではどこまで進むかわかりませんから、ぜひこのことをやっていただきたいというのが、まず第1の提案です。

これだけで済んだら災害対策になりませんので、2つほど触れておきたいと思うんです。1つは、業務継続計画、BCPといわれる、これの策定です。

私が車に乗っておりましたら、4月の中ごろですか、業務策定計画のニュースをラジオで放送しておりまして、平生町は作成が済んでおると。これはすばらしいと、このように感じまして、すぐ、この問題はちょっと大切な問題だから、取り上げないいけないなと思って、ここを集中的にちょっと調べてきました。

この業務策定計画、BCP、これは大規模災害による庁舎の被災などを想定した計画と、国は2010年から自治体に策定を推進していると。重要な6要件として、首長の不在の際の代行順位と職員の参集、代替庁舎、電気や水・食料の確保、通信手段の確保、重要データのバックアップ、優先業務の整理。この6つを挙げて業務継続計画を立てるようになっております。

どうして平生町が策定計画が済んでおるのかということで、総務課のほうで調べましたら、平生町は、地域防災計画で、いわゆる責任者の不在な場合の対応が済んでおります。また、職員の参集方法についても定めております。この2つがあるから一応括弧つきでできておることになっておりますから、これはこれで評価をされるべきだと思います。この地域防災計画も総務課で出していただきました。ですから、あとの5つですね。これを急いでつくる必要があると思うんです。例えば、午前中も出ましたが、庁舎が倒壊をするということは、今まで予測はしなかったけどなかなか言いませんよね。今回、目の前で見ましたから、こう現実の問題としてこれ急いで。誰もやっぱ予測してない事態じゃなくて、やっぱ、予測したとおりに起きたねという感じだと思っんですよ。この業務継続計画、BCPについての今後の取り組みをお伺いをいたしたい

と思います。これはどうあっても急いでやっておかなければならないと思います。

それともう一つは、福祉避難所の件です。午前中、いわゆる聴覚障害者の問題が出ましたが、この福祉避難所の問題も今回かなり混乱をしております、これも健康福祉課で地域防災計画のコピーをいただきました。これを見ますと、平生町は老人福祉施設との契約を済ませております。それぞれ自由に契約をなささいということになっておるので1カ所済まして。これは、一つはある意味では済んだと思っておられると思うんです。なぜかという、これを見ると線を引いちゃるところが1カ所だけで、あとほかがあるんですけど。

それで、この福祉避難所の件は、今度の熊本の災害でも随分と言われております。それで、災害の対策ですが、災害を受けると、職員も当然家族も含めて災害を受けます。したがって、町民全体が受けるわけですから、避難所の運営、特に福祉避難所の運営となると大変難しい。また、専門家が要る避難所もございます。ですから、その計画自身は大変難しい計画だとは思いますが、今後どのようにされていくのか、ちょっとお伺いをして、次のときに質問をいたしたいと思っております。以上、3点です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 熊本地震の教訓を踏まえて、防災対策の充実に向けて各課で所管する業務、災害対策について、それぞれ研修会で発表して、職員全体で共有するよという御提案でございます。

ついこの前もこうした災害が発生をした後、私のほうからも、各課でもう一度この地域防災計画について所管の課でやるべきことについては、もう一度洗い出しをして、各課でしっかり対応ができるような検討をするよという話はさせていただいたところでございます。

したがって、できれば今回研修に、先ほども言いましたけれども、4名の職員が派遣をしておりますし、その一つの教訓といいますか、成果といいますか、そういうものを踏まえながら、各課で初期対応、大きな災害の場合は初期対応がこれはもう全庁体制でやらないと間に合わないこととなりますから、お互いにそれぞれの業務は、お互いに承知をしながらも、何を、さっきのBCPとかかわりますが、優先する業務は何なのかということを含めて、もう一度しっかりその辺の各課での対応のあり方については、しっかり研修をこれからもやっていきたいというふうに考えております。

せっかくの貴重な経験等もお互いに共有をしていって、次に生かしていけるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、BCPでございますが、業務継続計画につきましては、御指摘のように、平生町は、その重要6要素あるわけですが、そのうちの今2つから3つぐらいになりますか、首長不在のときの体制、それから職員の関係、第3庁舎の代替ということの指定、こちら辺は、今、平生町の

地域防災計画に盛り込んでおりますから、一部盛り込んでおりますから、平生町は消防庁によると策定をしておるといふところに入っておりますが、まだまだ不十分だといふ認識を持っておりますから、BCPの対応については、これからも、県も、きのうもちょうど代表質問やっておりますが、こうしたBCPへの対応についても、しっかり市町村を支援していくといふことも出ておまして、恐らく近々また研修等もあるはずでありますから、しっかりそこは連携をとって、平生町としてもよりよいものをつくり上げていきたいといふふうに考えております。庁舎の改めて重要性といふものも踏まえながら、庁舎のこの耐震対策、それから代替庁舎の機能、こういうものも含めて、しっかり取り組みを進めていきたいと思っております。

あとの電気、水等々、通信手段等、データのバックアップ等につきましては、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、福祉避難所の関係でございますが、災害時の要援護者、要配慮者といふふうに今言っておりますが、避難先として福祉避難所の設置が大変大事な点でございますが、高齢者、介護の必要な方、障害のある方、それぞれバリアフリーに必要な機材も含めて整備をされて、今指摘がありましたように、介助員の配置等も含めて、市町村でこの福祉避難所を指定をしていくといふことになっております。

今、町では曾根の老人福祉センターを指定をさせていただいておりますが、今回のような大きな大規模の地震、震災といふことになりましたと、この避難所としての受け入れ体制を十分確保していかなければいけないといふことになりましたから、これから町の社協、あるいはまたそれぞれ民間の事業者も含めていろいろ協議をしていきながら、指定箇所をふやすように努力をしてまいりたいといふふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） それでは、補足して説明させていただきます。

まず、6要素のうち3番目に当たると思いますが、電気、水や食料等の確保につきましては、午前中の質問にもございましたように、食料や水の備蓄については、長い期間に対応したものは、十分な量は確保しておりませんので、各種の企業や団体等との災害時の応援協定の締結により、災害時には優先的に物資の供給支援や協力体制を図ることとしておりますので、そういったところで活用させてもらいたいと思っております。

また電気につきましても、中国電力と連絡体制、協力体制の協定も結んでおりますので、そういったことで対応もいたしたいと思っております。

それから、通信手段の確保につきましては、午前中もございましたが、午前中は主に防災行政無線の絡みの話をさせていただきました。それとも多少関係いたしますけれども、実際に災害が起

こった場合に、災害優先電話の設置もあります。そしてまた、各避難所となっております公民館等には5カ所ではありますけども、非常電話としての通信の確保も図っております。これは、避難所特設公衆電話というものを設置をいたしております。

また、第3庁舎におきましては、本庁舎が危険な状態になったときに、そこで本部会議を開くということを想定して、災害用の電話の回線4回線を引き込みができるように設定もいたしております。そして、災害対策本部としての活用をする予定といたしております。

それから、5番目になりますけれども、重要データのバックアップ、これも午前中にお話ししましたけども、北海道のデータセンターのほうで、毎日送信をして、そこでバックアップをしておるといふことであります。

また、一時的にはこちらの電算室は午前中も申しましたが、2階に設置してありまして、割りと役場の中の建物とすれば強固な建物でありますので、ちょっと強めの地震であれば何とかもつんではないかと思っておりますし、そこにあります電算室のデータにつきましても、ちゃんとバックアップもできておりますので、それをもしもの際には、そのバックアップから取り出しながら、それを活用していきたいと思っております。

最後に、非常時の優先業務の整理につきましては、これは全部署による全庁的な対応が必要となっております。災害時におきましては、平生町地域防災計画にも示しておりますが、いま一度各課において御指摘のように、見直しといたしますか、本当にそうなったときにどうなるのかということ、それぞれの各課の業務として取り組みをいたしたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最初の防災対策の計画づくりですが、各課でちゃんとつくってほしいことと、それはいろいろ業務も忙しいでしょうから、派遣された職員を中心にそれぞれやられるとえば、それはそれでいいが、とにかく具体的に、やる、やるじゃなくて具体的にやって、全体で議論をする場をつくと、実のある、今までもずっと、あれもやっておる、これもやっておりますと言われるけど、なかなか目に見えてこないというのが実情だと思いますから、目に見えた形で積み重ねて、次に起きたときには即座に行動ができると、そういう体制にまでもっていくような訓練をしてほしいと思います。

それと、ちょっと略してBCPと申しますが、今、総務課長のほうからありましたが、そういう答弁を求めたんじゃないんですよ。これをちゃんとつくって完成をさせてくださいと。これが、きょう、今さきほど町長のほうからありましたように、13日の県議会でも代表質問でこの問題がありまして、BCPとそれから福祉避難所と、それから罹災証明のことが中心に知事も答弁をされておるようですが、いずれにしても、やっぱこの策定が何よりも急ぐ、これを中心に初期対応をしていくということになると思います。

第3庁舎、第3庁舎といわれますが、実際にはここが倒壊した場合どうなるかという想定をして、実際にそこに、対策センターだけでできればええちゅうんじゃないんですよ。それはできんやいけませんけど、実際に日常の業務ができなくなるんですよ。それは、重要データはバックアップするかもしれんけど、午前中出てましたように、職員のパソコンからばさっと落ちてしまうんですからね。そういったときの対応をどうするかと、そういうことも考えておかなければならないとも思いますし、電源についてが一番怪しいんですよ。もう、非常電源というのは、今の非常電源は当てになりませんので、これは早急な対策を含めてやっていく必要があるのではないかと思いますから、とにかく、やはりそれこそ重点を置いて順番つけてやっていく必要があるのではないかと思うんです。

それと、福祉避難所ですが、これは、私随分これを考えました。今度もいろいろ見てみまして、平生町で役に立つのかなと思うのが、例の重度発達支援センターですね、ここの契約はやっぱ有効だと思います。それから、看護学校があるんですね。熊本で福祉の熊本学園大学っていうのが、ここがかなり大きな役割を果たして、生徒の学習も兼ねて、その施設でいろんな経験が載っておりますが、平生町だと看護学校があります。あそこの耐震化対策も協力してあげんとはいいますが、こういったところとも協力していくことができるのじゃないかと思うんです。

それと、最後に、地域防災計画を見てみましたら、今度の避難所で一番、福祉避難所で課題になるのはスタッフなんですよ。スタッフも被災をする、施設も被災をする。ですから、事前によく調整をして、福祉避難所の対象者については、広域的に対応する作戦を立てていく必要があるんじゃないかと。そうしたら、スタッフもそちらにはおりますから。いわゆる近隣の市町村なり行政をまたいで、お互いに協定を結んで。例えば、岩国のほうに行けば平生町の福祉避難所も使っていただけたら。どうしてもスタッフがないと福祉避難所は運営できないんですよ。ボランティアでささっとやるのもある程度は融通できたとしても、いわゆる復旧するまでの間は。

ですから、この地域防災計画には、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化を努めますと、こういう項が2の項目に書いてあるんですが、警告したっていうのは、ここで線が引いてなかったから私がちょっと引いたんですが、これが一番大事だと思うんです。だから、そこで見るのは難しいですよ、したがって、そういう対象者について、事前によくやっぱそういう周知をして、そうすると、障害者を介護してる家族も避難対策に従事できるんですよ。だから、この広域的な連携っていうのは、特に私は、今度の教訓の中で大きいと思いますので、県下全体でやっぱこういった広域連携をするぐらいの避難福祉所の計画は必要なのではないかと思うますから、これについてのお考えも聞いておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） BCPの計画につきましては、できるだけ先ほど申し上げましたように、

しっかり検証をしながら、早期に策定できるように対応していきたいというふうに考えております。

それから、福祉避難所につきまして、御指摘の、御提言が今ありましたので、それを踏まえて対応していきたいと思っておりますし、支援センターなり、看護学校なり、相手のほうともまた十分協議をしながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、被災の広域連携につきましては、やっぱりこの県を交えて一つのパターンを想定しないと、例えばこの地域だけだと、今回もそうですが、かなり広域でダメージを受けますと、柳井もやられた、平生もやられた、柳井に頼むわけにいかない。皆、地域一体でいきますから、少し距離をおいてでも、搬送ができるような、これはやっぱり県との連携の中でやっていかざるを得ませんから、そこら辺も連携を取るという前提で、これからの福祉避難所の指定がしっかりやっていけるように、考えていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 3回目ですけど、提案も含めていたしますが、大切なことは、ちゃんとした計画を策定をして、日常的に訓練をすることだと思います。議会も今、議会改革の特別委員会を作っておりますが、業務継続計画については、議会としても取り組まないと課題だと思います。議会をどこで開くか、どうするかと、そういった問題もございますので、私どもも一生懸命、私自身の問題には取り組んでまいりたいと思います。

それでですね、午前中、その庁舎のお金の話が出ておりましたね、朝日新聞の6月6日の記事ですが、河野太郎防災担当大臣の記事が載ってるんですよ。熊本の地震の教訓、これ3回目じゃったんですけど。この中に防災担当大臣が、司令塔になる役場が壊れたのも想定外だったと、こう言ってます。耐震化など考えなければならぬと、ここまで言ってますから、ちょっと想定外というのは何とも認識の浅い話だと思いますけど、それで、細田議員のほうから出てましたように、ちょっと全国の町長会で、強い地震が来たらこけそうな庁舎がどのくらいあるか調査をして、ちゃんと防災担当大臣に届けて、財政的な支援を具体的に迫ってほしいと思うんですよ。これを考えんといけなくて書いてるんですから。知らなかったちゅうんですよ。これをお願いします。

それともう一つは、私は、午前中の庁舎の問題の話で、リース方式って言葉がちろっと出たから、私もいろいろ考えてきた中で、やっぱ今これから先、庁舎を作る場合ですが、この庁舎が56年で言われましたかね、私がおうちの41年間ここで世話になっちゃるんですけどね。途中4年おりましたけど。やっぱね、町の行政改革を一番拒んじるのは庁舎の構造なんですよ。この庁舎の構造です。だから、時間がたてば、立派なもの作っても、それが障害になることがあるんですよ。それから、耐震化もあるだろうし、行政組織全体にやっぱ障害をもたらす。そうすると、ある程度時期がたったら、いわゆるつくりかえが簡単な方が私はいいいんじゃない

いかと思うんですね、安く。そうすると、今はプレハブもかなりしっかりしたものもございまして、一階を執務室にして2階を会議にするというような。あそこももう17年たちますかね、この健康福祉課が建つてるところ。そういったことも含めて、そうすれば、いろんな事務改革、どんどん進んでいく社会に、簡単に耐えられるような構造物ができるのではないかと思います。これも含めて、提案ですから、研究を。そしたら、こんな立派な、議会もこうじゃなくていいんです、委員会室のような議会でも別に構やしませんから、これよりやっぱ、自在に要請に応えるような建物というのを、私はこれから先、この庁舎を見て、災害対策じゃなくて、行政の改革にも支障をきたしてると、こういう観点からも、ちょっとこういうプレハブ造りの建物も検討されてはどうかという具合に私は思っております。これはまあ、私の提案ですが、何か御意見があれば聞きたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 財源確保の問題につきましては、午前中も申し上げましたが、しっかりまた、全国町村会等もございまして、しっかり6団体が共通して、おそらくこれは市の場合もそうですから、共通して取り組みができるのではないかとこのように思います。今回の災害を見て、改めて庁舎、どこも結構、学校施設を優先をしてですね、やってきて、なかなか市庁舎については、遠慮があつて、後回しにしておられるという状況ですが、今回の業務の状況を踏まえて、改めて市庁舎の重要性というものが共通認識として生まれておると思っておりますから、これは、全国的な課題として提供しながら、しっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点の庁舎のあり方ですが、今、言いましたように検討委員会でいろいろ検討しておりますから、貴重な御提言として受け止めて、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○産業文教常任副委員長（平岡 正一君） 2番目の質問に移ります。

今年4月1日から、障がい者差別解消法が施行をされました。この一番主な施行の中身は、合理的配慮の提供です、これまでの差別禁止だけではなくて。こういったことを中心にこの法律が施行されてきておりますが、平生町の取り組み状況はどうか。特に合理的配慮の提供についての考え方もお聞きしておきたいと思っております。

2番目に、障害者はやっぱり、いろんな種類の方がおられまして、一つ一つのことでいろいろな意見を聞いていかないと、行政に役に立たないということもありまして、国連の障害者権利条約というの、これ、日本も批准をしておりますけど、それに基づいてこの差別解消法ができたんですが、その中の一番のテーマは、「私たちが抜きに、私たちのことを決めないでください」と

いう理念があるんです。どうしても、平生町のいろんな施設を見てもそうですが、やはりその合理的配慮の必要のない人が合理的配慮の必要な人のいろんな施策を決めておると、このように映っておるんですが、この考えについて。それとこれも改めて見て、第4期障がい者福祉計画ですね。これも読んでみて、この考え方がどれだけ反映されちよるんじやろうかと思って、随分と疑問に思いました。このことについてもお伺いをしたいのです。

それと、一つこのことについて例を挙げたいんですが、第3庁舎のエレベーターの中に、電動車いすの方が閉じ込められたという事件が、最近起きました。これについてはどういう対応をされたのでしょうか。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 障がい者差別解消法の施行に伴う本町としての取り組みということで、今、御指摘がありましたように、25年にこの差別解消法が制定をされまして、この4月から施行ということでございます。今までの不当な差別取り扱いの禁止、そしてまた、今御指摘がありましたように合理的な配慮の提供ということを中心にして、それぞれ地方公共団体では、それを義務付けということになっております。本町におきましては、今回のこうした障がい者差別解消法の施行に先立って、午前中もちょっと申し上げましたが、昨年9月に全職員研修会を開催をいたしまして、障害の主な特性や、必要な配慮、障害者への接し方を含めて、あいサポート運動、これ、鳥取県から発信されて、今、山口県も一生懸命取り組んでおりますが、その先陣を切って、今平生町が取り組みをさせていただいております。障害を理解をし、障害のある方への配慮、手助けを行っていこうということで、それぞれあいサポーターのバッチをつけて取り組んで、その意思を示していこうということにいたしております。本町としても、今、そういう全職員にそのことをしっかり徹底をさしていきながら、みんなが安心をして暮らしていける条件整備をしていこうということで、取り組みをさせていただいております。また、障がい者就労施設からの優先的な物品の調達の取り組み等々、それなりの実績をしっかりと示していけるように、取り組みも進めさせていただいております。

そしてまた、今日も午前中ありましたように、手話の奉仕員の養成講座につきましても積極的に取り組みを進めながら、その理解を深めると同時に、障害者の方々も積極的に社会参加ができるように、しっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、障がい者権利条約の関係でございますが、「私たちを抜きに、私たちのことを決めないで」という一つの大きな理念が掲げられてまいりました。平生町においても、今、御指摘がありましたように、平生町第4期の障がい福祉計画、これが平成26年度の改定版でございますが、昨年は第2次平生町地域福祉計画策定をしております。それぞれ福祉関連の計画の策定に当たっては、関係者の方々、障害者の方々含めて、参画をいただいて、あるいはまた、直接いろん

なアンケート等も調査を行いながら、できるだけ、その人たちの意見も盛り込んでいけるように
ということで、取り組みを進めてきておるといふふうに考えております。

そしてまた、しっかりこれからの対応についても、健康福祉課に窓口を設置をして、適切に対
応できるようにしていきたいというふうに思っております。

車いすの件につきましては、総務課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 第3庁舎のエレベーターに関する御質問
に対して、回答させていただきます。

先日、御本人にも出会う話をしていただきました。結果的には、今、1階、2階、3階に
エレベーターの出入り口があるんですが、そこに張り紙をとりあえずさせていただいております。
内容的には、「車いすでエレベーターを御利用の方は、お手数ですがお近くの職員にお声がけく
ださい。」という内容でございます。であるからというわけじゃないんですけども、ただ、あの
エレベーター自体が、その平成3年に第3庁舎を建設したときに作ったもので、いわゆる職員や
外来者用でもあるんですけども、車いすのことを配慮して作られたものではありません。ですか
ら、すごく狭いです。また、開閉時間も短い時間で設定をされておることが分かっており
ます。開閉時間につきましては、今現在、実際に図ってみれば、約5秒で閉まるという状態であ
りますので、例えばそれを10秒程度にするとかということ、実際に現場でエレベーター管理
者、業者ともお話をしながら、設定はしていきたいと思っております。できるだけ長めにしてい
きたいと思っております。

利用に際しては、本人からも話があったんですが、例えばそのエレベーターの中で閉じ込めら
れたという仮定の中で、携帯電話をしたら、平生の第3庁舎ではつながったと、あるところでは
つながらなかったというようなこともお聞きしました。ただ、たまたまつながったから良かった
んですけども、そういう以前にもっと配慮すべきところについては配慮していくということで、
今、張り紙をさせていただいておりますし、間隔も長めに設定していきたいと考えております。
以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時15分からといたします。

午後1時59分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） いろいろ御答弁をいただきました。それで、合理的配慮という

言葉がよく言われます。それで、内閣府は、ちょっとこれ読んでみますと、内閣府は合理的配慮の定義ですが、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲内で対応することと。例えば、視覚障害者と会話するときは目の前に行って、何々ですと名前を言って、自分の紹介をして会話をするとか。例えば、午前中出た聴覚障害者でしたら、ボードや紙を持って筆談をするとか、誰でもできる配慮なんですよ。そこから、合理的配慮をはじめ、教育を受けて押しつけるんじゃないんですよ。向こうから言われたことに対して、誠実に応えていくと。これが配慮の基本です。

それともう一つ、合理的配慮ってことで、例えば障害者福祉計画にもあるわけですけど、誰にとっても快適な環境をつくるというユニバーサルデザインの考え方をもちまちづくりを進めていくことが必要ですって書いてあるんですが、これは実を言うと違うんですよ。元気ないいわゆる障害のない人は、今まで合理的配慮をされてきたんですよ。元気な人のために、便利のようにまちがつくられてるんですよ。だから、障害者は合理的配慮をされない、格差を受けた人間なんですよ。やっぱり発想をちょっと変えていかんと。まちづくりのうちにはまずみんなが、障害のない人が自分たちが便利のようにまちづくりをしておる。障害のある人にとってみれば、それは不都合なことが多いんです。だから、誰もがユニバーサルデザインっていいですけど、これ表現も私は違うと思うんです。

それでまずは、先ほど言いましたように、私たち抜きで、私たちのことを決めないでという、まずその障害を持った人に尋ねてみる、ここが一番なんで、それで先ほどエレベーターの話をしたんですよ。エレベーターに上がる時にはたまたま人がおられて入られたんですよ。降りようと思うと、さっと入ったと。向きが変えられない、それでドアが閉まって開けようと思ったら、行き先を押すにも後ろに手が届かんと、電動車いすで。それで、障害者はやっぱりいろいろ知恵を使いますから、物を落としたときに拾うために、たまたまその方鎌を持ちよっちゃったんですよ。物を拾えるように。その鎌で後ろに向けていろいろやられてるんですよ。それでもやっぱり開いてもすぐ閉まるんですよ。それで最後に非常ボタンに届いて、総合政策のほうに届いて助けられたということなんですよ。

結局、これはだからみんなやっぱり、今年の12月にはあそこのトイレの話をしました。そういう点では、やっぱりそこを使った人、障害のある人からの意見を聞いて、ものを考えていくということにしない限り、こちらから考えたってなかなかうまくいきません。このことをやっぱり肝に銘じて、障害のある人、そういう人に合理的配慮をされてない人に聞いて、合理的配慮を進めていくという考え方が必要だと思います。

それで、エレベーターについてもう一つついでに申しておきますが、私はこの質問、当初、障害者差別解消法の問題を取り上げるつもりで調査をしておいたら、このエレベーターに閉じ込め

られたという話が入ってきたんですよ。家内のところに話しに来られまして、ちょっと参考に話をしようなということで、私も大体発言の内容をまとめて、一応向こうに確認をしたんですよ。そしたら、私もちょっと記憶間違いがあっちゃいけないからもう一遍行ってみるって言うて、来られて、そのとき総務課長と話をしておるんですが、そのとき感想は、また行ったけど紙も何も張ってなかったって言うて、やっぱ言われるんですよ。それは私が一般質問の都合あって総務課長と紙を張ってくださいというお話しはしておったんですがね。それと時間の調整の調査もお願いしておったんですが。やっぱね、それを単純だけど、そういう人から聞いた対応を進めていくことが私は大事だと思うんです。

それから、エレベーターははっきり言いまして、大体開く時間が7秒から8秒です。そして、中に入って一遍出損なったら3秒ですよ、押して閉まるまでが。それで、中央公民館のエレベーターも見てみました。若干、押しボタンの車いす用のボタンもあそこは向きが変えられんで、私はあそこはときどき家内押していつて、ときどき使って無理やり入るような感じなんですがね、それと前をやってボタンを押さんにゃいけないという状況で、これ障害者なかなか使いにくいボタンなんです。あそこは障害者のほうのわざと15秒ぐらいシャッター開くんです。あれでもまだ短い。それでも一遍失敗すると4秒ぐらいで閉まります。だから一遍失敗すると出られないというのが、今のエレベーターの実情なんですよ。そういうのをやっぱ一緒に行って調べてほしいと思うんです。

あと平生町にはもう2基エレベーターがあります、学校と福祉センター。福祉センターは社協で管理しております。学校は今回行ってみせませんでした。教育長さんよろしく願います。それで、この問題を社協の方が健康福祉課に、あそこのエレベーターの時間は短すぎるという訴えをしておるんです、調べたら。どこでどう止まっておるか知りませんが。それも何かあったら聞きます。それと、閉じ込められた当人も健康福祉課で話をしておるんですよ。でも、そういう状況です。誰も通告するまで知らない。

だから、やっぱここは、いろいろ教育を受けたと言いますが、実際にはやっぱどうしてそういうのがさっと、1回助けに行っちゃうんですからね、訴えても広がらないのかという、やっぱ先ほど言いましたように、合理的配慮なり、私たちを置いてことを決めないでということなんですよ。今ね、国の総合支援法なんか見てみたら、私たちの意見を無視して、私たちのことを決めるというような状況なんですがね、だからこういうのじゃなくて、やっぱよく意見を聞いて何事も対応するというのをやってほしいと思うんですよ。だから、こんなことをちょっと合理的配慮についての考え方については、もう一遍ちょっと考え方を聞いておきたいと思うんですが。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどからいろんなケースを含めて御指摘をいただいておりますが、大事なことだと思いますので、しっかりその趣旨を踏まえて、これからもまた横の連携も大事でありますから、こうした意識をしっかり持ってこれからも対応していけるように、改めてまた職員に指導していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最後ですから、ちょっと一言申したいことがあるんです。

今度、その閉じ込められた方が健康福祉課に行って、そのことを訴えられたときに、返事がお金がないからねという返事だったらいいんですが、12月の議会でお金がないということで思考停止をしてるんじゃないかということを随分して、議会広報にも出ました。やっぱり、私はちょっとお願いしたいんですが、先ほど中本議員も、ここで議員が一般質問をするっていうことは、あなた方とやりとりだけしてるんじゃないんですよ。やっぱり町をつくろうということで、お互いにいい町をつくろうということでやりとりして、一生懸命一般質問をして、調査をしてきて、一般質問をしていい町をつくる努力をお互いがしていると思うんです。それは末端まで徹底してほしいんですよ。そうでなければ、課長は行って議会でやりよるらしいよ、何やりよるんやろうねという、そのいわゆる上のほうで風が吹いてる程度じゃ困るんですよ。確かにそれは、エレベーターを改造するのはお金がかかりますから、お金がなくなるからと言われたかもしれませんけど、それがかっかりきちよってんですよ。

私どもは、こうして一般質問、私は議会は随分、自分でほめちゃいけないけど、私は平生町議会は変わってきたと思うんです。もう一般質問をずっと皆こうして熱心にやってきます。いい町をつくろうと、一生懸命いろんな提案もします。それは行政に対する感謝もします。それはいい町をつくろうという動機からなんですよ。私がずっと長いことやりよるけど、前じゃ4年間1回も一般質問をせんとか、1年に1回ぐらいするかせんかという議員が大分おられました。今ほとんどいませんよ。だからそれは、やっぱり議会としても一生懸命いい町つくろうと言ってやってるわけですから、末端までちゃんとそれは重要な事項だけでもいいですよ。お互い合意できた事項だけでもいいですから、ちゃんと徹底してほしいと思うんです。お金がないからねって言われる。そして先ほど言いましたように、言ってみただけど紙も張ってなかったという返事が返ってきたのが現実なんですね。一生懸命やっておられるとは思いますが、こうして一生懸命議員も一般質問をしてやっておるわけですから、一緒にいい町をつくろうということで末端まで徹底していただきたいと、このお願いをしたいと。町長お考えがあればどうぞ。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） どうも大変ありがとうございます。しっかり対応させていただきたいと思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

平生町の教育について3つ質問させていただきます。図書館のさらなる利用率の向上、学校給食自校方式の継続、3つ目が佐賀小学校での山村留学について質問させていただきます。

まず、図書館のさらなる利用率向上に向けてということなんですが、まずちょっと、平成28年度子ども読書活動優秀実践図書館、文部科学大臣表彰受賞、図書館が受賞されたということでおめでとうございます。特徴ある図書館が実現できているということで、大変うれしく思っております。

ただ、ちょっと今回この図書館の利用率向上ということを取り上げたのは、議員研修に行ったときに、たまたま武雄市のところに泊まることになったので、武雄市図書館というのが有名になってきて、TSUTAYAが入って民間主導でやっているという図書館を見に行くと、こういう本を、ちょっと「図書館が街を創る。武雄市図書館という挑戦」というこういう本を買ってから、帰ってちょっと読んだわけなんですけど、この中で武雄図書館というものが、何でこの武雄市図書館再生プロジェクトというものが始まったかという、図書館が働いている人が利用できない状況にある、5時ちょっと過ぎで閉まるという現状が、住民サービスとして時代に合っていないんじゃないかと、そういうことが書かれているところがあったんですね。

それで、私の頭の片隅にこのことがずっと気になってはいたんですけど、それでちょっといつの記事かは書いてないんで申しわけないんですけど、鳥取市の図書館が年間業務委託料17万円かけて、約1万3,000人の湖山地区のコンビニの1店舗で図書の貸し出し、返却をできるようにしたわけなんですね。

平生町のこの第二次平生町子供読書活動推進計画、これ平成26年の2月につくられたものでちょっと古いんですが、これにも町立図書館の課題として、子供たちの年齢が上がるにつれて、町立図書館の利用頻度が下がっているということが、大人になればさらに利用頻度、これ子供対象なんであんまり大人のことについては書かれてはないんですけど、大人に言うと、やっぱりこの中にも仕事があるのでとか、忙しくて図書館を利用できないという声が多少書いてあったんですね。それで、そういう育児や仕事で図書館や移動図書館を利用しにくい人も利用できるようなサービスを平生町、この鳥取市とか武雄市のことを丸々まねするんじゃなくて、町の財政も考えてなるべくコストのかからない形でできるんじゃないかなと思うんです。そういう民間業者に協力してもらえるところを探して、そういう図書館の時間外にも本を気軽に貸し借りできるようなサービスができないかということをお尋ねします。

また、もう1点、第四次平生町総合計画の中にもホームページとかの開設とかICTの利用と

かというのを書かれてはいるんですよね、課題として。それで単純に、前回の3月の一般質問でも、町長にフェイスブックをもっと利用しないのかと尋ねましたけど、図書館のほうでもフェイスブックで情報を発信してみてもどうかというのをちょっとお尋ねさせていただきます。最新本の入荷とかイベント情報、本の特集等をこれだけソーシャルネットサービスが広がっているんですから、若い働いている方、多分利用されてると思うんで、そこら辺のやってみてはどうかという提案なんですけど、そこら辺お答えください。

あと、次、2番目ですが、学校給食自校方式の継続ということで、ちょっと私の勘ぐっている面もあるのかもしれませんが、第四次平生町総合計画に自校給食が望ましいが、近代化、効率性のため、改修や改築が必要であると書かれているんですね。自校給食が望ましいかと否定されているので、何かこれから違う方向に進むんじゃないかとちょっと気になっているんですね。学校給食の自校方式の質問ですが、2005年の6月の淵上議員が一般質問されて、検討委員会を立ち上げ検討するとの答弁だったようです。それで、検討会を開き、検討した結果、現在の自校方式に落ち着いていると思われるんですが、この2005年なので10年以上たったわけですね。状況も違うので、教育委員会、あと町の方針もあるのかもしれませんが、方針を変えることになっているのかどうかをお聞きします。

私の考えを最初に述べておきますと、学校現場における食育の価値はこれからまたさらに高まると思われるので、自校方式は継続するべきではあると私は考えているんですが、方針をお聞かせください。

それで3つ目なんですけど、佐賀小学校での山村留学ということなんです。ちょっと突拍子もない発想なのか、もしかしたら誰かに言われてるのかもしれませんが、佐賀小学校の地区は山あり海ありの自然豊かな地域であり、山村留学が可能ではないかと考えています。教育長の行政報告でもありますが、小規模特認校とふえてきているという報告でしたが、複式学級を解消するに当たってはまだまだぎりぎりということで、町内からの移動だけではなく、町外からをもう巻き込んで、佐賀地区での定住の足がかりになればと思っています。自治体に生きがいと活気、交流人口の拡大、青少年の活動、活性化等の効果が期待される山村留学を、コミュニティ協議会立ち上がったばっかでちょっと重荷かもしれませんが、そういうところと協議して、空き家を活用し、連携して行ってみてはどうかという提案なんですけど、以上3つについてお答えください。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 失礼します。平生町の教育についての3点のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の図書館の利用率向上に向けてのお尋ねでございます。本図書館では、利用率向上

のためにこれまでも試行錯誤を繰り返し、さまざまな事業を行ってまいりました。まず、普段仕事で忙しい方への対応ということでございますので、その対応についてですが、現在、インターネットによる図書館ホームページからの予約、検索システムというものがあります。インターネットにより予約された本は、貸し出しができる状態になれば、本人に直接電話をしてお知らせをするという取り組みでございます。そして、取りに来ていただくというシステムです。実際に図書館に来て、いろいろ本を調べるといった時間短縮ということを目的にしております。平日、仕事のため来館できない方には、予約しておいて取り置いたものを土曜日、日曜日に来館していただいて受け取ることができます。返却は図書館入り口横に返却ボックスを設置しておりますので、24時間返却が可能ということになっております。

また、平成25年度からは、一般向け移動図書館ということで、来館が困難な介護老人施設の入所者、または施設利用者を対象に希望される本を施設に持参する事業も始めております。現在は、本のリクエストもふえて大変好評を得ており、当面はこのような現行の事業を継続して、充実させていきたいというふうに考えております。

次に、フェイスブックによる情報発信についてのお尋ねです。現在、図書館からの情報発信は、インターネットの図書館ホームページを主に活用しておりますが、現在、年間25万件程度のアクセスがあり、年々増加している状態です。このように、インターネットの利用者がふえているということから、御指摘のあったフェイスブックの活用も効果的であるというふうに今考えております。

なお、さらなる情報発信のために、現在、既存の平生ファンクラブフェイスブックというものがあるということでございますので、それを活用して、図書館の情報発信を行っていききたいというふうに考えております。

次に、2点目の学校給食施設のお尋ねについてお答えいたします。学校給食は栄養のバランスを配慮した食事をみんなで食べることにより、健康な生活習慣の形成を図ることができ、健康教育に大きな役割を果たしております。また、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や好ましい人間関係を体得することを狙いとした学校給食法にのっとった教育活動であり、自校方式、給食センター方式等により運営されております。単独調理場とか、あるいは共同調理場という名称で呼ぶこともございます。

現在、本町の学校給食は、小・中3校とも自校方式によって児童生徒に給食を提供しております。その中でも、平生小学校の給食室が昭和40年建築、平生中学校の給食室が昭和46年建築ということで、かなりの年数を経過しております。施設、設備の老朽化が進んでいるのが現状でございます。

これまで、第四次行政改革大綱において、実施項目の中の民間委託の推進において、学校給食

を民間委託できないか検討を行ってまいりました。調理員を正職員からパート職員に切りかえたりして、人件費を削減していた状況でしたので、民間委託のメリットが発生しないということで、直営のまま自校方式で運営するという結論を平成19年度に導いております。その後、平生小学校の第1校舎改築時に給食室の改築の検討も行われましたけれども、厳しい財政状況の中、実現には至らず、それから5年が経過しております。このような経過の中で、両施設の改修はこれまでも行ってはきておりますけれども、給食を提供しながらの改修工事ということには限度があつて、夏季休業中に施工可能な工事をするということから、根本的な解決には至っていないのが現状です。給食施設の大規模改修あるいは改築は、喫緊の課題だというふうに捉えております。

先ほど質問のありました第四次総合計画後期基本計画に示しておりますとおり、こういった過去の経緯から、自校方式が望ましいと考えて現状のまま継続してきたところではありますけれども、施設の老朽化、衛生面での改善必要箇所の増加等、避けて通れない状況にありますので、施設の大規模改修、あるいは改築が必要であるというふうに考えております。その場合に、自校方式を継続するのか、給食センター方式を採用するのか、両方ともメリット、デメリットがあつて、平生町にとってどちらが望ましいのか、さまざまな観点から検討する必要があるというふうに考えております。

その一部を紹介しますと、自校方式のメリットとしては、配送が必要ないこと、児童生徒と調理人との触れ合いが可能なこと、学校行事に対応した変更が容易なこと等があります。デメリットとしては、平生小と平生中の今2施設が問題となっておりますので、2施設の建築が必要なこと、事務処理、労務処理、衛生管理、各学校で行わなければならない、教職員負担がかかっていること等があります。

また、センター方式のメリットとしましては、場長、栄養教諭の配置によって、組織的な対応で事務管理、労務管理、衛生管理が図れる、あるいはランニングコストとしての維持管理費、清掃費等の縮減が図れるということがあります。デメリットとしましては、先ほどの逆になります。配送時間及び配送車が必要なこと、児童生徒と調理人の触れ合いが困難なこと等があります。

自校方式、センター方式いずれの場合も、施設の整備に多額の経費を必要とします。現下の財政状況を勘案すれば、非常に困難ではありますが、近隣の自治体との調理の共同化という選択肢も視野に入れながら、方針を決めるべくこれから協議を進めていきたいというふうに考えております。

3点目の山村留学についてのお尋ねにお答えします。山村留学は、自然豊かな農山漁村に小中学生が1年間単位で移り住み、地元小中学校に通いながら、さまざまな体験を積む活動で、運営団体も公益法人、教育委員会、地域住民団体、NPO法人などさまざまな団体で運営されているのが現状のようです。県内では、岩国市の本郷に教育委員会が運営する留学センターがございま

す。

また、この山村留学は子供たちが生活をするスタイルによって幾つかの方式があるというふうになっております。寮を持った留学センター方式、民家に協力を得てホームステイする里親方式、またその併用方式などなど幾つかの方法があるようです。

御指摘のように、この山村留学制度が地域の活性化や交流人口の拡大という効果が期待できるのではないかという可能性もありますけれども、一方で、運営に当たっては解決しなければならない課題も多く存在しているというふうに聞いております。寮の方式では、寮の建設やあるいは空き家を利用すれば空き家の改修費用、里親方式では、里親の継続的な確保が必要になってきます。また、1年間お預かりする子供の病気やけがへの責任ある対応、栄養バランスのとれた食事の提供や悩み事への相談等、熟練した、また情熱を持った複数の指導員の確保と人件費が必要というふうに聞いております。

したがって、現時点では、佐賀小学校におきましては、昨年度、小規模特認校制度を設け、一定の成果が出ておりますことから、佐賀小学校のPRと合わせ、この制度を広く周知することで、児童数の増加につなげ、佐賀地区の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） まず図書館についてなんですが、図書館のほうでいろいろやられていて、本の貸し出しもどんどんふえているということで、今回、実際この賞をいただいたってことなんで、やるかどうか迷ったのもあるのはあるんですが、いろいろ図書館長とちょっと話をして、いろいろやられてるんだなと思って、改善されてるんだなと思ったんですけど、ただ、やっぱりもっと気軽に、この平生町子供読書活動推進計画の中にも確か、いつでもどこでも借りられるというのが書いてあったんですね。だから、さっきの教育長の話だと、インターネットで予約して、時間短縮で土日提供できる。ただ、やっぱりもっと気軽に受け取るには、そういったどこかの民間の店舗に委託して、そこに置いて、そこで受け取るという形が一番望ましいんじゃないかなと思うんですね。これはどうしてできないのか、ちょっとそこら辺を。例えば健康福祉課のほうで見守りサービスとか、お一人暮らしのところを見て回ってくれる協力姿勢があります。協力してくれるような委員、それは民生委員の方もいらっしゃいますし、そういう人たちと協力し合って、もっと図書館本を借りられるような、借りやすい状況はつくれないんですか。そこら辺、もしお考えがあったら。例えばフェイスブックのほうでいえば、ファンクラブのほうで活用して、そこら辺の連携を、総合政策課のほうでしようけど、ちょっと学んで、すぐにやっていただけるか、とにかく本の利用率向上につながるんじゃないかなと思いますので、そこはぜひよろしく願います。

次に、学校給食の自校方式ですが、ちょっと先ほども言いましたけど、私としては食育の価値というものがこれから高まるんじゃないかなと思ってはいるんです。これから人口減少していくに当たって、共働きの世代、もう大分ふえてはいますけど、御高齢の方が亡くなってきて、食べ物をどういうふうにつくられて、どういうふうに魚をとられて、加工する給食の方がいられて、家庭ではお母さんですが、それで初めてここに食べ物があるんだという、そういう食卓の向こう側というか、そういうものの背景が見えなくなってくるんじゃないかななんて思うんです。こういう共働きの世代ばかりになっていくと。

そういう観点が抜けていくに当たって、学校ではそういう調理現場を見せるというのはどんどんと価値が高まっていくんじゃないかと私は思っていて、できれば、できればというか絶対自校方式は外してほしくないなと思うんですよね。

もう一つ言うのは、農産物や農業や漁業の方の励みにもなると思うんですよね。自分でつくったものが、とったものが、給食で使われて子供たちが食べて、子供たちの体になるんだと思ったら、やっぱり励みになるんです。私も一応、農業の端くれ、農業をちょっとかじってはいるんですが、やっぱりおいしいとか言われるとすごい励みになるんで、つらいけど頑張ろうと思うわけです。そこら辺は地域の活性化にもつながっていると思うんですよ。

先ほど行政報告の中で、佐賀小学校は地域の核だとおっしゃいましたが、もうちょっと具体的に小中学校の学校給食の自校方式は、平生町の核なんじゃないかなと私は思っています。それで、財政の面とか老朽化の面でいろいろメリット、デメリットあって難しいところもあるんですが、新潟県のほうではセンター方式から自校方式に切りかえたところもあるんです、大分前の話ではありますけど、そういうところもあるんですね。一概にセンター方式が悪いとか自校方式が悪いとか言い切れませんが、平生町に関しては、自校方式が一番いいんじゃないかなと私は思っています。やっぱやらないと地域が寂れていくんじゃないかなぐらいに私は思っていますので、そこら辺考慮に入れてほしいなと思います。

それで、この後期計画にこのように書かれてあるということは、後期計画は確か32年までの計画ですよね。32年まで結局そうだといいことでしょうか。検討委員会を立ち上げるんですかね。そこら辺も教えてください。

山村留学、ちょっと突拍子もない提案だったんで、先ほども言われたとおり、小規模特認校のほううまくいっているということなんですけど、ただ、やっぱりちょっと気がかりなのはぎりぎりなんですよね。本当にこれから先、そんなにうまくいくのかというところがあつて。私もちょっと調べて、ちょっとこれは重いなと思ったんですけど、ただ、地域全体でコミュニティ協議会と話し合うということは、協議の場はない、教育委員会と佐賀のコミュニティ協議会と話し合う機会、学校と今、一応学校支援員の方とかいらっしゃると思いますけど、コミュニティ協議会

しっかりくっついて、佐賀地域全体を学校も含め、やっていこうという話し合いの場は今ありますでしょうか、そこら辺を。もしないでしたら、これからコミュニティ協議会立ち上げましたら、しっかり話し合っただけで教育委員会、学校と一体となってその地域を盛り立てていこうという行動をやっていただけるかどうか。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 再度質問にお答えいたします。

まず、平生図書館のほうでございますが、平生町の特徴ということで、先ほどのコンビニの件につきましては、人口集中地域に1万3,000人という人口がいて、その集中地域にあるコンビニという利用ということでございますので、今、平生町の人口割合とか、それからその年代層等を比較して考えてみますと、今、先ほどからちょっと出ております年齢の高いところの層が大変ちょっと借りに来るのが厳しいところがあるという、そういうところに重点を置いている。また、子供の読書活動に重点を置こうということでしっかりやってきたことが、このたびの賞にも入ったというふうに感じております。

また、今の流れで見ますと、インターネットの予約による本の貸し出し数が年々増加傾向にあって、今ほぼ半数がインターネットの予約と、直接来られて借りるよりもインターネットで予約しておいて借りるという状況が今できておりますので、そういった平生町のこの人口の問題であるとか、インターネットの利用率のことであるとか、そういうものを勘案して今考えますと、今の現状をしばらくまだ続けて、様子を見るほうがいいんじゃないかというふうに感じているところです。なかなか民間の協力ということもありますが、そこがうまくかみ合ってくれるかどうかはわかりませんが、その利用が少ないということであれば、迷惑をかけるということにもなるかと思っておりますので、またこれからそういったことに全体的に見て、今の取り組みを進めながら、また要望があればまた考えていきたいというふうを考えております。

それから2点目の学校給食についてなんですけれども、自校給食、センター方式ということで、さまざま先ほど言いましたようなメリット、デメリットということがございます。調理が目に見える給食という自校方式のメリットも大変よくわかると思います。ただ、以前からずっと見てみますと、平生小学校の子供数が1,000人を超えていた時代もございまして、そういった時代から、今500人を切っている状況でありますので、今、施設は大きな施設を抱えながらも、もう古くなって厳しくなっている。1,000人がつくれる施設があれば、それで平生町内全部の子供たちに賄えるという過去の施設の大きさが十分全部できるということも実際にはございます。

また、そういったセンター方式になったメリット、デメリットもありますし、それから地産地消ということでいいますと、県産利用率は今、平生町は山口県で1番ということで、しかしこの近隣も2番、3番というのは随分、センターであっても高い位置を占めているということで、平

生町でできた野菜をセンターに持ち込むということは、センター方式であっても不可能ではないということも考えられるかなというふうに思っております。どちらにしましても、今現在、計画を立てているわけじゃございませんので、これからしっかりセンター方式、自校方式、全ていろんなことを想定して、それで実際に予算に合うのか合わないのかもあわせて検討していきたいというふうに思ってます。ちょっと5年以内にやるのかどうかということは、ちょっと今ここでは言い切れないのですが、これから協議に入っていきたいということで考えておりますので、どちらにしても早めに協議に入りたいというふうに考えております。

それから、3番目の過疎化のこともあつての山村留学のことでございます。確か、今試行しております佐賀小学校における取り組みに関しまして、それで子供がどんどんふえるのかということ、そんな甘い考えは持っておりませんけれども、ただ、山村留学ということになりますと、岩国市のように山村留学センターをして、丸抱えて岩国市の教育委員会が経営していくと、かなりの年間出費も出ているわけですが、そういったものであれば、それぞれの行政の力でやっていけるということになります。今のような地域と連動していくということになりますと、相手がいることでございますので、そういったことも考えていかなきゃいけないのかなと。いろいろ調べてみますと、失敗例の中に、やっぱり地域にお願いして、地域と連携をしていくことで、その継続が難しくなったという、実際にはその手伝っていただいていた方々が高齢化していったとか、そういったことで厳しくなっているということも実際にはございますので、なかなかちょっと今ここでは難しい状況になるんじゃないかなというふうに、今現在では考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 最後の質問です。図書館の件なのですが、インターネットの予約をして、それで借りられるというのが順調ということだと。もちろん図書館の利用について、今後アンケート等でそういったものができれば利用するかというような問う機会があるようでしたら、ぜひできれば周りのほうでもこういうふうな動きがあるものですから、そういうのもやっていただきたいんですが、そのアンケートは何かの機会にやっていただけるかどうかお聞かせください。

私もこういったものをして、町内の人がちゃんと利用してくれるかというのは私もわからないんですが、わからないものを教育長にお願いしても仕方ないんで、できれば調べていただけるぐらいのことをやっていただけるとありがたいです。

給食の自校方式のほうなんですけど、いつ決めるかちょっとわからないという、5年以内か、でも老朽化が激しいということなんで、ただ私としては自校方式を継続してほしいということは言い続けていきたいと思っておりますので、10年以上前にも淵上議員も同じようなことを……思ったり

はしますんで、よろしくをお願いします。

あと、山村留学ということでちょっと提案させてもらったんですけど、NPO法人ガイドライン、NPO法人全国山村留学協会というガイドラインを私も見ましたけど、課題がいっぱいあって、ちょっとハードルは高いなと思ったんですけど、別にこれに固執してるわけじゃないんです、私は。ただ、山があつて、海があつて、あそこは平生町で今、本当に自然豊かなところだと私の中で認識してしまして、それで、そういうところをこの魅力を伝えるのに来てもらって、体験してもらって、勉強もその場でやってもらって自然に触れ合ってもらって、それでここに住んでもいいかなと子供が言うと自然と親御さんたちもついてくるわけで、このままここにいて、絶対住みたいんだって言うてくれたら、そのうち永住してくれないかなと甘い夢を見ているんですが。この山村留学ということにこだわらないで、定住に関して、もうちょっと何かコミュニティ協議会や地域の人とちょっとやっていく方向性を教育委員会としても考えてもらえればなど、ちょっと漠然とした話なんですけど、もしこのことに関して何かあればお願いします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） まず、図書館のほうですけれども、これまでさまざまな試行錯誤を繰り返してやってきているということですので、これからも今やっている事業で頭打ちになればまた次の事業も考えなきゃいけないということで、いろいろ工夫してやっていきたいというふうに考えております。また、それぞれのところで利用者の思いとか、そういうこともしっかり聞いていきながら、平生町に合う利用率向上対策がどんなものがあるかということを探していきたいなというふうに思っております。

2番目の給食につきましては、これから本当に協議に入るということで、本当にどれが一番いいのか、望ましいのかという、先ほどまでの答弁と同じになりますけれども、考えていきたいというふうに思っています。

3番目のほう、定住対策もあわせてということですのでございますけれども、町長部局のほうも定住対策というのを打ってますので、教育委員会もそれと連携しながら、いろいろ協議しながら進めてまいりたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時15分からといたします。

午後3時01分休憩

.....

午後3時14分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） では、2つ目の質問にかかしてもらいます。

地域おこし協力隊員について質問させていただきます。

私が前、一般質問に対し、協力隊員のことを聞いたときに、町長は明確に課題を設定した上で導入が必要と答弁されました。このもう7月ぐらいにされるんですかね、募集開始するんだと思うんですが、明確な課題ができていると思うので、明確な課題とは何かお答えください。

次に募集方法なんですが、この地域おこし協力隊員を迎え入れるに当たって、一種のお見合いだと思うんですよね。平生町の課題と隊員のその要望というか、その辺がマッチングしたときにいい効果が生まれるんじゃないかなと思っているんですが、誰でもよいから来てくれるというのではちょっと、その地域の特徴とか風習、そういうものが、あと地域おこし協力隊員が希望する職業とかそういうもので、すれ違いとか勘違いが起こってトラブルになるんじゃないかと思っているわけです。

それで、こういう人が来てほしいと、ちゃんと募集パンフレットにはっきり書く予定か、あと募集、先ほどもちょっと私が勝手に7月ぐらいかなど思ってるんですけど、募集時期がいつかと、あと地元のどこに町のほうはどこに地域おこし協力隊員に住んでもらいたいのか考えているのかちょっとわかりませんが、地元のことをよくわかってる人が面接官として加わって、ちゃんとその地域おこし協力隊員の希望に来た人がいいという地元の太鼓判ですよ、をそういうものがちゃんと押すような形になるのかそこら辺と、あとこの地域おこし協力隊員の特集を組んだ本を見たら、住居を確保するのにかなり手間取ったっていう話が載ってたんですね。今現在住居、地域おこし協力隊員が来られて住居の確保っていうのはされているのかどうか、そりゃするんですけど、今現在でどういう状況で、ちゃんとめどは立っているのかを教えてください。

それで3つ目に運用方法なんですが、地元住民、先ほども言いましたけども地元の方、風習もあって地域性もあるんで、そういう地元の人がちゃんと案内してあげなきゃいけないと思うんですよ、地域おこし協力隊員の方を。先日19歳の子が漁業の研修で佐賀のほうに入られてますけど、ああいう人もちゃんと地域に溶け込むようにちゃんとやってくれと、行政協力会議の中でありましたけど、そういうことは絶対に必要だと思うんですよ、私もこっちに来ていろいろ思ったほど、ちょっと違うなと思ったところもありますんで、そういう体制、案内する体制の構築ですよ、どうするのか。地元でそういう受け入れ体制をつくる協議会みたいなのをつくって、後見人とか来た方を世話する方を準備しなければならないではないでしょうか。そこら辺どういふふうにやられるのか教えてください。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊員の導入に関して、地域おこし協力隊員を導入するに当たっては課題設定を

明確にしてというお話をさせていただきました。その後、今回募集をかけていく前段として、導入するに当たって関係課で連絡協議会連絡会議を開催をしていただきまして、課題設定の協議をお願いをしました。2つの活動内容を選定をさせていただきました。

1つは、地元農林水産物を使った特産品メニューの開発業務、地域ブランド地場産品の開発等々、これの業務が1つ。2つ目は移住定住促進業務ということで、先ほどありました空き家だとか移住体験プログラムの開発等々、地域の住民の皆さんとあるいは団体と連携をしながら取り組んでいただくということに、今、設定をさせていただいております。

それから募集の方法と運用方法については、総務課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） それでは、2点目、3点目につきまして回答させていただきます。

まず、2点目の隊員募集から着任までの流れにつきましては、まず隊員募集に当たりましては、先ほどの2つの活動内容や募集要件などを掲載した募集要項を作成いたしまして、募集チラシ、また町の広報、ホームページや関係機関を通じて情報発信をしながら、7月上旬から8月上旬にかけて募集を行ってまいりたいと考えております。

そして募集の締め切り後、1次審査の書類審査を経て第2次審査の面接を行いますけれども、その面接を行う際において、できれば地域の方への参画も呼びかけをしていきたいというふうに考えております。その後、住居の賃貸契約、そして隊員との雇用契約、着任準備、住民票の異動等を行います、10月に委嘱、着任をしてもらえればというふうに考えております。

そして、住居につきましては、町内の空き家や借家、またアパートなどを選定いたしまして、その中から着任準備の段階で隊員と相談をしながら決定をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、3点目の地域や行政の受け入れ体制でございますけれども、地域においては隊員に対します生活支援や相談、起業に向け協力など、その地域に居住する一員として見守っていただきたいと思っております。行政におきましては、隊員の活動の中で活動報告を定期的に受けながら、疑問や問題提起に答えてまいりたいと思っております。また、各種団体や地域での会合や懇親の場に案内するなど、隊員と地域とをつなぐ支援や生活上の細々とした悩みへの対応をしていきたいと考えております。また、隊員の相互交流などの定期的な活動交流会や勉強会への積極的な参加を促していきたいとも考えておりますし、あわせて隊員を含めたIターン、Uターン者に対する移住を促進する協議会の設置も検討していきたいと考えているところでございます。

そして、最終的には3年後に隊員が本町で働く場を確保して、定住、定着していただき、本町に住んでよかったと言ってもらえるような隊員と地域、行政が一体となって地域課題の解決や

地域の活性化に取り組んでいけたらというふうに考えております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 3点お答えいただき、ありがとうございました。

明確な課題ということで、先ほど町長が言われたのが4月の広報にのつけられたことかなと思いました。定住対策とブランドづくりということで、地域おこし協力隊員を募集するということをお答えられたと思うんですけど、ブランドづくりということで農業のほう、ブランドづくりをするっていうことなんですけど、協力隊員もそこに定住するに当たって、希望する職業が多分あると思うんですよ。だから関連としては農業、農林漁業のブランドづくりだと、そういう希望者なのか、1次産業希望者を希望する人でブランドづくりも協力してやってくれる人を募集するという形なのか。あと、定住対策というものをやってもらいたいってということで、地域おこし協力隊員の方を募集すると。この人はどんな職業でも構わないっていう考えで思っているのか。地域おこし協力隊の方がどう、その3年後のことも考えて半分は動くと思うんですよ、地域おこし協力隊員の方も。そこら辺はどういうふうに、募集方法にもかかるでしょうけど、そこら辺ですね。ただ、こちらの要望だけで向こうがしてくれるわけじゃない、向こうの考えもあるでしょうから、その職業は定住対策に関してはどういうことを考えてるのか。ITが強い人で定住に関してちゃんと、こういう物件があって発信できる、こういうふうに整理してやればいいんだよとかちゃんとPRできるような人を呼ぶのか、そういう、今までやってきた職業もあるでしょうし、そこら辺の考えがあったらお聞かせください。

あとは住居の、募集要項の住居なんですけど、空き家とか貸家は隊員が来られたときに相談して決めるということだったんですけど、私的にはさっきも山村留学の件にちょこっとあったんですけど、佐賀のほうで人口をふやしたほうがいいんじゃないかと考えてはいるわけで、佐賀のほうを重点的に探すって方針で今ってはいないんですかね。さっき漁業関係で19歳の子が来られたとは言いましたが、まだまだそれでも何年前の行政協力会議が、佐賀地区は超高齢化社会というのを発言された方がいましたが、もっと、申しわけないんですけど、佐賀のほうには定住対策は重点的にやっていかなきゃいけないんだと思うんです。

先日、佐賀のコミュニティ協議会が立ち上がりましたが、その中にも定住対策は、ほかのとはあまり入ってないんですけど、ここだけはちゃんと明文化して定住対策はもうスタートからやっていくんだって話になっていますから、地域おこし協力隊のことも書いてあるんですよ。佐賀のコミュニティ協議会の活動計画の中には。佐賀のほうにもう住んでもらうという流れでしたほうがいいんじゃないかなと私は考えてはいるんですけど、そこら辺ちょっとお聞かせください。2点、お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） この地域おこし協力隊につきましては、先ほど町長のほうから最初に説明、回答がありましたように、役場の中で連絡会議を開催して、いろんな内容のことを協議してまいりました。そうした中で、今回募集要項に掲載する予定といたしておりますのは、まず、地元農林水産物を使った特産品メニューの開発業務に対して1名、そういう枠を考えております。内容といたしましては、平生こだわり栽培農産物などを使った地場産物の開発、そして後世に引き継ぎたい新たな郷土料理の開発、また、地域住民や団体と連携しながら地域資源を活用した特産品開発と販売促進というのが1つでございます。ですから、職業的にはいわゆる第1次産業の方も可能でもあると思いますし、またその業務をしながら自分でも将来的に職業を探すべく、いろんな活動もしていくというものもできるような時間も設けられるように考えておるところでございます。

もう1つにつきましては、移住、定住促進業務に関してでありますけども、内容といたしましては、地域の空き家、古民家の調査、そして移住体験プログラムの開発、また地域の団体や住民と連携しながら空き家の掘り起し、そして古民家再生ビジネス、空き家の利活用による店舗づくりというのが主な内容になってまいります。ですから、こちらのほうにつきましては、第1次産業というよりは、将来的にはそういった、空き家を活用したビジネスをできるような方というものを想定いたしております。ただ、両方におきましても、こちらの思いとしてはそうなんですけど、先ほど言われたようにいわゆるマッチングしなければ難しいこともありますので、何を先方が望んでいるかということも加味しながら、内容的には詰めていきたいと思っております。

また、住居につきましては、内容によって佐賀を重点的にということも、話が出るであろうと考えてます。特に、2番目にあります空き家、古民家の調査等の概要については、佐賀地区に住んでいただくことも1つの方法かなというふうを考えております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 募集内容がはっきりして、マッチングがうまくいければ、地域おこし協力隊員も平生町に定住してくれるんじゃないかなと、ある程度思っはいるんですが、新聞の記事で最近、退任後の定住は36.7%というのが載ってて、6割は定住していないということで、ぜひ平生町にも定住できるように、ちゃんとそのマッチングをうまくやっていただきたいなと思います。

私からは以上なんで、これからそのマッチングをちゃんとやっていただいて、定住に向けて地域おこし協力隊員の方が定住してくれるよう、よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 要望でいいですか。

○議員（3番 松本 武士君） はい。

○議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは一般質問をいたします。

防災行政の推進についてということで、1つ目に平生町地域防災計画と地震マップの関係性、かわりをどう理解したらいいんだろうか、どう理解されて設定されてるんだろうかということで1点目。

2点目に、住民との協働体制づくりについて、先ほど午前中の中にも少し御答弁いただいたところもありますが、実際に私体験したことをもとに住民との協働体制づくりについて、2点目にお尋ねいたします。

3点目は、防災拠点施設の耐震化対策について。これはずいぶんと午前中、また午後からの質問でも話題になっておりましたが、少し私なりの考えを申し上げさせていただきたい、それが3点目。

4点目に、飲料水、食料などの確保対策と広域輸送拠点对策。これも午前中、一部質問をされて、お答えにはなっていないんですが、私のほうからも少し提案等も含めてお考えをお尋ねさせていただきたいと思います。それが4点目。

5点目には、被災者の生活再建計画対応について。特にこれ、罹災証明書の件です。平生町でも地域防災計画に基づいて策定、また計画されてますので、少しこれを、今後どのような対策をとっていかれるか、これも先ほどから少しお話に出ておりましたが、少しお話させていただければと思います。

6つ目と7番目は提案も含めてです。吹鳴の種類を周知できないか、それと災害対応のスケジュール表の作成。これ、災害対応のスケジュール表というのは、風水害にかかわるタイムラインといわれるものですね、これについて、作成、検討についてされてるんじゃないかと思うんですけども、これについてのお考え、また今後の策定方針についてお尋ね7点ほどさせていただきます。

それでは、危機感を持って災害対策、防災行政の推進にどう取り組まれているか、先ほどの質問の中でも、災害は忘れたころにやって来るっていうような御発言もございました。私は、備えあれば憂いなし、まあ町民の生命と財産、せめて少なくとも生命を守る行政の推進ということで、特に庁舎のほうにどのような対策をとられているのかについてということでお尋ねをいたします。

特に、町長の立場っていうのが非常に微妙であることも承知しております。平生町地域防災計画の実施を、推進するのは防災会議というものが組織されておまして、町長の諮問的機関の性格も有するんですけども、この防災会議の長は町長、会務も総理すると。防災計画は1度策定

したら終わりではなく、やはり時の環境の変化に対応した防災行政の推進をしていく責務があると思いますので、お尋ねをさせていただきます。

考えの根本になるのが、先ほどもお話に出ておりましたが、BCP、いわゆる業務継続計画といわれる6要素ですね。このことについては先ほど平岡議員のほうからも説明がありましたので、そのことはちょっと省いて、私なりに行政の対応を質させていただければと思います。

まず、1つ目なんですけども、平生町地域防災計画と地震防災マップの関係について、いわゆる整合性というんですか、かかわりをどう皆さん方に伝えたいのか、町のほうで。と申しますのも、熊本地震後、町の対応はどねえなってるんかなってということで、地域防災計画、読まさせていただきました。防災マップも全戸配布ってということでやられております。少し疑問になったのが、地震防災マップは平生町直下型地震が最大震度となって策定されてます。一方、平生町地域防災計画では地震の5のところ、本町の直下には活断層の存在は確認されていないとなる記載がなされて、平生町地域防災計画の中でいろいろと地震の想定をされてらっしゃるんですね。東南海、先ほども少しお話がありましたけれども、県においても16のパターンをされていらっしゃいます。が、地域防災計画の中では本町の直下には活断層の存在は記載されていないんですけども、平生町の全戸配布の地震防災マップでは平生町直下型地震が最大となるとして、予測された想定図、被災のですね、が描いてあるんですけども、どのように理解したらいいんでしょうか。平生町防災マップでは何回も申しますけれども、平生町に起こり得る直下型地震が最大震度となるという。一方、地域防災計画では本町の直下には活断層の存在は確認されていないということで、地震の想定も平生町の直下型地震、最大と一方では言われてる割には、この想定がほかの東南海、南海地震、安芸灘、伊予灘、そのほかのパターンで一応は想定をされておるんですけども、かなりその地震の想定範囲も変わってくるんじゃないかと理解するんですけども、これはどのように理解したらいいのか。町民の方にどのように、このままでは二重の誤った情報が交錯してるように思うんですよね。きちんと情報を整理されたらいいんじゃないかっていうことで、町の防災に対する考え方を防災計画と平生町地域防災計画の関係について、まず1点目にお尋ねをいたします。

2点目に、住民との協働体制づくりについてということでお尋ねをします。大規模震災を、当然起これば職員の皆さま方も当然被災者ということになると思うんですけども、行政改革を進められる中で、職員数、これ随分と減じてこられました。今後も減ずると。また、職員さんも町外居住者の増加というのもふえております。いろいろ参集体制の訓練等もやってらっしゃいますけど、実際のところ、直ちに震災時、参集可能な職員数というのはかなり減る予測ができるのではないかと。例えば、道路の……とか不可抗力によってこの町にいち早く気持ちはある、行かんやいけんちゅうてもどうしてもできない。これ、影響がかなりあると思うんですよね。それをそ

のまんまにしておくんじゃなくてきちんと把握されたら、どうするべきかというのは方向性は見えてくるんですけども、そのときに住民との協働体制づくり、これが非常に災害に強いまちづくりの第一歩になってくるのではないかと思うんです。

そうすると、熊本等で学んだ教訓ということで、初期段階における被災前後の地域の情報というのは、例えば私の地域でも町の職員さんはいらっしゃいません。尾国、小郡、秋森。そうすると佐賀にはいらっしゃいます。そうすると佐賀からこっちのほうですね、かなり情報の収集というのが限られた方法になると思うんですよね。できないかできるかという、かなり難しいんじゃないかと思うんですよ、あの海岸線を。

そういったことを見渡してみると、大野、佐賀の山の上のほうも多分、そうではないかと思うんですよね。一旦職員の皆さん方ここに出られて、それからまた行くってということになると、かなり危険性も伴いますし、現実的な被災状況の把握っていうのは、地域地域によって違いますから、かなり難しいと思うんです。

そこでやはり、各地域に災害連絡員というんですか、そういう制度。また、コミュニティ協議会もできましたので、新たな体制づくりとしてそういう自治会長さん以外、自治会長さん兼ねてもいいんですけども、そういう体制づくりをしないと、限られた職員さんに全て、また職員さんが全て担うっていうような体制では、とてもじゃないですけども今後の災害対応は取れていけないんじゃないか。

ということで、1点目は提案も含めて、今の体制、本当に職員さん全部、百三十何人ぐらい出られるような体制を想定されていらっしゃるのでしょうか。もっと現実的な対応を多分とられていらっしゃると思うんですけど、もっと正味のところで体制を整えないといけないんじゃないかというふうに考えます。

2点目なんですけども、次に避難所の運営についても提案させていただきます。先ほどからも少しお話が出ておりましたけども、どうしても避難所の開設、開設後は職員さんが対応する。町内23カ所の24施設だったですかね。町内点在してます。これ、どうしても初期段階は職員さんが当然開設されることになろうかと思うんですけども。職員さん、災害対策の本部員でもあるわけですから、限られた人数の中でそれだけの避難所の運営をしていかにやいけん、災害本部としてのいろんな役目が、この地域防災計画の中で定められておりますよね。これ、本当に果たしてそれだけこなしていけるのかどうなのか。現実的な選択をすれば、やはり避難所っていうのも地域にある施設ですから、コミュニティ協議会等も設立をされてきたわけですから、1つ検討課題として、避難所を開設した後は素早く、職員さん、本来の災害復旧の業務、それが避難所の運営が本来の災害復旧の業務じゃないとは申しません。ちょっと私、言葉が悪かったですけども、しかし、そのほかの膨大な業務が職員さんにはあるわけですから、やはりそれをしないとい

ろんな点で業務が滞るということになっていくと思うんです。

今、2つのことを例に取り上げましたけれども、やはり住民との協働体制づくりこそが災害に強いまちづくりへの第一歩ではないか。今2つのことを提案させていただきましたが、今後どうされるのか。確かに先ほども少し協議していかなきゃいけないというふうに言われたんですけども、私なりの考えなり経験したことを少しお話しさせていただいて、もう少し深く町長さんの対応策、またお考えをお尋ねをさせていただきたいと思います。

それと3点目の防災拠点施設の耐震化なんですけれども、先ほど朝からのお話で随分と話題になっておりました。ただ私としては具体的に言って少しいいのかもどうかもしれない。第3庁舎が果たして、本当に災害対策本部として機能するかっていう問題。これもあわせて考えておかないやいけんのんじゃないかということです。

それは計画上は確かに第3庁舎、2階3階が使えます。狭い階段があります。いざ、実際に災害になったときに、職員さんのほかに消防、警察、ひよっとすると自衛隊の方も、かなりの人数がこちらのほうに集まって業務をされます。それプラス、町の業務もある程度こなしていけないということになろうかと思うんですよね。そうすると本当にそうなのか、代替施設に関して理解はしましたけれども、早急に、もうあしたからでもあさってからでも本当に、正味のところで考えとかんといけんのんじゃないですかということを、これ答弁要りません。私がもう勝手にもう言ってそのままで。それだけを言うておきます。早急に取り組みをしていただくように、申し出をさせておいていただきたいと思います。

4点目です。飲料水、食料などの確保対策と広域輸送拠点対策について。例を熊本地震ということで言いますけれども、これ本震、前震ということで2度の大きな地震があつちゅうことで、いろいろとその辺の条件は違いますが、一応国としては3日程度の水とか食料を備蓄で、今も各企業、民間企業と連携して対応しているということで。最低でも3日分は備蓄というものを本当に想定されている、大丈夫なんでしょうかという確認の意味で質問をさせていただきます。

水は、田布施・平生水道企業団、これが実施するということになってますが、多分、平生、田布施一緒の地震の時に田布施・平生水道企業団もかなり。ですからこれは広域的な対応をとらざるを得ないということを言われたことをなんでしょうけど、これは中国5県で災害協定も結ばれてますから、その広域的な対応で少しお考えをされた方がいいんじゃないか。

米についても県の応急用米の供給を受けるとありますが、県においてもそのような計画でしょうけれども、大規模になった場合には果たして本当にどうなのか、正味のところでやっぱり考えておかないと。災害は備えあれば憂いなし、これが防災、減災の大原則であろうと思いますから、そういう対応は本当にできているのかどうなのか、少しお尋ねをさせていただきます。

もう1点目なんですけども、輸送拠点対策です。スポーツセンターとして備蓄倉庫を準備し、

仕分け対策をするというふうにあるんですけども、スポーツセンターは実は野ざらしで、備蓄倉庫を用意するという対応は取れるのかもしれないんですけども、随分と熊本地震でもこの仕分けに関しては、東日本大震災のときもそういうことが課題となって、ノウハウをどうするかということで随分と物資の受け入れから物資の輸送、問題になりました。平生町を考えると、大変幸いなことに、大手物流の配送センターが平生にあります。これも耐震施設かどうかはわからないんですけど、やはりノウハウもありますんで、この大手物流の支店と協定ができているのかどうかを含めて今後の対策について、果たして本当にスポーツセンターで有効に機能するのか。つまり人と物の場所だけではなくて、いろんな機械が要るんじゃないかと思うんですよ。例えばリフトとかそれとかトラックの駐車スペースとか、かなり要るんですよ。仕分けの方法等についてもやはり、あるべきところのノウハウを多少なりとも授けていただくというか、こっちから求めていく。そういう体制が必要じゃないかと思しますので、その辺の輸送拠点対策について、4点目にお尋ねをいたします。

それと5点目なんですが、被災者の生活再建計画対応についてです。これ特にマスコミの報道タイトルが、家屋の被害判定に対し自治体に不信感もとか、罹災証明発行1次判定に不服とか、かなり過激なタイトルで報道をされておりました。確かにいろいろと罹災証明、被災証明の発行手順を見ると、一般の職員の方よりもかなり高度な知識といますか、そういう専門性が要求をされているようでございます。内閣府のほうでも、そのやり方っていうのは公開されていますが、東日本大震災のときもやはりこれも問題になりました。今回の熊本地震のときでも問題になりました。

当町での対応はどうかということで、地域防災計画の本編、419ページにこの罹災・被災証明の発行対策というのは書いてあるんですけども、3点書いてあります。事前対策としては、家屋被害認定士の養成。ボランティアの登録、他自治体との協力体制の確立ということで、事前対策として。罹災証明というのは、今後被災された方の生活復旧への第一歩ということで、とても大切な町の、町がこれを発行しなければいけないということで、先ほどのような熊本地震のときには、批判とかそういう立場でものを言うわけではありません。家屋の被害判定に対して自治体に不信感。1次判定に不服ということで、かなり住民の皆さんが一生懸命復旧に向こうという足かせとは申しませんが、それに近いような形で不信感が自治体との間に芽生えているということは事実ではないかと思えます。

それで、当町の確認の意味を含めて、この被災者の生活再建計画対応、特に罹災証明、それと被災証明の発行に関して、5点ほどお尋ねをいたします。

まず、この罹災証明にかかわる調査と及び発行体制についてはどのような体制が整えられているかということです。今まで大規模災害が発生すると、予想もしえない状況が次から次へと押し

寄せ、いわゆる想定外。職員さんはその対応に翻弄されてしまうと思います。せめて、罹災証明の交付の間まではスムーズに取り組めるよう、被災証明にかかわる調査及び発行体制は構築すべきだと考えますが、家屋被害認定士の養成、ボランティアの登録、他自治体との協力体制等挙げていると思いますが、現在のところどのような体制が整えられているのでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目です。いわゆる平時にもそういう罹災証明、これなかなか普段取り扱うことができません、職員さんにも。どういうものかイメージトレーニングっていうか、イメージして実際に災害が発生したってなかなか忘れますので、やはり何かしらの手引書なりマニュアルなど必要と思うんですが、そういう業務を進める上での道しるべ等は策定をされているのでしょうか。

それと3点目に、最初に申し上げましたけど、罹災証明にかかわる調査というのはかなり高度で専門性を要求される業務です。これがやはり数日のうちに早急に証明をしなきゃいけないということは、しかも公平、公正。これらがスムーズに進むような研修は、先ほどの1番とも関係しますけれども、常日ごろからの演習等実施するような仕組みは、平生町では取り組みはなされているのかどうかということなんです。

4点目なんですけれども、罹災証明の様式を見て少し違和感を持ったんですけれども、いろいろ罹災証明の様式を調べてみますと、平生町の場合、やむを得ない場合には自治会長、民生委員の証明、被災状況の分かる写真等がない場合というようなただし書きもあるんですけれども、これは法律との整合性とか問題ないのでしょうか。また、自治会長、民生委員さんの被災後の行動にかなり制限されて、負担となってるんじゃないかっていうふうに思うんですけれども、罹災証明、被災証明の発行は町の業務と規定されていると私は理解をしているんですが、自治会長、民生委員さんへ証明もいよいよこれ書いてあるんですけれども、この様式は今のところ問題はないのでしょうか。それと、多少ほかの自治体と比べてみますと、すごく細かなところまで様式で設定されていると思います。これは少しやっぱり考えないと、スムーズな発行業務の障害になるんじゃないかと思うんですが。いろいろ屋根とか壁とか、チェック項目が数十ありますよね。これはやはり考えられていかなきゃいけない1つの課題ではないかと思います。罹災証明の様式は特に問題ないのでしょうか、確認をいたします。

それと、一番びっくりしたのが、被災証明の発行体制。罹災じゃなくて被災証明。いわゆる平生町の区域外で死亡した町民の遺族の方に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明を提出させて、災害弔慰金の支給ということになってるんですけれども、一方で町で死亡された町外の方、町に居住しない方の被災証明の発行体制は整えられているのでしょうかどうでしょうかということなんです。たまたま平生町にいらっやった、例えば広島県の方、そのときにたまたま平生町で不幸な出来事で死亡されたというときに、この被災証明とはどういう発行体制が整えられてるんで

しょうか。被災証明と罹災証明に関する生活再建計画対応ということで、お尋ねを5つほどさせていただきます。

それと、いろんなことを考えていくと、やっぱり常日ごろから防災、減災に対するアクションを、住民の皆さん方と町、一緒にしていかなければならないと思うんです。そういうことを感じました。

次の6番目と7番目は提案も含めてお尋ねをいたします。

まず1つ目は、吹鳴の種類を周知できないかということです。災害思想の普及、啓発ということで、毎月1の日午前7時に防災平生として吹鳴がなされています。消防信号として定められている4種類の吹鳴を知らせる形で、住民に確認、周知ができないかということなんです。今は防災平生としてワンパターンで7時にずっとやっていらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。信号の種類としては、地域防災計画の中でも、建物火災のときの吹鳴の方法、それと山林火災、警報の発令のとき、これ津波、火災の警報の場合ということで、それと警報の解除ですね。いろいろ決まっているんですけども、これらっていうのがなかなか住民の皆さん方に理解されてないんじゃないか。ということは、吹鳴というのはいち早く住民の皆さん方にアクションを起こしてほしいという、まずはお知らせ。アクションですから。先ほども障害者の方に対する救命の方法、いろいろ考えていかなきゃいけないというのは、それはそれとして、まずは第1義的には吹鳴で各地域、全地域に知らせるってことですから、やはりこれは少し吹鳴の種類、またほかにも法令上の問題、吹鳴の種類、決まってるんじゃないかと思うんですけども、少し町のほうで考えられて、例えばこうですよと予想される災害のときですよ、やはりこれ有効に、せっかくデジタルで、今私が聞いている範囲では、従来に比べて非常に聞きやすくなった。むしろ農作業しよってもよう聞こえるというお話も聞いているんですよ。これを有効に、もうちょっと使う施策はできないものかどうかということで、吹鳴の種類を周知できないかということで、6点目にお尋ねをいたします。

7点目です。災害対応のスケジュール表の作成・検討についてちゅうことでお尋ねをいたします。災害対応のスケジュール表というのはいわゆるタイムラインということで、私も一般質問の原稿をお渡ししています。また、建設課、また関係所管内ではこれがどうも、これがどうもちゅうたらいいんですね、国土交通省のほうでも随分とPRをしているようで、事前の想定をきちんとみんなで計画した表をとということです。どうしても避難が主になるんです。予測される災害に対応する避難策なんですけれども、これ何で思ったかっていうと、実は、佐賀公民館で6月3日に、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の説明会がありました。それ県の土木、それと町の建設課、総務課のもとにこれ特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンが変わったっていうことで説明会があったんですけども、そのときに、民生委員さんの発言、要点だけを御紹介すると、その民生委

員さん言われるには、どの程度の雨でどうなるか判断する基準が欲しい、ないのかっていうことだったんです。というのはその民生委員さん、いわゆる中山間、急な勾配を背後地に持つ地区の民生委員さんなんですけれども、高齢者のひとり暮らしが多い中山間地域を担当する民生委員さんとしては、そういう高齢者の皆様方の避難等の判断も含めて、見回りも気になるって言われるんですよ。そうすると、風水害のことを特に言われておったんですけれども、そうするとこの強度、やはりそういうところできちんと特別警戒区域とか土砂災害警戒区域とか、先ほども少し説明ありましたが、ある程度起こり得る災害っていうのは予測できると思うんです。つまり自分で町のホームページに登録して、アクセスして情報をもらってくれじゃなくて、少なくともみんなで共通の理解のもとに動くような措置をとっておけば、たとえ空振り、その情報が誤報だったとしても、命は最低守られるということなんです。最低限度のことをやっぱりしないと不安で過ごせないというふうに、後で話すとその民生委員さんもなんかすごい、せんないようなんでね、そういうときに長雨で大雨が降ったときなんか。やはり少しでもそういった方々の身を軽くするのも、町のそれが協働じゃないかと思うんですよね、一つ大きな。やはり総務のところでは話をしている、そりゃ確かに難しい判断かもしれませんが、少なくとも防災・減災を推進する町と、今例えば民生委員さんを出しましたけれども、そういう地域のときにどういうアクション、行動をとったらいいか予測できる、特に風水害は予測できる災害とされていますから、やはりこれは対応、取り組むべき施策じゃないかということで、提案も含めて災害対応のスケジュール表の作成検討について、今どのような対応をとられているかどうかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 防災行政の推進について、数多くの質問をいただきました。総務課長と手分けをして答弁をさせていただきます。

最初の、地域防災計画地震防災マップの関係についてということでございます。地域防災計画につきましては、一番最初は平成6年度に策定をいたしておりますが、平成10年に第1回、そして平成25年度に2回目の改訂版、そして26年度に地震・津波の災害対策を追加をいたしております。その地震・津波対策をこれに加えておるわけでございますが、その中で特に東日本大震災を踏まえてのものでありまして、過去のいろんな重大な災害被害対応、教訓等を踏まえて、最大クラスの地震を前提として、あらゆる可能性を考慮した計画ということの位置づけにいたしております。したがって、そういう最悪の事態を想定をしながらも、その中で住民の命を守っていけるようにという基本的なコンセプトがあります。地震、確かに本町の直下には、今言われておるような活断層っていうのは、今のところ確認はされておりませんが、この地震防災マップにおきましては、このそれぞれ想定がされておりまして、一番平生町を震源とした直下型地

震の場合、これがまあ最悪のケースということになるわけですが、この地震防災マップでも一応その今の活断層については、今存在は確認されておらんけども、最悪のケースとして直下型の地震があった場合には、こういう形で浸水が予測をされるということでこれはなされております。したがって、地域防災計画につきましても、常にそういった発想のもとにこの取り組みが掲げられておまして、この地震防災マップ、それから津波ハザードマップもそれぞれ各家庭に配布をさせていただきましたけれども、注意や喚起をしながら心構えはしっかり持って、我々もそういった震災に備えていこうと、こういうことで今、掲げさせていただいております。

それから、2番目の住民との協働体制についてでございます。これは今、議員御指摘のとおりで、極めて同感なところでございます。一つは町の職員の対応に限界がある、御指摘のように町の職員が参集するにも、非常招集職員という位置づけの職員としてあらかじめ任命をしている職員もあるわけですが、一般の職員については、発災時に、例えば通勤のときとかそういうときに発災があれば、その場所で地域の住民の皆さんと協力をして災害状況の把握、人名の救助等々、初期消火等に当たっていただいて、それが終わってこちらへ参集をしてもらおうと、そして報告をしてもらおうという形になっておりますけれども、おっしゃったように、いずれにしても職員で対応というのはやっぱり一定の限界があります。したがって、どうしても地域の、いってみれば自主防災の組織、消防団の方々、そしてまた民生児童委員の方々、こういった方々との、いってみれば多角的にいろんな情報が収集できる体制、方法と、こういうものを考えていかなければなりませんし、地元の連絡委員の設置をしてはどうかということですが、そういったことも現実には消防団の経験のある方とか、そういう方になろうと思っておりますけれども、しっかり連携をとっていろんな情報が収集できるように、態勢をこれから考えていかなければいけない。地域の住民の皆さんとのまさに協働ということになろうと思っております。それで、そういう当然地元の方も実際に被災をされるケースもあるでしょう。したがって、いろんな方々から情報が収集できる形のことを考えていきたいというふうに思っております。

それから今、いろいろと新聞・テレビ等でも報道されておりますが、今からこれも少し我々も研究しますけれども、この被災状況を把握するドローンを飛ばしてやったらどうかというような話も出ておりますので、この辺は少し研究課題だというふうに思っております、人の手がなくても状況をつぶさに把握できるというようなことも言われておりますから、これはちょっと研究をしてこれからいきたいというふうに思っております。

それから、避難所の運営等についての地域住民の皆さんの御協力ということになりますが、きょうも午前中に申し上げましたように、コミュニティ協議会がこういう形でつくられまして、それぞれ防災の部会等も設置をされております。しっかりと連携をとってですね、協議を進めていきたいというふうに考えております。御指摘のように、立ち上がりのときはそういう避難所

の設立から運営に向けて、職員が頑張らなきゃいけないけれども、いろんな業務が、罹災証明、それこそ発行から復旧に向けての取り組みというものもございますから、ここはお互いに協働の力が発揮できればというふうに思っておりますので、この辺も十分協議をこれから進めてまいりたいと思います。

それから、防災拠点はあれです、飲料水・食料などの広域輸送拠点对策、それから被災者の生活再建計画の対応、罹災証明等の問題、それから吹鳴の種類等についての周知について総務課長から答弁をさせます。それから、最後にありました災害対応のスケジュール表作成・検討について、風水害のタイムラインについてということで御質問いただいております。台風等が接近する場合、例えばそういう台風なんかでこう事前にわかる場合は、やらなきゃいけない業務を抽出をして、誰がいつ何をするか、行動計画を時間軸に沿って作成をするということで、大変これは有効な手法だというふうに考えておりますが、同時に今、気象庁のほうで防災情報提供システムを検討しております。警報級あるいはまた注意報級の現象を、時間の流れに沿って色分けして表示をすることで危険度や切迫度を即座に把握できるようになるということで、今、例えば警報級の可能性、その提供をしていくというふうなことで、今準備を気象庁進めておりまして、1年間の試行期間を経て、来年度29年度から正式運用ということになっております。5日先までの防災・気象情報の提供が可能というふうに言われておりますから、台風等の接近等に対しては極めて有効だというふうに思っております。この気象庁の防災情報システム、これをしっかり運用を開始をしながら、その状況を踏まえながら今、さらにこれからより充実していくためのタイムラインというものを、検討をしていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

それから、土砂災害警報区域等における雨量等について、民生児童委員の方が大変心配だということでお話がありました。土砂災害のこの警戒区域につきましては、今までの発生をした災害データをもとに、一定の基準以上の地形があればそこを指定をするという形でやっておりますから、地域によっては雨量においても、例えば30ミリで注意報、50ミリで警報というふうに言っておりますが、一概にそれだけでは言えない。地域の状況によって違うわけですから、できるだけ町とすれば民生委員の方にも、今でもそうですが、台風が接近すると、早めに避難をしていただきたいということで、直接連絡をとったり、あるいは広報でお知らせをしたりということをやっておりますので、できるだけ早めの避難を呼びかけていくようにこれからはしたいと考えております。以上、私のほうからの答弁にいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） それでは私のほうから、4点目、5点目、6点目のところにつきまして、回答をさせていただきたいと思います。

まず、4点目の飲料水・食料などの確保対策と広域輸送拠点对策についてでございます。午前

中等でもお話をさせていただきましたけども、飲料水の確保につきましては極めて重要な問題でございまして、飲料水の供給施設の設備の被災、あるいは事業所等の被災によりまして給水機能が麻痺することも考えられます。町及び水道企業団が実施することになりますけども、現在町では、役場や一部の避難所において飲料水の備蓄を行っておりますが、御指摘のとおり期限があることや、スペースの問題もありまして、限られた量しか備蓄はできておりません。そこで、民間企業との避難所における飲料水を設置する場合の無償提供などの協定も結んでおり、災害時には対応できるものと考えております。また、食料につきましては最低でも3日分はというお話で、国もそういうふうに示しておりますけども、現在避難所におきましては、非常用食品として乾パンを備蓄しておる状況でございます。これにつきましても、期限とスペースの問題もございまして、全く心配ないという量ではございません。そこで、また民間企業等々、災害時における協定を締結いたしております、その中には災害時におけます災害救助物資を確保する内容も含まれておりますので、災害時には町民の生活の早期安定を図るため、民間業者によります救助物資の調達と供給が実施されることと思っております。

そして、輸送拠点対策についてでございます。御質問の中では、そういった輸送拠点対策がたまたま町内にそういった事業所がございまして、協定ができているかというお話でございましたが、実際その事業所とは協定をしているわけではございません。ただ現在、スポーツセンターを備蓄の倉庫と準備しての応援物資の仕分け対策をする計画ということで、輸送拠点としておりますけども、検討はしていきたいと思っておりますけれども、ただ相手方があることでございまして、今現在のスポーツセンターも利用しながらいろんな形での活用ができるかどうかということも、その相手方とも協議をさせていただきながら、検討をスタートさせていただこうと思っております。また、その他にも町有地以外の場所でもそういったところも町内にもあろうかと思っておりますので、そういったところも研究しながら協議をさせていただきたいと思っております。

次の、5点目の被災者の生活再建計画対応についてでございます。こちらにつきましては、罹災証明の自治会長等の証明で、公的に問題ないかということでございますけども、まず大災害が発生した場合に、罹災証明発行などの関係で支援金や仮設住宅等の生活に直結する業務等がございまして、そういったことに職員が携わることになりますけども、なかなか本町の職員のみでは難しい状況であろうと思っております。最初にございました罹災証明に係る調査より発行体制についてでございますが、災害が発生した状況の中で、先ほど申しました本町の職員だけでは対応に限界があると想定されますので、町におきましては山口県及び市町相互間の災害時応援協定として、行政書士業務の支援活動に関する協定、またさらには中国5県の町単位での災害時相互応援に関する協定を締結しておりますので、いざというときには御支援をいただきながら、円滑に業務が進めていければと考えております。

それから、2点目の災害時の業務マニュアルを整備することについてでございます。こちらにつきましては、業務概要や処理手順、処理に際しての取り扱いなどを明らかにしまして、職員の誰もが理解することにもつながります。またマニュアルによりどの職員が取り扱いを行っても、同質な業務結果が得られることになると思いますので、罹災証明業務につきましては、現在担当課におきまして業務の引き継ぎ書を作成しておりますので、この引き継ぎ書を改良することによってマニュアルとして整備をしていきたいと考えております。

それから、3点目の研修は行われているかということでございます。確かに被害の認定業務につきましては、短期間で非常に多くの人員を必要とするため、本町職員のみへの対応には限界がありますので、先ほど申しました協定を結んでおります自治体等に協力を求めながら、業務を行うことになると想定もいたしております。しかしながら、本町職員におきましても正確で公平な被害認定調査に従事する職員の育成を行う必要もございますので、今後研修等に参加をさせ技量を磨いてまいりたいと考えておるところであります。

それから、4番目の罹災証明書につきましては、様式に問題はないかということであります。罹災証明書につきましては、火災を除く風水害、地震その他これらに類する異常な自然災害によって生じた被害について証明するものでございます。申請時には、被害の状況がわかる写真を添付していただき、確認を行うこととなりますけれども、被災程度の証明を行う上では、調査・確認ができなかった場合に、何の根拠もなく罹災証明書の発行をすることはできません。そこで、被災状況のわかる写真等がない場合につきましては、本町の様式といたしましては、自治会長または民生委員等の第三者に証明をしていただくものということで規定をいたしております。次に、それが法的に問題ないかということでありますけれども、罹災証明につきましては市町村長が発行するとなっておりますので、その確認をした上で、市町村長、いわゆる平生町でいえば平生町長が発行するという段取りになっておると思っております。

それから、5番目の災害弔慰金の支給に関して、被災証明書の発行体制を整えられているかということでございます。災害弔慰金の支給につきましては、平生町の区域外で死亡した町民の遺族に対しまして、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出の上、各事項の調査を行い、支給をいたしております。逆に、町外の住民の方が平生町内で死亡した場合、本町が交付する被災証明書が必要となってまいりますので、申請があれば、担当課において被災証明申請書兼証明書というものを発行することになると思います。

そして、大きな6点目の吹鳴の種類を周知できないかというお話でございます。こちらにつきましては、本町のサイレン吹鳴につきましては、火災や災害の発生時に緊急をお知らせする目的で吹鳴を行っておりますけれども、運用につきましては、柳井地区広域消防本部に設置する防災行政無線の遠隔制御装置の子局を使用して、サイレンの吹鳴及び放送を行っております。毎月1日

の午前7時のサイレンテストもその一環でございます。それから、サイレン信号の種類につきましては、先ほどありましたように建物火災、山林火災、警報発令、警報解除の4種類がございます。しかしながら、現在は、毎月1日の7時にはこの4種類のテスト放送は行っておらず、サイレンの吹鳴のみを行っている状況でございます。御指摘のとおり、4種類の吹鳴を住民に周知していくことで災害防止の啓発、災害に対する迅速な行動につながるものと考えられますが、しかし、この実際に4種類のサイレン全てをテスト放送使用することは、吹鳴時間や間隔の時間等を考慮するとなかなか難しい問題であろうと考えられます。ただし、防災訓練等におきまして吹鳴することも一つの方法として考えられますので、実際の実施に向けまして訓練等の機会を捉えながらその方向で検討してまいりたいと思っております。また、ホームページ等におきましても、音声ができるかどうかは別として、そういった種類もありますということの周知も含めて掲載できるように検討も進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を4時40分からといたします。

午後4時25分休憩

.....

午後4時39分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

本日の一般質問はここまでといたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

.....

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて延会いたします。

次の本会議は、6月15日午前9時から開会いたします。

午後4時41分延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 湊 上 正 博

平成28年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成28年6月15日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成28年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第3 委員会付託
-

出席議員(12名)

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子さん
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君 副町長 …………… 吉賀 康宏君
教育長 …………… 新田 保弘君 会計管理者 …………… 高岡 浩行君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	羽山 敦紀君
総合政策課長	…………… 藤田 衛君 町民課長	…………… 石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長	……………	兼末 仁君
健康福祉課長	……………	田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長	……………	藤山 一人君
建設課長	…………… 瀬戸 孝博君 佐賀出張所長	…………… 安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長	……………	角田 光弘君
社会教育課長	……………	岡村 茂樹君

午前9時00開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、初日に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、細田留美子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第2、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。まず、一般質問を行います。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、昨日に引き続き再質問ということで、防災行政の推進についてということで、最初の答弁をいただきましたが、少しわからないところもありますので、質させていただきます。

1点目の平生町地域防災計画と地震防災マップの関係について。それと、4番目に質問させていただいた飲料水、食糧などの確保対策と広域輸送拠点对策について。それと、5番目に質問しました被災者の生活再建計画対応について。それと、吹鳴の種類を周知できないかということで、4点ばかり再質問をさせていただきます。

それではまず1点目の、平生町地域防災計画と地域防災マップの関係についてということで質問させていただいて、御答弁の中で、地震防災マップは最悪のケースを想定している。あらゆる可能性を考慮し、最悪の事態を想定したものだ、地震防災マップの目的というか、意義、定義

づけをいただきました。

それを主に考えますと、先ほども防災マップを拝見させていただきながら、こうなってますよということなんですけど、これ、前にも私言ったんじゃないかと思うんですけども、それぞれ4つの地震を並べられて、一番大きなのが平生町に直下型地震ということで、大きく一番あるんですね、並べて東南海・南海地震、それと大竹断層によるもの。それと中央構造線断層ですか、これやっぱり並べていらっしゃるということは、比較されていると思うんです。

そうすると、比較としてどうなのかということが、つまり東南海・南海地震、また大竹断層、また中央構造線断層、並べられると地震の震度階級が低い色で、平生町の直下型地震が、これが一番多いということで、最悪の可能性ということで、一番大きくされてらっしゃるということですね。

これ、全戸配布されているんですから、当然、住民の皆様方もこれに対する対応というのは、それぞれ考えられて想定されると思うんです。

一方、地域防災計画のほうを主に考えますと、東南海・南海地震による被害、安芸灘・伊予灘地震による被害と、たくさんの地震、8種類の断層による被害想定ということで、これが地域防災計画の、いわゆる被害想定根拠になっていると思うんです。

そうすると、この中に、平生町直下型地震の被害想定、状況というのが想定されてないもので、どういうふうに理解したらいいか非常に迷われると思うんです。一方では地図でやられている。一方、地域防災計画の中では、そういうものが定義づけというか、あらゆる可能性を考慮してやられたとは言われますけれども、平生町における直下型の地震による想定がされてない。

想定外なのか、想定外の想定外なのかわからないんですけど、やはり、これ情報、今の地震に対するいろんな根拠というのは、地震学というのを、そういうものから言っても、経験を積み重ねたものが根拠になってますので、それと科学的な知見、これはやはり科学の力に基づくものですから、ずっと変わっていく予想がある。

今の時点で、やはりきちんとしたものを情報として、私、少なくとも住民の皆さん方にお知らせする必要があるんじゃないかと思うんです。

地域防災計画の目的を読んでも、町の防災会議が主体の、これ、計画なんですけれども、平生町及び関係機関、これは公的機関、公共的団体もそうです。

住民等がその全機能を発揮することにより、災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興を円滑に実施し、本町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするということで、こういう計画が練られてると思うんですけども、お互いに、この地域防災計画と防災マップはリンクすべきじゃないかと思うんですけども、その辺の御認識を再度お尋ねをさせていただきます。

2点目なのですが、飲料水、食糧などの確保対策と広域輸送拠点对策なのですが、私が一番お聞きしたかったのは、3日分ですね、こういう国の指針も出て、民間業者と企業連携をしながらやっていくということなんですけれども、それはそれとしていいんですが、3日分程度のは、この民間企業との連携で確保されているかどうかということなんです。

この辺について、今一度、飲料水、食糧について、民間企業と提携しながらやっていくということなんですけれども、つまり最低限3日分は、そういうことの連携の上に成り立っているものなのかどうかということをお尋ねをいたします。

それと、3点目です。被災者の生活再建計画対応について、この中で4番目に質問させていただきました罹災証明の様式なんですけれども、これ、自治会長、民生委員さんの証明に関しては、町では問題なしというふうに、多分そうだと思います。

これ、「町のほうで定められる種類の被害の状況を調査し」という規定、ちゃんと、災害対策基本法第90条の2ですか、にも規定されてますので、そうだろうと思いますけれども、町としてその次の段階、自治会長さん、民生委員さんへ、そのような旨、周知されているか、対応をとっていただくように、少なくともこういうときにはこういうことが可能性がある、それが少なくともリスクマネジメントの一つではないかと思うんですけれども、決めたら決めたということで、どういうふうな対応をとるかというのをやはりきちんとされておかないと、備えあれば憂いなしということで、どのような対応をとられているか、再度、自治会長さん、民生委員さんへ、そのような対応を周知されているかどうかということをお尋ねをさせていただきます。

それと、ちょっと私の勘違いなのかもしれませんが、吹鳴の種類を周知できないかということで、6番目に質問させていただきました。

これ、課長さんの御答弁聞いていると、運用は広域本部でやっているというふうなことに理解しました。

これ、消防信号としての運用が広域本部なんのでしょうか、それとも、この信号を発するときには同報無線を使用しますけれども、この使用に関しても、全て広域本部のほうでされているということなんのでしょうか。ちょっとその辺のところ、私、聞き漏らしたかのように感じますので、再度確認をさせていただきます。

言いかえれば、同報無線に関しては、町で発信するような運用体制、言いかえればですね、これはできるのかできないのかということで。それと、町のほうでも、ホームページ上で音声として公表していくという、私も想像してなかったようなことで、大変すばらしいことだと思います。評価させていただきます。ぜひ、そういう取り組みをちょっと研究していただいて、これ、多分、平生町の歌も音声コンテンツとして、ホームページに掲載されていらっしゃると思いますので、経費等もかからずにできるんじゃないかというふうに感じてますので、そのことは御答弁は要りません。

ひとつ、いろんな形でやっていただけるようでございますので、研究、検討していただきますように。1点だけ、消防、吹鳴の種類に関して運用は広域本部、これちょっと私の勘違いかもしれませんが、吹鳴の種類いわゆるサイレンですね、これの運用は広域本部なのか、それとも、同報無線を含めたその運用いわゆる災害時のお知らせ等について、町で運用することはできるのかできないのか、そのことをお尋ねをいたします。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

最初の平生町防災計画と地震防災マップの関係についてでございます。

時系列的に言いますと、この地震防災マップは平成22年に作成をいたしてございまして、その後、地域防災計画、これはもう最近、平成25年、26年。地震・津波の災害対策を26年には追加をしてやってございまして、東日本大震災の経験を踏まえて、最悪のケースに対応できるようにという形で、今、追加をしてきておるわけでございます。

その前に、ですから、この地震防災マップつくってございまして、このマップの下にちゃんと大きく色が仕分けがしてありますから、被害が軽くなるような印象を与えとってということじゃなしに、こういう色がついているが、すぐここに震度4とか5とか書いてありますから、これはやっぱり相当なダメージといいますか、影響があるなというふうにとめていただけないか。その中で、最悪のケースとして、平生町を震源とした直下型地震が起きた場合には、こうですよということを示させていただいておりますので、これはこれで一つの大きな啓発をしていく役目といいますか、使命があったというふうにとめております。

それから、あと飲料水、食糧の3日間の関係、それから罹災証明、それから吹鳴の運用、それぞれ総務課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） それでは、補足して回答させていただきます。

まず1点目、3日分の備蓄を確認されているかという御質問でございました。

こちらにつきましては、昨日も申しましたように、それぞれ民間企業との協定によりまして、それなりの数量は確保できるものというふうを考えております。3日というか5日とかという数量単位ではなくて、必要分は確保していきたいというふうを考えております。

それから、罹災証明の関係でありますけれども、市町村長が証明するとありますので、町長が証明するということで、写真等で確認できない場合には、自治会長もしくは民生委員の確認をいただくという話でございます。

確かに、自治会長さんも毎年のように75%前後が変わっていらっしゃいます。その際に、行

政協力員会議というのを開催いたしますけれども、その中には、そういう細かいところまでは説明をいたしておりませんので、これから周知をさせていただきたいと考えております。

そして、吹鳴の種類周知でありますけれども、これにつきましては、柳井地区広域消防組合と平生町の間で、平生町防災行政無線遠隔制御装置のサイレンの吹鳴に関する協定書というのを結んでおまして、町、いわゆる平生町長もしくは平生町消防団長が、柳井の消防長に対して、防災行政無線の遠隔制御装置の子局を使用してのサイレンの吹鳴及び放送の運用に関する協定を締結いたしております。

サイレンの吹鳴の範囲といたしましては、6項目ございまして、1つ目が、消防本部が確知した平生町内での建物火災発生時。2番目が、林野火災及びその他火災発生時で先着消防隊の現場指示があった場合。そして3つ目が、火災気象警報等の発令時。そして4つ目が、平生町内の災害対策で必要がある場合。そして5つ目が、防災行政無線システムの維持管理上、必要がある場合という、済みません、全部で5項目になっております。

そういった運用の中での話でございますので、また、昨日申しましたホームページでの運用につきましても、できるだけ研究して、音声も出せるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、引き続いて災害に対する質問です。

きのうから、今、6人目の災害関連の質問です。多くの質問や提案がありましたが、災害は言葉ばかりがありませんので、大変ですけれどもよろしくお願いします。

地震の規模によっては、先ほどから質問の中にもありましたけれども、その計画等々、本当、大規模なものが来ると計画は本当に無力かもしれません。

しかし、多くの場合、非常に有効だと考えております。ですので、行政も当然できる限りの準備が必要だとは思っています。

先ほどから、水3日分というお話がございましたけれども、僕の個人の理解なので、ちょっともう一度、確認はしなきゃいけないと思うんです。この3日というのは、行政が準備する部分でなく、自助の部分ですよね。個人が、自分たちで備えるのが3日、7日を推奨していると僕は理解をしておりますけれども、1日3リットル、1人3リットル掛ける人数分の7日分、これは備蓄しておいてくださいよと推奨していると思っております。

それで、行政側が、発災前までに町民の数掛ける3リットル掛ける3日を準備するというものではないということだけは、前もってお伝えしておきたいと思えます。

南海トラフ大震災が終息するまで、どのようにして町民の命を守るのかという質問をさせてい

ただきたいと思います。きのうの繰り返しになり、重なる部分がありますけれども、お許しいただければと思います。

阪神淡路大震災を引き起こした兵庫県南部大震災から始まったこのたびの地震活動、これはプレート内部を震源とする南海トラフ大地震、これが終息をするまで、今回の熊本地震のような活断層を震源とする内陸型の地震、これはもうずっと続きます。

これはもう歴史的な記録等々を見ても、この活動期というのは、あそこのプレートの地震、それに伴う余震が終息をするまで、頻繁に各地で起こる、これはもう事実として記録に残っております。

それがどこで起こるかというのが問題なんですけれども、先ほどからもありましたけれども、平生町にもわかっている活断層、これは表面に見えているとか、明らかにここにあるであろうということで調査をされて、断層がありますよと認定された、県だったと思うんですけれども、そこが認めた主なもの。そういうことで、山口県地図に活断層が書いてあるだけです。なので、日本中、平生中、どこにも活断層が地中深くにはあると考えていいんだと思います。

そういった意味で、先ほどの誤差がある平生直下というのは、そういう意味なんじゃないかなというふうに理解をしております。

その主なもので、きのうからも御紹介ありましたけれども、西には周防灘の断層群、南には伊予灘、東に安芸灘、北には大竹・岩国断層帯あります。それに加えて、佐合の裏、西側にもありますし、日積や大島にも活断層が存在します。

以前の地震で、町内でも瓦が落ちたりして、ブルーシートをかけているお宅、それを地図上に記載をしてみると、同一線上に確認ができるんじゃないかと、これはもう地表には出て、目では見えないけれども、そこには活断層が存在していると考えていいんだと思います。

これらの地震や震災から、町民をどのように守りますかという質問をしようとは思ったんですけれども、きのうから多くの質問に答えられています。それらのことを積極的に進めていただければと思います。きのうから、議員さんから提案がありましたことや質問の内容、これが着実に進めば、僕は非常に有効だと考えています。

しかし、それは被災をしてから、ある程度時間が経過をしてその体制が整ってからの話だと考えています。

大災害が起これば、きのうの町長の話の中にもありましたけれども、職員を含めて町民の皆さん全員が被災者です。ですので、何度も言いますが、体制を整えば、これらの計画等は有効に機能すると考えています。

この体制が整った後、整った後の行動、これを初期段階というお話がありましたけれども、この体制、これが整うまでの間をいかに短くできるか、そのためには、地震が発生する前までに、

この公の機関が機能し始めるまでの備えが、町全体、町民含めて町民全体で備えができていますかだと思います。

町民一人一人が、それぞれの役割を普段から理解をして準備できているか、これが被害を減らして、またはその先の復旧、復興への近道になると考えます。

また、これから申し上げるのは、批判を承知で発言をさせていただきますけれども、熊本地震直後のテレビ放送で、被災者の方々のインタビューが放送されていました。

その中に、寝てたら頭の上にたんすが倒れてきてびっくりしたとか、家中の家具やテレビが倒れてぐちゃぐちゃとか、停電で真っ暗で困った。こういう報道、テレビで流れていました。

これらでお話をされた方は、たんすが倒れてくる場所に寝てらしたということですよ。また、家具が転倒防止をされていなかった。懐中電灯を準備されていなかったとか、または電池が切れて使えなかった、そういう可能性が非常に大きいと感じました。

この状況を、今の平生町でも当てはまるんじゃないでしょうか。今、起こらなくても数年後、今の状態のままであれば、数年後、平生で起きたとしても、このインタビューと同じことが、町内の至るところで起きるのではないかと非常に心配をしています。

今の状況とはどういうことかといいますと、今、高齢化社会の中で、多くの方が人生の大部分において、幸いにも直接大地震に遭われていない。幸せなことですけれども、そのことが逆に経験値として、イコールこの地域は大丈夫と感じてらっしゃる。また、安全な地域だと信じたい、この感覚どう思われますか、皆さん。これごくごく当然のことだと思うんです。

24時間、本当いつここで起こるかわからんって、怖れながら日々を過ごすわけにもいきませんし、当然、外へ出りゃ車にひかれるかもしれんと、ずっと本気で思っていたら外にも出れません。ふだんのやっぱり生活、しなければいけない生活をするを考えれば、あいたくないこと、起きてほしくないことは信じたくない、これ当然だと思います。

そういった考えが大部分を占めている中で、全町民にただ単に災害に興味を持ってもらうではなく、一歩進んで、関心を持っていただいて実際に取り組んでもらう。

災害に十分な備えをしてもらうのは、非常に困難なことだと思います。しかし、何とか、これやってもらわなければいけません。

そこでまず、ここからが質問です。

役場内の職員全員で取り組んではいただけないでしょうか。今回、災害に対する質問をされた方もですけれども、その意識が高く、防災担当の方にしても本当に意識が高い。既に取り組んでらっしゃる、そういう方はもう既に取り組んでらっしゃると思いますけれども、地震や災害に備えて何をすべきなのか、どうすればいいのか、普段の生活、これを通して町民の皆さんに参考になるような、町民の皆さんにお示しをできるような、そんな取り組みはできないでしょうか。

庁舎などの公共施設の耐震化や建てかえも非常に大切なことです。しかし、普段の生活の中で、まず職員さんから、それぞれの御家庭で、周りの御近所さんに見える取り組みができないでしょうか。

御家族での防災会議、災害発生時の行動なんかの話し合い、できておられますか。また、物が倒れてくる場所に寝ておられませんか。これは、きのうもちょっと財政の話にありましたけれども、町の予算がなくてもできる、予算がなくてもできることだと考えています。まずは、そこから始めていただけませんか。

恥ずかしながら、我が家の場合でも、災害に対する備えというのは、完璧というのはありませんから、取り組みは半ばでありますけれども、特に東日本大震災以降から、こつこつと一つずつ災害に対する備品をそろえています。

まず最初にそろえたのはライフジャケットです。ライフジャケット、売りおるのを値段で決めて買うとまずいんですよ。そのライフジャケットは何キロに対応できるか、僕なんか特にどれを買うても大丈夫っちゃうわけじゃのうて、もっと100キロ、110キロの人でも大丈夫ですよ。っちゃうのを選んで買わんと、50キロまでしか浮けませんよというのを僕が着たって、逆に動きにくうて溺れてしまうわけです。それぞれの、うちで言えば嫁と息子がいますから、それぞれのサイズに合うもの、特に子供の場合は成長していくんで、段階があるのでそろそろ買いかえの時期に来てるなと思っています。

この前の熊本地震の後、それまでは1個だけ防災リュックをつくってたんですけども、それを機に、あと伊予灘、2日後、3日後でしたっけ、伊予灘が動いたんです、一度。そのときに、これまずいなと思って、2人を、多分、日曜だったか集めて、大切なものをリュック入れちよけよと。なら、うちの息子2つのリュックぱんぱんなんです。開いてみたら、カープのグッズがようけ入っちゃうんです。本当それぞれ子供ら、それぞれの立場で必要なものっちゃうのは本当に違くて、その中でも持ち出さんにやいけんものと後から取りにくるもの、これも分けちよけよっちゃうので分けらせて、今、寝るときには、本当格好悪いんですけど、足元にはひも靴を置かせます。頭のところにはヘルメット、これはヘッドライトをつけたものを置かせています。当然そのそばには防災リュックですね。そこまでする必要があるんかと思えますけれども、やっぱり僕、息子にも痛い思いをしてほしくないし、息子が痛がっちゃうのを見とうもないし、やっぱり自分からやってもらうために、話をして自分自身でそろえさせました。

これがええ悪いというのはようわかりませんが、そういう話を僕、機会があるごとに、知らん人にでも、防災の話を聞かれればこういうふうにしてるんですよ、中身はこんなですよ。っちゃう話をしています。

そういう活動を役場の職員さん、124名ぐらいですかね、今。その御家族皆さんがやってい

ただければ、すごく広報になると思うんです。どうしてええかわからんちゅうのがほとんどなんですよ。ぜひこのこと、これがまず一つです。職員さんから御家庭でやっていただけないかちゅうことが一つ。

そしてもう一つ、今回の熊本地震もそうですけれども、災害発生時には消防団の活動が必ずあります。消防団の多くは、家族や地域への思いが活動の原動力になっていると思います。

それだけに、家族や地域の人たち、それに企業や事業所に対して、消防団活動の理解を深めていただくことが必要です。そのことが間違いなく消防団を支えることにつながると考えます。

消防団自体、消防団自身が変わる努力も必要です。さらに、地域全体が活動を支援し、今の時代、今の平生町にふさわしい消防団をつくっていけるよう、みんなで考えるべき課題だと考えています。

そこで、行政、町長にお願いしたいのは、お尋ねしたいのは、事業所などにそういう消防団活動へ対する理解と協力を求めることをしていただけないでしょうか。その2点についてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 熊本地震からの教訓を踏まえて、今後、対応策について2点、今、御質問をいただきました。

1つは、職員全体でこういった防災意識をしっかりとって、まず身の回りからしっかりとその対策を、家族を含めて、防災対策を進めてほしいということでございます。

職員が、職員自身もまず安全でなければいけないという、その取り組みのポイントだというふうに思っておりますし、きのうからも申し上げておりますように、本当に職員として果たしていかなければいけない災害のときの役割、使命というのは、極めて大きなものがありますし、また町民の期待もそこにあるかと思っております。

したがって、町民、職員みずからが防災意識をしっかりとって対応していくというのは、今までも、したがっていろんな研修、訓練。やっぱり訓練をいろんな意識を持って積み重ねていく、これは非常に大事だというふうに思っております。

研修でいろいろ勉強をする、それを実践をしていくということも大事でありますし、特に職員の場合は、現実にはこういった災害のときは、必ず想定外という事態も発生をいたしますから、マニュアルはマニュアルで大事ですが、それをもって、私はこの前から職員にもメール出しておりますが、指示待ち人間にならんようにと、やっぱりみずからが判断をしていけるように、そのためにはやっぱりいろいろ訓練をやって、みずからが、しっかり今ここで何をしなきゃいけないかということをしっかりやっていく必要があると、したがって、できるだけ訓練を積み上げていきながら、判断ができるようにしていくと、訓練でできないものは本番でもできないわけであ

りますから、そういうやっぱり意識を持って、まず自分の周りからやれることはやっていくと、このことをもう一度、やっぱりしっかりこれからも徹底をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう2点目の消防団の関係です。

団員の安全確保についても、これまた同様でございます、ことしの5月だったと、ついこの前ですね、消防団活動の安全管理マニュアルというのを策定をいたしまして、全分団員に配布をさせていただきました。

これ、東北の地震のときもそうですが、消防団員の使命感によって、行って何とか助けなきゃいけないというようなことで、みずからが犠牲になるというようなことが発生をいたしましたので、消防団員、まず自分の安全をしっかり確保してほしいということで、それを踏まえた、そのことが多くのまた町民、地域の住民の命を救済をしていくことになるわけですから、大変大事な観点だというふうに思っております。

同時に、今、御指摘がありましたように、消防団員についても、今、女性団員も協力をいただいておりますし、いろいろ昔と違って仕事に出かけておられる方もたくさんおられます。

事業所の、そういった意味では、協力もいただかないと、なかなか取り組みが前進しないという面もあります。関係する事業所等には、いろいろまた消防の関係でも御協力をお願いをするように、これからも対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ぜひとも、今、消防団員確保も難しい時代でありますし、消防団員の皆さんも、サラリーマンをされながら兼務されているという方が多いです。

ぜひ、働き先の、雇用先の事業所や会社に、ぜひとも協力、強力な協力をさせていただきますよう働きかけていただければと思います。

再質問ですけれども、災害発生時、職員124名ですね、現在、消防団員200名、これに加えて、その後ではあると思いますけれども、消防や警察、海保や自衛隊が活動に当たっていただけます。

しかし、初期の段階では、地元にいる職員と消防団、これが中心になります。彼らは本当に本気で町民を守りたい、そう思っていると思います。

消防団に関して言えば、日々訓練にも取り組んでおりますし、例えば、災害が起きて命令があれば、先ほど言いましたけど、備えをしている人、災害に対する備えをしている人でも、全く備えをしない、関係ないやって言いよるような人でも、本当、等しく平等に救助へ向かいます。

もし自分が、例えばさっき準備をしているということを言いましたけれども、これを全くしないで、関係ないやちゅう考えでおったとして、救助していただかなくちゃならないような状況

になったとき、救助を待つ間、どういう気持ちでおるかのと。僕は恥ずかしゅうてしようがないと思うんです。あんな言いよったが、あいつ挟まれちよるでって、そんなことも言わんと、消防団員、自衛隊、その後の消防署員、警察の方、皆さん、そねえなことも言わんと、大丈夫かねって助けてくれると思うんです。

それを思えば、備えをしとけば痛い思いをせんで済むかもしれんです。大切な人が苦しむ姿を見なくて済むかもしれん。

ぜひとも、初期の活動を一刻も早く始められるように、初期の初期、もう自助ですね、町民全員、平生町全体を自助の体制、全体でつくる自助、この体制をつくっていけるように、行政側も町民も、議員も、努力をしていかなきゃいけないなということを最後に申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、新制度のもと、教育長ですけれども、就任をされまして、2カ月と半月がたちました。短い期間ではありますけれども、平生町の教育行政の現状をどのように感じられましたでしょうか。

新田教育長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。また、今後についてもお聞かせいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教育長就任に当たってということで、発言の機会をいただきました。ありがとうございます。

就任して2カ月半がたちました。この間の状況ということでございますけど、感想といたしましては、私もいろんなところを回ってきましたけれど、この平生町へ戻ってきて、学校と地域が大変近いということを、素直に肌で感じているところでございます。

子供たちへの健やかな成長を願って、支援していただいている地域の方々が、これほど多数おられるんだということに、感動を覚えているところでございます。

また、平生町の教育行政につきましては、まだわかっていないところが多々あるなということ、この議会を通しましても、いろいろ感じているところでございます。これから日々精進してまいりたいというふうに考えております。

さて、これからの今後の教育行政ということでございますけど、教育行政を考えるに当たりましては、これからの社会情勢の進む方向性というものが大きく影響するわけですけれども、そのことについてもさまざま指摘されておりますけれど、一般的には、現在の子供たちが成人して社会で活躍するところには、生産年齢人口の減少であるとか情報化、グローバル化の急激な進展や絶え間ない技術革新等によって、社会や職業のあり方そのものが、大きく変化する可能性があるというふうに言われております。

言いかえますと、将来が非常に読みづらいという時代になっているというようなことでございます。

このような将来の変化を予測することが困難な時代というこの時代を、たくましくしなやかに生きていける真の生きる力を持った人材を育てることが、ますます重要になっているというふうに感じているところでございます。

このことも踏まえまして、この本町、平生町と本町教育委員会では、新教育委員会制度の教育行政の指針となる大綱として、平生町教育振興基本計画を昨年6月に策定し、「みんなの笑顔が輝くまち」を基本目標として、諸施策を計画的に進めているというところでございます。

こうした中、私がこのたび教育長の重責を担うということになりましたけれども、これまでの教員と、それから行政での経験を生かしながら、平生町教育振興基本計画の基本理念にあります、高い志と広い視野を持って夢に挑戦するとともに、家庭・学校・地域の連帯の中で豊かな人間性を育み、ふるさとをこよなく愛して行動できる人づくりを目指すことによって、教育長の職責を果たしてまいりたいと考えております。

具体的には、学校教育につきましては、「未来を拓くたくましい平生っ子の育成」を主眼としておりますけれども、キーワードとして幼・小・中の連携、安全安心な教育環境の整備、家庭・地域とのきずな、この3点を主にキーワードとして、未来に生きる子供たちの豊かな心と確かな学力、健やかな体を育て、平生を愛し、地域や求められる世界で活躍できる子供を育ててまいりたいと考えております。

また、社会教育につきましては、「学校・家庭・地域がつながる生涯学習の推進と学習成果活用の促進」を主眼としておりまして、一人一人が生涯を通じて生きがいを持ち、元気で心豊かに活躍することができるよう生涯学習機会への充実をはじめ、生涯学習で身につけた学習成果を地域活動に活用する生涯学習のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

まとめとなりますけれども、私といたしましては、「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」の実現に向けて、学校・家庭・地域のきずなづくりによって、子供たちにとって望ましい教育環境の充実を図るとともに、誰もが生涯を通じて生きがいを持って能力を発揮することができる教育のまちづくりを目標として、全力で取り組んでまいり所存でございます。

どうか、皆様方の御協力と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 昨日もそうですけれども、本当に真摯に丁寧な御答弁を本当にありがとうございます。

私事ですけれども、子供のころ、教育長といえば新田保夫教育長でした。二代にわたってお世

話になるなんて本当に縁を感じますし、我が家で言いますと、今、息子が小学校に通っておりますし、親父もお世話になって三世代もお世話になっております。

時には討論することになることがあるかもしれませんが、平生町の教育行政の発展のために御尽力いただければと思います。よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号平生町犯罪被害者等への支援に関する条例について、質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 議案第1号平生町犯罪被害者等への支援に関する条例に関しまして、この条例案、この後、付託案件の予定で、私もその予定される所管の委員ではありますけど、今後の予定ちゅうことで、まだ正式には付託もされてないということで、まず、大筋だけを確認させていただきたいと思います。

柳井署管内、1市4町の足並みをそろえるというふうになりました。いろいろ調査してみますと、先進地としては県内、防府市。これ支援者に対する給付金等の策定もされてらっしゃいますけれども、いろいろとさまざまな状況、全国ではされているようでございます。

差し向き、お聞きしたいのは、1市4町の足並みをそろえる、全て同じ条例文ということで理解してよろしいのでしょうか。

また、柳井署管内ということになりますと、警察行政との絡み、いろいろと過去相談されてこられていたとは思いますが、今後にかかわることなんですけれども、当町にかかわるほかの条例とのかかわり、例えば窓口をどうするかというのは、当然規則とか条例とか、また課制条例にもかかわってくるのではないかと思うんですけれども、この条例の施行日、10月の1の日ですか、からということになりますけれども、当然そのような諸準備もされていかなきゃいけないとは思いますが、その準備のほうはどのようなになっているのか。2点ほど、1市4町足並みをそろえるということで条例案は全部一緒なのかどうなのか。

それと、今後の当町での条例のかかわり、これどのような手続になるのか、想定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの平生町犯罪被害者等への支援に関する条例についての御質問でございます。

まず1点目、柳井署管内の1市4町が、同じ条文なのかということでございますけれども、ほぼ内容的には同じようなものでありますが、一字一句一緒というものでもございません。

それから、窓口はどうか、また規則とかの準備はどうかという話ですけれども、こちらにつきましても、窓口の定義は、確かに条例の中で総合窓口ということでしてあります。当面は総務課のほうで、そういう受付をするようになってくると思います。と申しますのも、いろんな形での相談等がまいつてくることもございますので、一義的に、例えば窓口に来られた場合には総務課のほうへお回しくださいということで、総務課のほうに来ていただくと、今度は、また内容によっては警察であったり、関係機関であったりということで、こちらの条文の中にも「関係する機関と」という形の文言を数カ所設けておりますけれども、平生町でできる範囲のものをしていきたいという形で思っておりますので、特別、課制条例の中で、これに関する事というところまでの定義までは、今のところは考えてはおりません。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、承認第1号専決処分の承認について平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例及び承認第2号専決処分の承認について平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平成27年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、報告第3号平成27年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括して質疑を行

います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

日程第3. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第3、お諮りいたします。

日程第1号から議案第3号、承認第1号及び承認第2号は、会議規則第35条第1項の規定により、初日に配布の付託表のとおり、総務厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号、承認第1号及び承認第2号は、総務厚生常任委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 次の本会議は、6月24日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 細 田 留美子

署名議員 河内山 宏 充

平成28年 第2回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成28年6月24日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成28年6月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平生町犯罪被害者等への支援に関する条例
- 日程第3 議案第2号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認について
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議員提出議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第8 議員派遣
- 日程第9 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平生町犯罪被害者等への支援に関する条例
- 日程第3 議案第2号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認について
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議員提出議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第8 議員派遣

日程第9 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子さん
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君	副町長 …………… 吉賀 康宏君
教育長 …………… 新田 保弘君	会計管理者 …………… 高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	羽山 敦紀君
総合政策課長 …………… 藤田 衛君	町民課長 …………… 石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 ……………	兼末 仁君
健康福祉課長 ……………	田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 ……………	藤山 一人君
建設課長 …………… 瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 …………… 安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 ……………	角田 光弘君
社会教育課長 ……………	岡村 茂樹君

午前10時00開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、平岡正一議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 承認第1号

日程第6. 承認第2号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平生町犯罪被害者等への支援に関する条例から日程第6、承認第2号専決処分の承認について平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

6月15日の本会議において総務厚生常任委員会に付託いたしました本件について、審査の経過及び結果報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

○議員（7番 河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成28年6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を6月21日委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果は、お配りした資料のとおりであります。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

議案第1号では、この条例の上位法となる国の基本法成立からかなり時間を経過しているが、県内でも条例化がなかなか進まない状況をどう理解したらよいか、また、混乱がないよう所掌の事務を行う受付窓口は定めるべきではないかという質疑に対し、柳井警察署からの高い意気込みを受け、このたび1市4町での足並みをそろえての上程となったものであること、そして、総務課が窓口となり、対応不能な内容は警察署または専門機関である山口被害者支援センターを紹介する形になることから、所掌の事務としては取り上げないが、機構改革等もあり、詰めて行く中で必要であれば、規則にうたい込むとの回答がありました。あわせて、県の町村会会長の立場である町長には、この取り組みの情報発信を積極的に行ってほしいという意見がありました。

議案第2号については質疑はありませんでした。

議案第3号では、義務教育学校とは具体的には何かとの質問があり、学校教育法で新たに学校の種類として規定がされた、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校のことである

との回答がありました。

承認第1号については質疑はありませんでした。

承認第2号では、条例の一部改正に関して、保険税軽減の拡充についての説明を求めました。このことについて、27年度では2割軽減区分の応能負担分に対する支援率が新設、また、5割、7割軽減の区分では支援率が引き上げられ、減少する保険税収入の補填となる国と県からの支援金が増額措置となったという内容の説明がありました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長説明を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。まず、議案第1号から議案第3号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第1号から議案第3号に対する討論を終わります。

次に、承認第1号及び承認第2号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。これより採決に入ります。

まず、議案第1号平生町犯罪被害者等への支援に関する条例を採決いたします。議案第1号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第3号に対する委員長報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、承認第1号専決処分の承認について平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例及び承認第2号専決処分の承認について平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

承認第1号及び第2号に対する委員長の報告は、承認すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって承認第1号及び第2号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議員提出議案第1号

○議長（福田 洋明君） 続きまして日程第7、議員提出議案第1号事務検査に関する決議を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員会河藤委員長。

○議員（7番 河藤 泰明君） ただいま議題となりました議員提出議案第1号事務検査に関する決議につきまして、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。議員提出議案第1号は6月21日の総務厚生常任委員会において6月15日に開催された全員協議会における平成27年度普通交付税算定における修正についての報告に対し、所管委員会としての対応を協議したいとの申し出があり、審議の結果、全会一致で決議を採択、所定の賛同者を得て本会議に提案するものです。

この決議の目的は、地方自治法第98条1項の規定に基づき、総務厚生常任委員会が地方交付税の算定に関する事項、予算編成に関する事項、組織・機構の見直しに関する事項、職員の職務遂行能力の向上に関する事項にかかわる事務検査を実施し、町の予算の調製、執行の事務が適正かつ計画的に合理的に行われているか検証しようとするものです。

議員の皆さまにおかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理

由の説明とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提出議案の説明を終わります。これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号事務検査に関する決議の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議員派遣

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第8、議員派遣を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配布の文書のとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって議案派遣について、配布文書のとおり派遣することに決しました。

日程第9. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（福田 洋明君） 日程第9、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
これをもって、平成28年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 岩 本 ひろ子